



工場就業者募集取締規則執行心得

(大正三年十二月二十五日)  
群馬縣訓令甲第四十一號

- 第一條 規則第一條ノ届書ヲ受理シタルトキハ第二條各號ニ該當スルヤ否ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スヘシ
- 第二條 規則第七條ノ届書ヲ受理シタルトキハ應募ノ出發前其ノ年齢及契約事項其ノ他ノ適否ヲ調査スヘシ
- 第三條 募集者又ハ募集従事者ノ行爲ニシテ規則第十條ニ該當シ其ノ募集ノ禁止若ハ募集證ノ返納ヲ命スルノ必要アリト認ムル事實アリタルトキハ直ニ報告スヘシ

群馬縣

雇傭周旋業取締規則

(明治三十九年三月)  
群馬縣令第十一號

- 第一條 雇傭周旋業ト稱スルハ人ノ依頼ニ應ジ報酬ヲ得テ雇傭ノ周旋ヲ業トスルモノヲ云フ
- 第二條 雇傭周旋業ヲ爲サントスルモノハ本籍、住所、氏名、年齢、屋號、營業所(法人ニ在リテハ其名稱、事務所代表者ノ本籍住所、氏名年齢定款)ヲ記シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ支店ヲ開設セントスルトキ亦同シ
- 第三條 無能力者ノ願届書法定代理人、保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス
- 第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ本則ノ營業ヲ許可セス但第五號ノ場合ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ許可スルコトアルヘシ
  - 一 二百圓以上ノ資産ナキ者
  - 二 賭博、印書偽造、強盜、詐欺取財、贓物ニ關スル罪及幼者略取誘拐猥褻姦淫ノ罪ヲ犯シ處刑後滿三ケ年ヲ經過セサル者
  - 三 前號ノ罪ヲ犯シ刑ノ執行猶豫ヲ受ケ其免除後一ケ年ヲ經過セサル者
  - 四 公安風俗ヲ害スル虞アリト認ムル者
  - 五 宿屋營業ヲ爲ス者及宿屋營業者ト同居スル者若ハ別居スルモ經濟ヲ共通スル者
  - 六 營業許可ヲ取消シタル後滿二ケ年ヲ經過スルモ改悛ノ情ナキ者
- 第五條 前條第二號乃至第六號ニ該當スル者ハ管理人又ハ法人ノ代表者若クハ從業者ト爲スコトヲ得

ス

第六條 營業者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所轄警察官署ニ於テ營業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 第四條第一號ノ資産ヲ制額以下ニ減少シ又ハ第二號乃至第五號ノ事實生シタルトキ
- 二 一ケ年二回以上本則ニ據リ處罰セラレタルトキ
- 三 他人ニ名義ヲ貸スノ事實アルトキ

第七條 左ノ場合ニ於テハ許可ノ効ヲ失フ

- 一 營業許可ヲ受ケタル後三ヶ月以内ニ開業セス又ハ一ケ年以上休業シタルトキ
- 二 六ヶ月以上行衛不明トナリタルトキ
- 三 無能力者ニシテ法定代理人若ハ保佐人ノ許可若クハ同意ヲ取消サレタルトキ

第八條 管理人又ハ從業者ヲ使用セントスルトキハ其本籍、住所、氏名、年齢ヲ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ

從業者ニハ第一號様式ノ木札ニ所轄警察官署ノ烙印ヲ受ケ之ヲ携帯セシメ毀損亡失シタルトキハ三日以内ニ更ニ烙印ヲ受ケ解雇シタルトキハ七日以内ニ其消印ヲ受クヘシ

所轄警察官署ハ管理人又ハ從業者ニシテ就業上不適當ト認めタルトキハ其認可ヲ取消スコトヲ得

第九條 營業者ハ左ノ場合ニ於テハ七日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ但第四號ノ場合ハ戶主又ハ家族ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

一 營業者本籍、住所、氏名、屋號又ハ營業所（法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所代表者ノ氏名若

ハ定款）ヲ變更シタルトキ

二 法定代理人保佐人、夫又ハ其ノ氏名ニ變更アリタルトキ

三 休業又ハ廢業シタルトキ

四 死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキ

五 管理人又ハ從業者ヲ解雇シタルトキ

第十條 營業者ハ店頭ニ第二號様式ノ看板ヲ掲クヘシ

第十一條 營業者ハ左ニ該當スル者ノ雇傭ヲ周旋スルコトヲ得ス

- 一 未成年者ニシテ法定代理人ノ承諾ナキ者
- 二 有夫ノ婦ニシテ夫ノ承諾ナキ者
- 三 身元ヲ熟知セサル者但シ確實ナル下受人アルカ又ハ身元ヲ證明スル公正ノ證書ヲ有スル者ハ此限ニアラス
- 四 他ニ被雇中ニシテ雇主ノ承諾ナキ者

第十二條 周旋セントスル雇人ノ經歷、性癖、疾病ハ誠實ニ雇主ニ申告スヘシ其他身體ニ異狀アルトキ亦同シ

第十三條 營業者ハ第三號様式ノ雇傭周旋簿ヲ備ヘ初葉ニ紙數ヲ記シ使用前所轄警察官署ノ檢印ヲ受ケ事故アル毎ニ記載スヘシ

前項ノ帳簿ハ使用ヲ終リタル後一ケ年間保存スヘシ但雇傭期間内ノ者ニ關スル記事アルトキハ其期間ヲ終ル迄之ヲ廢業スルコトヲ得ス

第十四條

周旋料ハ雇傭契約ニ依リ受クヘキ給金額ノ十分ノ一以内トス其契約期間六ヶ月以上ニ涉ルトキハ最初ノ六ヶ月間ニ受クヘキ給金額ニ依リ之ヲ定ム但シ左ノ制限内ニ於テ雇傭當事者ト周旋料ノ協定ヲ遂ケタル場合ハ此限リニアラス(大正三年二月 縣令第一四號改)

一 契約期間三ヶ月以内ニアリテハ金壹圓以内

二 契約期間六ヶ月以内ニアリテハ金二圓以内

三 契約期間一ヶ年以内ニアリテハ金三圓以内

四 契約期間一ヶ年以上又ハ期間ヲ定メサルモノニアリテハ金五圓以内

第十五條 周旋料ハ雇傭契約成立シタル後雇主及雇人ヨリ各半額ヲ受クルモノトス

第十六條 營業者ハ雇傭期間滿了後相互ノ契約ヲ以テ引續キ雇ハルル者ニ對シテハ之ニ干渉シ又ハ周旋料ヲ請求スルコトヲ得ス

第十七條 雇主又ハ雇人ノ都合ニ依リ雇傭期間内ニ解約ノ場合ハ其殘期間ニ對スル周旋料ハ雇主及雇人ニ返却スヘシ

第十八條 營業者ハ雇人タラントスル者ノ金品ヲ預リ又ハ質入賣却ノ依頼ニ應スルコトヲ得ス

第十九條 營業者ハ雇人タラントスル者ヲ自家若クハ營業所ニ宿泊セシムルコトヲ得ス但止ムヲ得サル事由アルトキハ警察官ノ承認ヲ受クヘシ

第二十條 營業者ハ警察官又ハ雇主ヨリ雇人ノ身上ニ關シ質問セラレタルトキハ誠實ニ答陳シ且其事項ヲ他ニ漏泄スヘカラス

第二十一條 營業者ハ雇主若クハ雇人ヲ欺キテ雇傭ノ解約ヲ爲サシメ又ハ其ノ周旋ヲ爲スヘカラス

第二十二條 周旋シタル雇人疾病、負傷ノ爲メ勞務ニ堪エス他ニ引受人ナクシテ雇主ヨリ引取ノ請求アリタルトキハ營業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十三條 營業者ハ第十四條ノ規定及周旋料授受ニ關スル手續ヲ店頭其ノ他見易キ場所ニ揭示スヘシ

第二十四條 營業ニ關シテハ家族、從業者ノ所爲ト雖モ營業者其ノ責ニ任スルモノトス

法人ニ在リテハ代表者未成年者及禁治産者ニ在リテハ法定代理人、管理人アル場合ハ管理人其ノ責ニ任スルモノトス但シ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニアリテハ此限ニアラス

第二十五條 第二條第八條第一項第二項乃至第二十二條ニ違背シタル者及停止處分中周旋行爲ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

第二十六條 本則ハ報酬ヲ得テ藝妓酌婦ノ周旋ヲ業ト爲ス者ニ準用ス

前項ノ場合ニアリテハ本則中雇主トアルハ藝妓屋營業者ニ該當シ周旋料ハ五圓ヲ超過スルコトヲ得ス

## 茨城縣

### 勞役者募集取締規則

第一條 勞役者ヲ募集セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ募集地所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ其事項ヲ變更セムトスル時亦同シ但シ新聞紙雜誌等ニ依リ單ニ廣告ノ方法ヲ以テ募集スルモノ竝以上ノ方法ニ依リ募集ニ着手シタル後其事項ヲ變更セムトスルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 1 事業ノ種類
- 2 募集従事者ノ住所氏名年齢
- 3 募集ノ方法
- 4 募集地名及其期間
- 5 募集豫定人員男女別
- 6 應募者ノ往復
- 7 疾病死傷ニ對スル保護ノ方法
- 8 給料、賃金、報酬、慰藉、教育、貯蓄、等ニ關スル及違約ニ對スル處置
- 9 雇傭期間、就業時間、休日並解雇其他ノ歸郷等ニ關スル方法
- 10 其他一切ノ契約事項

第二條 左ノ各號ニ該當スルモノハ募集従事者タルコトヲ得ス但シ第二號ニ該當スル者ト雖モ改悛ノ情顯著ナル者ニシテ警察官署ノ許可ヲ得タル者ハ此ノ限リニ在ラス

- 1 未成年者及禁治産者
- 2 文書印章偽造ノ罪、猥褻、姦淫、略取、誘拐、窃盜、強盜、詐欺、恐喝、横領、贓物、ニ關スル罪ニ依リ處罰セラレタル者
- 3 素行不良ト認メタル者

第三條 募集従事者ハ募集人名簿ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記帳シ常ニ之ヲ携帯スヘシ

- 1 應募者ノ本籍住所氏名年齢

- 2 使用スヘキ工場其他場所名及事業者ノ氏名

- 3 雇傭契約ノ年月日及其ノ要旨

- 4 應募者ノ應募前ニ於ケル職業及經歷

第四條 勞役者ヲ募集スルニ當リ詐言其他不正ノ手段ヲ用フルコトヲ得ス  
名義ノ如何ヲ問ハス他ニ雇ハレ中ノ者ニ對スル應募ヲ勸拐スルコトヲ得ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ募集スルコトヲ得ス

- 1 未成年者ニシテ法定代理人ノ承諾ナキ者
- 2 妻ニシテ夫ノ承諾ナキ者其所在不明其ノ他承諾ヲ得ルコト能ハサル事情アル場合ハ此ノ限リニ在ラス

第六條 募集事務ニ付警察官吏ノ尋問ニ對シ其ノ答辯ヲ拒ミ又ハ虚偽ノ答辯ヲナシ若クハ其ノ要求アリタル場合ニ募集人名簿ノ閱覽ヲ拒ムコトヲ得ス

第七條 募集者又ハ募集従事者應募者ヲ使役地ニ出發セシムル時ハ五日前ニ應募者ノ住所氏名年齢及

ヒ使用スヘキ工場其ノ他場所名並事業者ノ氏名ヲ記シ募集地所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ應募者ニシテ未成年者又ハ妻ナルトキハ法定代理人若クハ夫ノ承諾書寫ヲ添付スヘシ

第八條 募集者カ法人ナルトキハ其届出ハ代表者ヨリ之ヲナスヘシ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ法定代理人ノ連署ヲ要ス

第九條 警察官署ハ本則ニ違反シ又ハ募集上ノ行爲ニシテ公安若クハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ募集ヲ禁止スルコトアルヘシ

第十條 本則第一條乃至第七條ニ違反シタル者若クハ募集人名簿ニ虚偽ノ記載ヲナシタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十一條 集募者カ十八歳未満ノ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニヨリ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス募集者ハ其ノ代理人戸主家族同居者雇人其ノ他ノ従業者ニシテ本則第一條第七條ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ス

募集者カ法人ナル場合ニ於テ其ノ代表者又ハ雇人其ノ他ノ従業者本則ニ違反シタルトキハ罰則ヲ法人ニ適用ス法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

本條第一項及第三項ノ場合ニ於テハ違反者ヲ科料ニ處ス

附 則

本則ハ大正三年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

紹介營業取締規則 (明治三十四年六月十六日 茨城縣令第四十號)

第一條 本則ニ於テ紹介營業者ト稱スルハ名義ノ如何ヲ問ハス手数料ヲ受ケ藝娼妓酌婦僕婢其ノ他ノ

雇人又ハ職工労働者ヲ募集若クハ口入スルヲ以テ營業ト爲ス者ヲ云フ

第二條 紹介營業ヲ爲サントスルモノハ族籍住所氏名年齢營業ノ種別營業所ヲ記シ所轄警察官署ニ出願許可ヲ受クヘシ但未成年者ニ在リテハ法定代理人ノ有夫ノ婦ニ在リテハ夫ノ連署ヲ要ス

第三條 左ノ各號ノ一ニ觸ル者ハ營業ノ許可ヲ與ヘス

- 一 白痴瘋癲者
- 二 私印私書偽造、脅迫、幼者略取誘拐、猥褻、姦淫、強竊盜、詐欺取財及贓物ニ關スル罪ヲ犯シ處刑後改悛ノ情ナキモノ
- 三 監視中ノモノ

第四條 紹介營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ヲ停止シ又ハ禁止スルコトアルヘシ

- 一 前條各號ノ一ニ觸レタルトキ
- 二 本則ニ違背シ其ノ情重キトキ
- 三 公安ヲ害シ若クハ風俗ヲ紊ルヘキ行爲アリト認ムルトキ
- 四 行衛不明ナルトキ

第五條 紹介營業者轉住改氏名營業所ノ移轉又ハ法定代理人ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ但他ノ警察官署管内ヘ移轉シタルトキハ前住所轄警察官署ヲ經テ轉住地所轄警察官署ニ届出ヘシ

・營業者廢業又ハ死亡シタルトキハ(遺族ヨリ)前項ニ依ル

第六條 紹介營業者業務ノ爲メ他人ヲ雇入レタルトキハ五日以内ニ其ノ族籍氏名年齢ヲ所轄警察官署

ニ届出ヘシ其ノ解雇シタルトキ亦同シ

第七條 紹介營業者ハ左ノ各號ノ一ニ觸ルモノハ紹介スルコトヲ得ス

- 一 未成年者ニシテ親權ヲ行フ者若クハ後見人ノ承諾證ナキモノ
- 二 有夫ノ婦ニシテ夫ノ承諾證ナキモノ
- 三 身元不詳者ニシテ引受人ナキモノ
- 四 雇入中又ハ稼業中ノ者ニシテ雇主又ハ抱主ノ承諾ナキモノ

第八條 紹介營業者ハ紹介名簿ヲ調製シ所轄警察官署ノ檢印ヲ受クヘシ

紹介名簿ヲ廢棄セントスルトキハ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 紹介名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 被紹介者ノ原籍及現住所族籍氏名年齢
- 二 雇主又ハ抱主ノ住所氏名
- 三 身元引受人アルトキハ其ノ住所氏名年齢
- 四 稼業又ハ雇傭契約ノ要旨年月日期限前借金又ハ給金額
- 五 手数料

第十條 紹介營業者ハ宿屋及料理店營業ヲ兼スルコトヲ得ス

第十一條 紹介營業者ハ被紹介者ヲ自宅若クハ營業所ニ宿泊セシムヘカラス

第十二條 紹介營業者職工又ハ労働者ヲ募集セントスルトキハ募集地域及其ノ期間豫定人員募集地所

轄警察官署ニ届出ヘシ

第十三條 紹介營業者ハ第一號様式ノ看板ヲ店頭ニ揭示スヘシ

第十四條 手數料ハ雇傭期間ノ長短ニ拘ラス其ノ給金額十分ノ一以内トシ警察官署所轄内ノ同業者ニ於テ協定シ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ但雇傭期間數年ニ渉ル場合ト雖モ一箇年分ノ料額ヲ超過スルコトヲ得ス

第十五條 認可ヲ受ケタル手數料ハ帳場其ノ他見易キ場所ニ揭示スヘシ

第十六條 紹介營業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ手數料ノ外報酬ヲ受クヘカラス

第十七條 家族雇人ニシテ本則ニ違背シタルトキハ營業者營業者未成年者ナルトキハ法定代理人其ノ責ニ任ス

第十八條 本則第二條第五條第一項第六條第七條第八條第九條第十條第十二條第十四條第十六條ニ違背シタル者ハ十日以下ノ拘留又ハ一圓九十五錢以下ノ料額ニ處ス

附 則

第十九條 從來ノ雇人受宿營業者ハ本則施行ノ日ヨリ二十日以内ニ本則ノ第二條ニ依リ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第一號様式許可證ノ番號ヲ記ス

第 號
何々紹介營業
住所 族 籍
氏 名

栃 木 縣

勞務者募集取締規則

(明治三十九年一月 栃木縣令第三號)

第一條 勞務者ヲ募集セムトスルモノハ左記事項ヲ具シ當廳ニ届出ヘシ其ノ募集區域ニシテ一警察官署管内ニ止マルモノハ所轄警察官署ニ届出ヘシ但新聞紙雜誌引札張札等單ニ廣告ノ方法ニ依ル者ハ此ノ限リニ在ラス

一 募集ニ従事スル者ノ住所氏名年齢及募集中ノ居所

二 募集スヘキ勞務者ノ男女ヲ區別シタル所要ノ人員及年齢

三 勞役ノ種類

四 募集ノ方法

五 募集ノ區域及期間

六 應募者ノ勞役地ニ至ル迄ノ諸費負擔ノ所屬及其ノ他契約スヘキ條件

第二條 募集ニ着手セムトスルトキハ其ノ期間ヲ募集地所轄警察官署ニ届出ヘシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ募集スルコトヲ得ス

一 未成年者ニシテ親權ヲ行フ者(其ノアラサル場合ハ最近親族)若ハ後見人ノ承諾證ナキ者

二 有夫ノ婦ニシテ夫ノ承諾證ナキ者(其ノ所在不明ノ場合ハ此ノ限リニ在ラス)

三 雇傭ノ者ニシテ雇主ノ承諾證ナキ者

第四條 削 除



第五條 募集者ハ不正ノ手段ヲ以テ應募ヲ勸誘スヘカラス

第六條 應募者ノ親族若ハ其ノ依頼ヲ受ケタル者ニシテ募集者又ハ應募者ニ面接ヲ求ムル者アルトキハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第七條 募集者ハ名義ノ如何ニ拘ラス應募者ヨリ金品ヲ受クルコトヲ得ス

第八條 募集上ノ行爲ニシテ公安若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ募集ヲ差止ムルコトアルヘシ

第九條 本則第一條乃至第七條ニ違背シ若ハ第八條ノ命ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

紹介營業取締規則

(明治三十九年一月  
栃木縣令第二號)

第一條 本則ニ於テ紹介營業ト稱スルハ名義ノ如何ニ拘ラス料金を勞務者ノ身元ヲ保證シ勞務提供ノ周旋紹介ヲ業ト爲ス者ヲ謂フ

第二條 紹介營業ヲ爲サントスル者ハ本籍地住所族籍氏名年齢及屋號並營業所法人ニアリテハ定款ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ

營業所數個所ヲ設クル者ニ在リテハ各營業所毎ニ主任者ヲ定メ前項ニ準シ届出ヘシ

營業者ニシテ他ノ警察官署ノ所轄内ニ轉居シ營業セントスルトキハ第一項ノ事項ヲ具シ現住地所轄警察官署ニ願出許可書ノ書換ヲ請フヘシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ許可セズ

- 一 法定代理人又ハ保佐人アラサル無能力者
- 二 有夫ノ婦ニシテ夫ノ承諾ナキ者但シ夫ノ踪跡不明ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

三 強窃盜詐欺取財幼者略取誘拐私印私書偽造行使猥褻姦淫又ハ贓物ニ關スル罪ヲ犯シタル者

四 公安若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリ又ハ他人ニ名義ヲ假スノ事實アリト認ム者

前項第三號ニ該當スル者ニシテ改悛ノ情アリト認ムル者ニハ特ニ許可スルコトアルヘシ

第四條 營業者從業者ヲ使役セントスルトキハ其ノ本籍地住所族籍氏名年齢ヲ記シ所轄警察官署ニ届出鑑札ヲ受ケ携帯セシムヘシ

從業者ハ第三條第三號第四號ニ該當セサル者ナルヲ要ス但シ第三號ニ該當スル者ニシテ改悛ノ情アルモノハ此ノ限ニアラス

第五條 營業者許可證並鑑札ヲ亡失毀損シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出再下付ヲ請フヘシ

開廢業休業復業及營業所ノ變更新設廢止若ハ從業者ヲ解雇シタルトキ又ハ許可證並鑑札ノ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ本人ヨリ五日以内ニ死亡若ハ踪跡不明ナルトキハ戶籍法ニ依ル義務者ヨリ十日以内ニ前項ノ例ニ依リ届出ヘシ其ノ廢業死亡及從業者解雇ノ場合ハ許可證又ハ鑑札ヲ返納スヘシ

第六條 營業者ハ宿屋、貸座敷、遊技場、料理屋、飲食店又ハ待合茶屋ノ營業ヲ兼ネ若ハ之レト同居スルコトヲ得ス但シ土地ノ狀況ニ依リ宿屋限リ特ニ兼業ヲ許可スルコトアルヘシ

第七條 營業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ紹介スヘカラス

- 一 未成年者ニシテ親權者(其ノアラサル場合ハ最近親族)若ハ後見人者承諾ナキ者
- 二 有夫ノ婦ニシテ夫ノ承諾ナキ者但シ夫ノ踪跡不明ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 三 精神病者白痴瘋癲者
- 四 強盜盜詐欺取財私印私書偽造行使又ハ贓物ニ關スル罪ヲ犯シタル者
- 五 身元不詳ノ者ニシテ引受人ナキ者
- 六 雇傭中ハ者ニシテ雇主ノ承諾證ナキ者
- 第八條 營業者ハ被紹介者ヲ自宅若ハ營業所ニ宿泊セシムルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事由アルモノハ警察官吏ノ承諾ヲ受クヘシ
- 第九條 營業者ハ事實ヲ虛構シ若ハ本人ノ意思ニ反シテ紹介ヲ爲スヘカラス
- 第十條 營業者ハ勞務者ヨリ物品ノ質入又ハ賣却ノ依頼ニ應スルコトヲ得ス
- 第十一條 營業者ハ從業者以外ノ者ヲシテ周旋紹介若ハ勸誘ヲ爲サシムヘカラス
- 第十二條 營業者ハ紹介シタル勞務者ノ身上ニ關シ警察官吏又ハ雇主ヨリ尋問ヲ受ケタルトキハ誠實ニ答ヘ其ノ事項ハ他ニ漏洩スヘカラス
- 第十三條 紹介料ハ左ノ料額ヲ超ユルコトヲ得ス
  - 一 契約期間數年ニ亘ルモ其ノ一箇年報酬額ノ一割以下期間ニ滿タサルモノハ其ノ期間受クヘキ報酬額ノ一割以下
  - 二 期間並報酬ヲ定メス又ハ其ノ一ヲ定メタルモノハ壹圓以下
  - 三 商工業見習者ハ壹圓以下
- 第十四條 紹介料ハ雇主及勞務者ヨリ各半額ヲ受クルモノトス但別段ノ契約ヲ爲スモノハ此ノ限ニ在ラス

- 第十五條 營業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ料金ノ外金品ヲ請求スルコトヲ得ス
- 第十六條 紹介料ハ店頭見易キ場所ニ揭示スヘシ
- 第十七條 營業者ハ紹介シタル勞務者カ契約期間後引續勞務提供ヲ雇主ト直約シタルトキハ故障ヲ爲シ及紹介料ヲ請求スルコトヲ得ス
- 第十八條 營業者ハ左ノ様式ノ紹介簿ヲ調製シ紙數ヲ記シ所轄警察官署ノ檢印ヲ受ケ紹介ノ都度記入スヘシ
  - 紹介簿ヲ廢棄セムトスルトキハ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ
- 第十九條 營業者ハ勞務者ヲ紹介シタルトキハ當事者間ニ左記事項ヲ契約シ紹介簿契約要領欄ニ記載スヘシ
  - 一 勞務者契約期間中逃亡疾病死亡等ノ爲メ使用シ得サル事實發生シタル場合ノ處置ニ關スルコト
  - 二 前項ノ場合ニ於テ既得ノ紹介料辨濟ニ關スルコト
  - 三 契約期間中雇主ヨリ解約ノ申込アリタル場合ノ處置ニ關スルコト
- 第二十條 營業者ハ警察官吏ニ於テ紹介簿ノ檢閲ヲ爲サントスルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第二十一條 營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ノ失効ヲ命スルコトアルヘシ
  - 一 正當ノ事由ナクシテ許可ノ日ヨリ三箇月以内ニ開業セス又ハ一箇年以上休業シタルトキ
  - 二 本則ニ違背シ若ハ第三條第一項各號ノ事實ヲ發見シ又ハ新ニ發生シタルトキ
  - 三 資産額規定以下ニ減シタルトキ
  - 四 無能力者ニシテ法定代理人若ハ保佐人ナキニ至リ又ハ其ノ許諾若ハ同意ヲ取消サレタルトキ



## 奈良縣

工場及紹介人取締規則 (三十二年九月  
縣令甲第三九號)

### 第一章 通 則

第一條 本則ハ紡績、製絲、燐寸、織布ノ工場主及職工竝ニ紹介人ニ適用ス

但シ本則第十六條ハ其他ノ諸工場主ニモ適用ス

第二條 工場主竝ニ職工紹介人ハ職工名簿ヲ調製シ職工ヲ雇入レ又ハ紹介シタルトキハ其原籍身分氏名年齢及雇入ノ年月日ヨリ記載シ置クヘシ

第三條 工場主及其代理者竝ニ紹介人ハ職工募集雇入又ハ紹介ニ關シ騙詐虚偽ノ言行アルヘカラス

第四條 他人雇役中ノ職工ハ雇主ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ雇入又ハ紹介ヲ爲スコトヲ得ス

### 第二章 工場主

第五條 工場開始ノ後十五日以内ニ左ノ事項ヲ詳記シ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ届出ヘシ  
變更シタル時亦同シ

但本條各項ハ工場内見易キ場所ニ揭示スヘシ

一 職工寄宿舎賄竝ニ其ノ賄料ノ額

二 賃金額

三 疾病及死傷者保護ノ方法

四 未成年者就業契約年限及就業時間休日竝契約年限内解雇ニ關スル條件

五 未成年者教育ニ關スル方法

六 賞與並ニ貯金ニ關スル方法

第六條 營業所々在地外ニ於テ職工ヲ募集セントスルトキハ左ノ事項ヲ詳記シ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ届出ヘシ  
但時宜ニ依リ募集ヲ停止スルコトアルヘシ

一 募集ノ方法

二 募集區域及期限

三 募集スヘキ職工數但男女別

四 應募者旅費支給額

第七條 工場主ハ工場員又ハ紹介人ヲ除クノ外職工募集ニ關シ他人ヲ使用スルコトヲ得ス

工場員ヲ使用スルトキハ豫メ其ノ原籍身分氏名年齢ヲ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ届出ヘシ

第八條 職工ヲ雇入レタル時ハ五日以内ニ其ノ原籍身分氏名年齢ヲ記シ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第九條 第二項ノ幼者ニ係ルトキハ承諾書寫ヲ添付スヘシ

第九條 滿十年未滿ノ幼者ヲ職工ニ雇入ル、コトヲ得ス  
滿十年以上十六年未滿ノ幼者ヲ職工ニ雇入レントスルトキハ保育者又ハ後見人若クハ親族ノ承諾アルヲ要ス

滿十年以上十二年未滿ノ職工ハ一日八時間以上並ニ夜間就業セシムルコトヲ得ス

第十條 疾病若クハ正當ノ事故ニ依リ休業又ハ解雇ノ請求アルトキハ濫リニ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十一條 職工ニ宛工場又ハ寄宿舎ニ到着シタル信書ハ即時本人ニ傳達スヘシ

親族及故舊ノ者ヨリ職工名簿ノ閱覽又ハ面會ヲ請フトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十二條 職工ニ對シ過度ノ使役ヲ爲シ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲スヘカラス

第十三條 職工寄宿舎ハ男女ノ區別ヲ爲シ季節相當ノ寢具類給與並ニ取締ノ方法ヲ規定シ夜間外出ノ時限ヲ定メ所轄警察官署ヘ届出ヘシ

第十四條 職工寄宿舎共各戸締人ヲ置キ其氏名ヲ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

取締人不適當ト認ムルトキハ之カ改任ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條 工場ニハ使用スル職工數ヲ斟酌シ相當ノ病舎ヲ設ケ醫師ヲ聘用シ患者アルトキハ速ニ收容治療セシムヘシ

麻疹、百日咳、疥癬、感染性結膜炎、肺結核患者ハ病室ヲ區劃スヘシ

醫師ノ氏名ハ所轄警察官署ニ届出ヘシ改任シタルトキ亦同シ

第十六條 工場ニ於テ左ノ負傷ヲナシタルモノアルトキハ即時所轄警察官署ニ届出ヘシ

一 骨折、脱臼

二 諸内臓或ハ貴重神經系統ノ損傷及其ノ疑ヒアルモノ

三 耳目ノ官能ヲ廢疾ニ歸セントスル外傷

四 危険ナル出血或ハ不良合併症ヲ醸ス創傷

五 重大ナル熱傷及腐蝕

六 以上ノ外自己ノ動作ニ大ナル障害ヲ醸スヘキ諸傷

第十七條 削除

四〇四

第十八條 職工保護及衛生上ニ關スル事項ニ就テハ警察官吏ノ命令ニ背クコトヲ得ス

第三章 職 工

第十九條 雇役契約年限内ハ其ノ雇主ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ他ノ工場ニ雇ハレ若クハ募集ニ應スルコトヲ得ス

第二十條 工場主又ハ紹介人ニ對シ原籍身分氏名年齢ヲ詐稱シ又ハ同盟シテ休業若クハ罷業ヲ爲スヘカラス

第二十一條 工場主若クハ之ニ代ルヘキ者ノ適當ナル命令ニ違背シ又ハ脅迫ノ所爲アルヘカラス

第四章 省略ス

第五章 罰 則

第二十八條 本則第三條第四條第五條第六條第九條第十條第十一條第十二條第十八條第二十條第二十二條第二十四條第二十五條ニ違背シタル者ハ十日以下ノ拘留又ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第二十九條 本則第二條第七條第八條第十三條第十四條第十五條第十六條第十九條第二十一條第二十六條ニ違背シタル者ハ五日以下ノ拘留又ハ一圓五十錢以下ノ科料ニ處ス

第三十條 工場員若クハ雇人ノ所爲ト雖工場主又ハ紹介人其責ニ任ス

第三十一條 現在ノ紹介人ハ來ル明治三十二年十月三十一日迄ニ第二十二條ニ依リ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ願出免許ヲ受クヘシ

第三十二條 現在ノ工場主ハ來ル明治三十二年十月三十一日迄ニ第二條ニ依リ職工名簿ヲ調製シ第五

條ノ届出ヲ爲スヘシ

第三十三條 現在雇備スル職工ノ原籍身分氏名年齢ハ明治三十二年十月三十一日迄ニ調査ヲ遂ケ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

### 三 重 縣

#### 職工募集取締規則

(明治三十九年十一月  
三重縣令第六九號)

#### 職工募集取締規則

- 第一條 職工徒弟三十人以上ヲ要スル工場ニ使用スヘキ工女又ハ未成年ノ工男ヲ募集セムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ募集ヲ爲ス三日前ニ募集地所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ募集區域ニ以上ノ警察官署所轄ニ亘ルキハ五日前ニ知事ニ届出ツヘシ
- 一 住所氏名年齢法人ニ在テハ其ノ所在地商號及代表者ノ住所氏名年齢
  - 二 代理者ヲ用ヒ若ハ募集ノ周旋ヲ爲サレシムル者アルトキハ其ノ住所氏名年齢
  - 三 募集區域期間及豫定工男工女數
  - 四 工男工女ヲ使用スヘキ工場名
  - 五 工男工女ノ工賃額旅費宿舍及賄ニ關スル事項
  - 六 工男工女ノ休業日及勞役時間
  - 七 疾病死傷ノ保護ニ關スル事項
  - 八 賞與訓戒貯金ニ關スル事項
  - 九 職工教育ニ關スル事項
- 募集中前各號ノ事項ニ變更アリタルトキハ三日以内ニ前項ノ手續ニ依リ届出ツヘシ

第二條 猥褻姦淫ノ罪、幼者略取誘拐ノ罪又ハ詐欺取財ノ罪ヲ犯シタル者ハ前條ノ募集又ハ其ノ周旋

ニ從事スルコトヲ得ス

四〇八

第三條 現ニ他ニ雇ハレ居ル工女又ハ未成年工男ニ對シテハ募集ノ勸誘ヲ爲スヘカラス

前項ノ者任意ニ應募セムトスルトキハ募集者又ハ其ノ代理者ヨリ其ノ應募ヲ承諾スルニ先チ現在ノ雇主ニ通知スヘシ

第四條 有夫ノ婦ハ其ノ夫、未成年者ハ其ノ法定代理人ノ承諾アルニアラサレハ之ニ對シテ應募ヲ勸誘シ又ハ承諾スルコトヲ得ス

第五條 募集者又ハ其ノ代理者若ハ募集ノ周旋ニ從事スル者本則ニ違背シ其ノ他不正ノ行爲アリト認ムルトキハ募集又ハ其ノ周旋ノ行爲ヲ禁止又ハ停止スルコトアルヘシ

第六條 第一條ノ届出ヲ爲サヌ又ハ第五條ノ禁止若ハ停止ノ命令ニ違背シ募集又ハ周旋ニ從事シタル者第二條乃至第四條ニ違背シタル者又ハ募集ニ關シ詐欺ノ行爲アリタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス前項ノ罰則ハ其ノ所犯法人ニ係ルトキハ之ヲ其ノ代表者ニ適用ス

紹介營業取締規則

(明治四十一年十月  
三重縣令第九九號)

第一條 本則ニ於テ紹介營業ト稱スルハ營利ノ目的ヲ以テ藝妓娼妓酌婦其他雇入ノ紹介ヲ爲スヲ謂フ

第二條 紹介營業ヲ爲サムトスル者ハ營業開始前左ノ事項ヲ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

一 本籍住所氏名

二 生年月日

三 營業所及屋號アルモノハ其ノ屋號

四 紹介ノ種類

五 紹介ノ定率

前項第一號第三號乃至第五號ノ事項ヲ變更シ又ハ廢業若ハ死亡シタルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ死亡ノ届出ハ戶籍法ノ届出義務者ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第三條 營業者ハ紹介人名簿ヲ備ヘ紹介ノ都度左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 被紹介人ノ本籍住所氏名年齢

二 紹介先ノ住所氏名職業

三 紹介料

四 紹介年月日

前項ノ帳簿ハ最終記載ノ日ヨリ滿三年間之ヲ保存スヘシ

第四條 營業者業務上ノ戶主家族同居人又ハ雇人ヲ使用セントスルトキハ本籍住所氏名年齢ヲ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

察官署ニ届出ツヘシ

第五條 紹介料ノ定率ハ營業所内見易キ場所ニ之ヲ揭示スヘシ

第六條 紹介料ハ稼業又ハ雇傭ニ關スル契約成立ノ後ニアラサレハ之ヲ受領スルコトヲ得ス

第七條 所轄警察官署ハ紹介料ノ定率ヲ不當ト認ムルトキハ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第八條 營業者ハ紹介先及被紹介人ノ身分分明ナルモノニアラサレハ紹介ヲ爲シ又ハ爲サシムルコトヲ得ス被紹介人ニ付キ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ亦同シ

一 未成年者ニシテ親權者又ハ後見人ノ承諾ナキ者

二 有夫ノ婦ニシテ夫ノ承諾ナキ者

三重縣

四〇九



三 法令上特種ノ者ノ承諾ヲ要スル者ニシテ其ノ承諾ナキ者  
四 債務不履行ノ儘故ナク寄寓所又ハ雇主ノ家ヲ出タル者

第九條 營業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲シ又ハ爲サシムルコトヲ得ス

一 紹介ノ求メナキ者ニ對シ被紹介人タラムコトヲ勸誘スルコト

二 被紹介人ヲ自己ノ家宅ニ宿泊セシムルコト

三 稼業中又ハ被雇中ノ者ヲ欺罔シ教唆シ又ハ德憑シテ稼業先被雇先ヲ辭セシメ若ハ他ニ紹介スルコト

四 被紹介人ニ紹介先又ハ其ノ家庭ノ狀況ヲ詐リ若ハ被紹介人ノ身分關係性行等ヲ詐稱シテ紹介ヲ爲スコト

五 何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラズ紹介料以外ニ金品ヲ請求シ又ハ之ヲ受クルコト

六 紹介行爲ヲ了シ紹介料ヲ受ケタル被紹介人又ハ紹介先ニ對シ稼業若ハ雇備繼續ノ故ヲ以テ重ネテ紹介料其ノ他金品ヲ請求スルコト

七 被紹介人タラムルノ目的ヲ以テ他人ニ對シ其ノ求メナキ金品ヲ貸與シ又ハ貸與ノ周旋ヲ爲スコト

八 警察官吏ノ承認ヲ得スシテ被紹介人ノ物品ヲ預リ又ハ之ヲ買取り若ハ賣却質入等ノ周旋ヲ爲スコト

第十條 稼業中又ハ被雇中ノ者他ニ紹介ヲ爲サムコトヲ申込ミタルトキハ營業者ハ紹介ヲ爲ス前ニ稼業被雇先ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第十一條 營業者ハ被紹介人ニシテ身分不相應ノ金品ヲ携帶シ又ハ其ノ舉動不審ト認メタルトキハ速ニ警察官吏ニ申告スヘシ

第十二條 警察官吏ニ於テ必要ト認メタルトキハ營業帳簿ノ提出ヲ命シ又ハ營業所ニ臨檢スルコトアルヘシ

第十三條 營業者ハ紹介料ヲ受ケスシテ紹介ヲ爲ス場合ト雖尚ホ本則ノ規定ニ遵スヘシ

第十四條 紹介營業取締ニ關シ必要ト認ムルトキハ本則ノ外所轄警察官署ニ於テ臨時命令ヲ發スルコトアルヘシ

第十五條 法令ノ規定ニ違背シ其ノ他公安若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ營業ヲ停止シ又ハ禁止スルコトアルヘシ

第十六條 第二條乃至第六條第八條乃至第十一條第十三條ニ違背シ又ハ第三條ノ記載ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者第十二條ノ臨檢ヲ拒ミタル者第七條第十二條第十四條ノ命令若ハ營業禁停止ノ命令ニ違背シタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

第十七條 營業者ニシテ十四歲未滿ナルトキハ本則ニ依リ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

附 則

娼妓紹介人取締規則及雇人請宿取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

本則施行ノ際現ニ娼妓紹介營業又ハ雇人請宿營業ヲ爲シ引續キ營業ヲ爲サムトスル者ハ本則施行ノ

日ヨリ三十日以内ニ第二條ノ届出ヲ爲スヘシ  
引續キ營業ヲ爲ス者ニシテ未タ其ノ届出ヲ爲ササル者ト雖前項ノ期間内ハ第二條ノ違反者トシテ之  
ヲ罰スルノ限ニアラス

### 愛 知 縣

#### 職工募集取締規則

(明治四十四年七月  
愛知縣令第六八號)

第一條 諸工場ニ使用スル職工ヲ本縣下ニ於テ募集セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ着手二日前ニ募集  
地所轄警察署ニ届出ツ可シ

- 一 募集區域及期限
- 二 募集主及募集ニ従事スルモノ住所氏名年齢
- 三 募集スヘキ人員及其種類
- 四 疾病死傷等ニ關スル保護方法
- 五 賞與懲戒ニ關スル方法
- 六 契約年限及ヒ労働時間

第二條 未成年者ハ法定代理人ノ承諾書妻ハ夫ノ許可ヲ受ケタル證アルニアラサレハ募集スルコトヲ  
得ス

第三條 他ニ使用中ノ職工若ハ應募ノ契約ヲ爲シタル職工ハ雇主ノ承諾アルニアラサレハ募集スルヲ  
得ス

第四條 募集者ハ應募者ニ對シ虚偽ノ言行ヲ爲スヘカラス

第五條 募集ニ干スル書類簿冊ハ警察官吏又ハ其關係アル者ノ閲覽ヲ拒ムヲ得ス

第六條 募集ヲ終リタルトキハ十日以内ニ應募者名簿ヲ作製シ其住所氏名年齢及募集年月日ヲ記載シ

所轄警察官署ニ届出ヘシ

第七條 本則第一條第二條第三條第四條第五條ニ違背シタルハ三十日未滿ノ拘留又ハ二拾圓未滿ノ科料ニ處シ第六條ニ違背シタル者ハ二拾圓未滿ノ科料ニ處ス

紹介營業取締規則 (明治四十四年十一月改正) (愛知縣令第九九號)

第一條 本則ハ藝妓娼妓仲居酌婦又ハ諸雇人(僕婢哺乳手傳職)ヲ紹介スルヲ以テ營業トナスモノニ適用ス  
第二條 紹介營業ヲナサントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ但未成年者ニアリテハ法定代理人有夫ノ婦ニアツテハ夫ノ連署ヲ要ス  
一 族籍住所氏名年齢屋號アルモノハ其名稱

二 營業ノ種類  
三 營業所

第三條 前條各號ニ異動ヲ生シ又ハ廢業ヲナシタルトキハ七日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ  
第四條 左ニ掲クルモノハ紹介ヲナスヘカラス

- 一 未成年者ニシテ法定代理人ノ承諾ナキモノ
  - 二 妻ニシテノ夫ノ承諾ナキモノ
  - 三 身許不詳者ニシテ引請人ナキ者
  - 四 精神病者又ハ懷妊ノ者
  - 五 性質不良ト認ムル者
- 但雇主又ハ抱主承諾アルモノハ此限ニアラス

第五條 娼妓紹介營業者ハ酌婦及諸雇人ノ紹介ヲ兼スルコトヲ得ス

第六條 紹介營業者ハ左ノ營業ヲ兼ヌルヲ得ス

- 一 宿 屋
- 二 待合茶屋
- 三 料理店
- 四 飲食店
- 五 貸座敷
- 六 遊技場

第七條 二個以上ノ營業所ヲ設クルトキハ自己ノ管理ヲ爲ササル營業所ニ管理人ヲ定メ七日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ其變更ヲナシタルトキハ亦同シ

第八條 紹介營業者其代理者ヲシテ業務ヲ補助セシメントスルトキハ族籍氏名年齢ヲ記シ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ

第九條 紹介營業者ハ被紹介人ト馴合ヒ又ハ之ヲ勸誘シ雇主又ハ抱主ヲ轉機セシムル等ノ行爲ヲ爲スヘカラス

第十條 紹介營業者ハ紹介ノ求メナキモノニ對シ勸誘スヘカラス

第十一條 紹介營業者ハ被紹介人ヲ欺罔シ又ハ逃走セシメ若クハ教唆スル等ノ行爲ヲナスヘカラス

第十二條 紹介手数料ハ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケ營業所内易見キ場所ニ揭示スヘシ

第十三條 紹介營業者ハ被紹介人契約期限内逃亡又ハ外出シ歸來セサルトキハ既得ノ手数料ハ其日數

ニ應シ雇主又ハ抱主ニ返金スヘシ

第十四條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス手数料ノ外金錢物品ヲ受クルヲ得ス

第十五條 紹介營業者ハ被紹介人ニ金品ヲ貸與シ又ハ宿泊セシムヘカラス但所轄警察官署ノ認可ヲ得タルモノハ此限ニアラス

第十六條 紹介營業者ハ別紙所定ノ様式ニ依リ名簿ヲ調製シ出入ノ都度登録スヘシ

第十七條 紹介營業所ニ關シ家族雇人又ハ代理人ノ爲シタル行爲ハ營業者ノ行爲ト見做ス

營業者未成年ナルトキハ本則ニヨル罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス

第十八條 營業名簿ハ所轄警察官署ノ認可ヲ受クルニアラサレハ廢棄スルヲ得ス若シ亡失又ハ毀損シタルトキハ二日以内ニ其事由ヲ届出ツヘシ

第十九條 紹介人名簿ノ閱覽ヲ求ムルモノアルトキハ之ヲ拒ムヘカラス

第二十條 營業上ニ關シ風俗ヲ紊リ公安ヲ害シ又ハ不正ノ行爲アリト認めタルトキハ營業ヲ停止シ又ハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第二十一條 本則第二條第三條第四條第七條乃至第十六條第十八條及第十九條ニ違反シタル者ハ三十日未満ノ拘留又ハ二十圓未満ノ科料ニ處ス

附 則

第二十二條 本則ハ明治三十四年五月一日ヨリ施行ス

第二十三條 從來ノ營業者ハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第二條ニ據リ届出認可ヲ受クヘシ

紹介名簿

番 號	紹 介 年 月 日	原 籍 現 住 所	身 分 職 業	氏 名 年 齡	法 定 代 理 人 氏 名 又	身 元 引 受 人 職 業 氏 名	住 所 氏 名 又 抱 主 氏 名	住 所 氏 名 又 抱 主 氏 名	新 雇 主 氏 名 又 抱 主 氏 名	被 紹 介 期 種 類 及 限 及	給 料 及 手 數 料	記 事
										酌婦婢何々職工又ハ哺乳等ノ類		

靜岡縣

職工募集取締規則

(明治三十五年  
靜岡縣令第五四號)

第一條 本則八十名以上ノ職工ヲ雇使ナル工場ヲ有スル者ニ於テ又ハ其者ノ爲メ職工ヲ募集スル場合ニ之ヲ適用ス

第二條 前條ニ掲ケタル者職工ヲ募集セントスルトキハ左ノ各號ヲ具シ工場所轄警察官署ヲ經由シ許可ヲ受クヘシ但シ他管下居住ノ者其地ノ工場ニ雇使スヘキ職工ヲ本縣内ニ於テ募集セントスルトキハ直ニ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ

- 一 募集ノ方法
- 二 募集スヘキ職工ノ男女別人員及年齡ノ範圍
- 三 募集職工ノ就業種別
- 四 募集ノ區域及期間
- 五 募集ニ従事スル者ノ住所身分職業氏名年齡並ニ職工一人ニ付受クヘキ手數料及其負擔者
- 六 雇主ノ住所氏名但會社ニ在リテハ其代表者ノ氏名
- 七 一日ノ勞働時間
- 八 職工ノ等別給料額
- 九 職工ノ病傷並ニ死亡ノ場合ニ於ケル手當治療費弔祭料遺族扶助料額
- 十 職工ノ教育貯蓄賞與並ニ懲戒ニ關スル施設方法

許可ヲ得テ募集ヲ爲シタル者ノ爾後募集ノ許可ヲ出願セントスル場合ニ於テ前項七號以下ニ掲ケタル事項ニ付別段ノ變更ナキトキハ之ヲ省略スルコトヲ得

第三條 職工募集ノ許可ヲ受ケタル者其ノ募集ヲ終リタルトキハ五日以内ニ其職工ノ住所氏名年齢及雇入契約書寫ヲ工場所轄警察官署へ届出ツヘシ

但シ募集ニ應シタル職工中未成年者アルトキハ法定代理人準禁治産者アルトキハ保佐人有夫ノ婦ナルトキハ其夫被備者アルトキハ其雇主ノ承諾書寫ヲ添付スヘシ

第四條 本縣内ノ工場ニ雇使スル職工ヲ他管下ニテ募集セントスル者ハ第二條ノ各號ヲ具シ着手五日  
前工場所轄警察官署ヲ經由シ届出ツヘシ

前項ニ掲ケタル者其募集ヲ終リタルトキハ前條ニ依リ届出ツヘシ

第五條 虚偽ノ方法ヲ以テ職工ヲ募集シ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 許可ヲ得スシテ職工ヲ募集シ又ハ許可ヲ得サル者ヲシテ職工ヲ募集セシメ若ハ第二條第二號  
第四號ノ許可以外ニ亘リテ職工ヲ募集シ又ハ第三條第一項及第四條ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料  
ニ處ス

### 山 梨 縣

#### 工女募集取締規則

(大正元年十月十四日)  
(山梨縣令第二十號)

第一條 工女ヲ募集セムトスルモノハ本縣内ニ募集事務所ヲ定メ左ノ事項ヲ具シ豫メ所轄警察官署ニ届出ヘシ

之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 募集事務所ノ位置
- 二 就業工場ノ種類名稱及其ノ所在地
- 三 募集従事者ノ原籍住所氏名年齢
- 四 募集ノ人員區域及期間
- 五 勞働時間勞金其ノ他契約事項
- 六 賞罰及救護ノ方法

第二條 募集従事者ニハ其ノ證票ヲ交附ス

第三條 募集従事者募集ニ従事スルトキハ前條ノ證票ヲ携帯シ警察官吏又ハ募集關係者ノ請求アリタルトキハ之ヲ示スヘシ

第四條 應募者ヲ就業地ヘ向ケ出發セシメムトスルトキハ其ノ住所氏名年齢ヲ記載シタル名簿ヲ作り  
七日前ニ應募者現住地ノ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第五條 募集行爲ニシテ公安又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキハ募集従事者ノ解任ヲ命シ又

ハ募集ヲ禁止スルコトアルヘシ

四二二

第六條 第一條第三條及第四條ニ違背シ又ハ第五條ニ依ル命令ニ従ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

第七條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十二年五月縣令第六十六號ハ之ヲ廢止ス

第八條 縣内ニ於テ雇使スル工女ヲ募集スルモノニハ當分ノ内本則ヲ適用セス

雇人口入營業取締規則

第一條 本則ニ於テ雇人口入營業ト稱スルハ手数料ヲ受ケ雇人ノ周旋ヲ爲スヲ謂ヒ口入人ト稱スル營業者ノ家族又ハ其使囑ヲ受ケタル者ニシテ雇人ノ周旋ヲ爲ス者ヲ謂フ

第二條 雇人口入營業ヲ爲サムトスル者ハ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第三條 營業者口入人ヲ使用セムトスルトキハ其住所氏名年齢ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可證ヲ受クヘシ口入人ニ從事スルトキハ許可證ヲ携帯スヘシ

第四條 手数料ハ豫メ其額ヲ定メ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラズ手数料以外ニ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第五條 住所氏名ニ變更ヲ生シ又ハ廢業シタルトキ若クハ口入人ノ使用ヲ廢止シタルトキハ營業者ヨリ營業者死亡シタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第六條 口入ヲ爲シタルトキハ營業者ニ於テ其ノ都度帳簿ニ記入スヘシ

前項ノ帳ハ第二號様式ニ依リ調製シ所轄警察官署ノ検査ヲ受ケ使用ヲ了リタル後一ケ年間保存スヘシ

シ(明治四十五年五月縣令第四〇號ニテ改正)

第七條 營業者口入人ハ身元引請人ナキ者又ハ未成年者ニシテ親權ヲ行フ父母若ハ後見人ノ承諾ナキ者及妻ニシテ夫ノ承諾ナキ者ヲ口入シ又ハ雇期限中ノ者ヲ勸誘シテ他ニ口入ヲ爲スヘカラス

第八條 營業者及口入人ハ口入スヘキ雇人ヲ自己ノ家宅ニ宿泊セシムヘカラス

第九條 本則ニ違背シ其ノ他不正ノ行爲アリト認ムルトキハ所轄警察官署ニ於テ營業者及口入人ノ業務ヲ停止シ又ハ其許可ヲ取消スコトアルヘシ

前項ニヨリ業務停止又ハ許可ノ取消ヲ受ケタルトキハ口入人ハ速ニ許可證ヲ返納スヘシ

第十條 第二條乃至第八條ニ違背シタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

(様式略ス)

滋賀縣

職工募集取締規則

(明治三十三年三月  
滋賀縣令一五號)

第一條 諸會社諸職工場ノ管理者其他何等ノ名義ニ拘ラス職工ヲ募集スル者ハ總テ本則ヲ適用ス

第二條 職工ヲ募集セントスルトキハ豫メ左ノ事項ヲ書面ニ記載シ募集地ノ管轄警察官署ニ届出ツヘ

シ届出ノ事項ヲ變更シタルトキ亦同シ

一 募集者ノ住所氏名身分職業年齢竝ニ募集ニ關シ刑ノ處分ヲ受ケタルコトアルトキハ其ノ官署名年月日刑期罪名

二 募集スヘキ會社工場ノ位置名稱

三 募集ノ地名竝ニ其期限

四 募集ノ豫定人員竝ニ男女ノ區別

五 應募者ノ旅費宿料其他ノ給費ニ關スル事項

六 就業ノ賃錢

七 契約就業休業ノ期間竝ニ其方法

八 賞與懲戒貯金獎勵等ニ關スル方法

九 疾病死傷其他變災ニ關スル保護救助ノ方法

十 其他募集ニ關スル方法アルトキハ其事項

第三條 未成年者ハ法定代理人同意ノ承諾書妻ハ夫ノ許可ヲ受ケタル證明書アルニアラサレハ募集ス



ルヲ得ス

第四條 募集者ハ左ノ事項ニ付警察官吏ノ要求ヲ拒ムコトヲ得ス

一 募集中應募者ノ集合所又ハ宿舍ニ臨檢スルコト

二 募集書類ノ檢閲又ハ其謄本ヲ提出スルコト

第五條 募集者ハ左ノ所業ヲ爲スコトヲ得ス

一 事實ニ反スルノ方法ヲ以テ募集スルコト

二 他ニ契約中ノ職工ヲ募集スルコト但管理者ノ承諾ヲ得タル者ハ此限ニアラス

三 應募者ニ對シ正實ナラサル取扱ヲ爲スコト

第六條 募集ノ方法本則ニ違背シ又ハ正當ナラスト認ムルトキハ警察官ハ此ニ於テ禁止又ハ停止スルコトアルヘシ

第七條 第二條第三條第四條第五條ヲ犯シ又ハ禁止停止ノ處分ニ背キタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

職工募集取規則取扱心得

(明治三十三年三月  
警部長訓示第四號)

第一條 警察署長警察分署長ハ募集者ノ所爲ニ付停止處分ヲ爲ストキハ左ノ事項ニ該當スルヲ要ス

一 職工募集取縮規則第二條第三條第四條第五條ニ違背シ即決處分ヲ爲シタルトキ

二 募集ノ方法正實ナラス取縮上必要ト認ムルトキ

第二條 第一條ノ停止處分二回以上ニ及ヒ禁止處分ヲ必要ト認ムルトキハ詳細事實ヲ具シ警部長ノ認可ヲ受ケ之ヲ決行スヘシ

第三條 禁止又ハ停止處分ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ記載シ警部長ニ申報シ一面縣内ハ各警察官署

ニ他ノ廳府縣ノ者ニ係ルトキハ其管轄警察官署ニ通報スヘシ

一 募集者ノ住所身分職業氏名年齢

二 所屬ノ會社職工場ノ位置名稱

三 處分ノ年月日

四 處分ヲ爲シタル事實ノ要領

五 其他ノ事項アルトキハ其要領

第四條 禁止又ハ停止處分ヲ爲シタル者ト雖モ滿六十日ヲ經テ改悛ノ情狀顯著ナルトキハ警部長ノ認可ヲ受ケ之ヲ解除スルコトヲ得

(第一號様式)

禁止(停止)處分命令書

(用紙普通野紙)

住所身分職業  
何會社又ハ何々職工募集員

何 之 年 誰

右何々ニ依リ(停止處分ハ其期限ヲ記載スルモノトス)職工ヲ募集スルコトヲ禁止又ハ停止ス

年 署  
印 月 日

滋賀縣何署長

官 氏 名 印

(第二號様式)

滋賀縣

禁止（停止）處分命令ノ解除書

住所身分職業  
何會社又ハ何々職工募集員

何々々  
年 誰

齡

四二八  
(用紙同上)

右年月日付募集禁止(停止)處分ヲ爲シタル處之ヲ解除ス

署  
年 月 日  
印

滋賀縣何署長

官 氏 名 印

紹介營業取締規則

(明治四十二年七月十日)  
(滋賀縣令第二十二號)

第一條 本則ニ於テ紹介營業ト稱スルハ營利ノ目的ヲ以テ藝妓娼妓稼業者又ハ酌婦僕婢其他雇人ノ紹介ヲ業トスルモノヲ謂フ

第二條 紹介營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

一 住所氏名

二 年 齡

三 營業場所

四 紹介ノ種類

前項第一號第三號及第四號ノ事項ヲ變更シ又ハ廢業若クハ死亡シタル場合ハ七日以内ニ警察官署ニ

届出ヘシ但死亡ノ届出ハ戶籍法ノ届出義務者ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第三條 未成年者禁治産者ノ願届書ニハ其法定代理人ノ連署有夫ノ婦又ハ準禁治産者ノ差出ス第二條ノ願書ニハ其夫又ハ保佐人ノ連署ヲ要ス

第四條 紹介營業者營業ニ關シ雇人ヲ使用セントスルトキハ其本籍住所氏名年齢ヲ記シ七日以内ニ警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ

其届出事項ニ異動ヲ生シ又ハ死亡所在不明若クハ使用ヲ解キタルトキハ其旨届出ヘシ

第五條 紹介營業ヲ爲サントスル者又其ノ業務ニ關シ使用セントスル雇人ニシテ公安風俗ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ許可又ハ認可ヲ與ヘサルコトアルヘシ

第六條 藝妓娼妓稼業者ノ紹介ヲ業トスルモノハ他ノ種類ニ屬スル雇人ノ紹介ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 紹介營業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル營業ヲ兼ネ若クハ是等ノ營業者ト同居シ又ハ其管理人並ニ使用人タルコトヲ得ス

一 宿屋(下宿屋及木賃宿ヲ含ム)

二 貸座敷

三 貸 席

四 料理屋飲食店

第八條 紹介營業者ノ紹介ニ關スル紹介料額授受ニ關スル手續ハ警察官署ノ認可ヲ受ケ營業所内見易キ場所ニ揭示スヘシ

第九條 紹介營業者ハ別紙様式ノ紹介人名簿ヲ備ヘ警察官署ノ檢印ヲ受ケ紹介ノ都度被紹介人ノ本籍住

所氏名年齢稼業又ハ雇傭期間紹介月日紹介料給金額(又ハ前借金)又ハ紹介先住所氏名職業等ヲ記載スヘシ  
前項ノ帳簿ハ最終ノ記載ヲ爲シタル日ヨリ滿二ケ年間保存スヘシ

第十條 紹介營業者ハ其住所氏名許可ノ年月日及紹介ノ種類ヲ記シタル看板(長二尺五寸 巾一尺)ヲ店頭ニ揭示スヘシ

第十一條 紹介營業者ハ稼業又ハ雇傭契約ノ成立シタル後ニアラサレハ料金ヲ受クルコトヲ得ス

第十二條 紹介營業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ紹介ヲ爲スコトヲ得ス  
一 未成年者ニシテ親權者又ハ後見人ノ承諾ナキ者  
二 有夫ノ婦ニシテ夫ノ承諾チキ者  
三 身元確實ナラサル者

第十三條 紹介營業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲ツ又ハ爲サシムヘカラス

- 一 何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス紹介料ノ外被紹介人又ハ紹介先ヨリ金錢物品ヲ請求シ又ハ收受スルコト
- 二 被紹介人ヨリ金錢物品ヲ預リ若クハ借受ケ讓受又ハ料金ノ擔保トシテ領置スルコト
- 三 警察官署ノ承認ヲ得スシテ被紹介人ノ所持セル物品ヲ賣却シ又ハ入質ノ周旋ヲ爲スコト
- 四 廣告揭示其ノ他ノ方法ノ如何ヲ問ハス事實ヲ詐リ勸誘ヲ爲スコト
- 五 警察官署ノ承認ヲ得スシテ被紹介人ヲ自宅又ハ營業場所ニ宿泊セシムルコト
- 六 紹介先ノ承諾ヲ得スシテ稼業中又ハ雇傭期間中ノ者ヲ他ニ紹介スルコト
- 七 稼業中若クハ雇傭期間中ノ者ヲ欺憚シ教唆シ懲罰シテ其紹介先ヲ辭セシメ若クハ他ニ紹介スルコト

コト

八 直接ト間接トヲ問ハ紹介ノ求メナキ者ニ對シ紹介勸誘ヲ爲スコト

九 被紹介人又ハ紹介先ニ對シ稼業又ハ雇傭繼續ノ故ヲ以テ重ネテ紹介料ノ請求ヲ爲スコト

第十四條 紹介營業者又ハ其雇人ニシテ本則ニ違反シ又ハ公安風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其營業ヲ停止シ又ハ其許可若クハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第十五條 警察官吏ニ於テ必要ト認ムルトキハ營業帳簿ノ提出ヲ命シ又ハ營業所ニ臨檢スルコトアルヘシ

第十六條 許可ヲ得スシテ紹介營業ヲ爲ス者及本則第二條第二項第四條第六條第七條第八條第九條第十條第十一條第十二條第十三條ニ違背シタル者又ハ第九條ノ記載ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者若クハ第十五條ノ臨檢ヲ拒ミ若クハ停止中營業ヲ爲シタル者ハ三十日未滿ノ拘留又二十圓未滿ノ科料ニ處ス

第十七條 紹介營業者ニシテ十四歲未滿ノ者又ハ禁治產者ニシテ本則ニ違背シタルトキハ第十六條ノ罰則ヲ其法定代理人ニ適用ス

第十八條 紹介營業者ハ其代理人戸主家族同居者雇人其他從業者ニシテ其營業ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處署ヲ免ル、コトヲ得ス

附 則

第十九條 本則ハ明治四十二年八月一日ヨリ施行ス

第二十條 明治三十六年七月縣令第三十三號藝妓娼妓紹介營業取締規則及明治二十二年二月縣令第七

十一號雇人受宿取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

第二十一條 本則施行ノ際現ニ藝妓娼妓紹介營業又ハ雇人受宿營業ヲ爲シ引續キ營業ヲ爲サントスル者ハ本則施行ノ日ヨリ二十日以内ニ第二條ノ事項ヲ具シ届出ヘシ  
(用紙半紙)

紹介年月日	紹介種類	給金額(又ハ前借金)	雇傭(又ハ稼業期間)	紹介料	紹介先住所氏名	被紹介人本籍住所氏名年齢
-------	------	------------	------------	-----	---------	--------------

岐 阜 縣

職工募集取締規則

(大正六年三月二十二日 岐阜縣令第一六號)

第一條 職工ヲ募集セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ第二號乃至第六號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 本籍、住所、職業、氏名及生年月
  - 二 職工使用工場ノ名稱及其ノ所在地
  - 三 男女別募集豫定人員
  - 四 募集ノ方法、區域及期間
  - 五 雇傭契約書寫
  - 六 募集従事者ノ本籍、住所、職業、氏名及生年月
- 前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ募集主及募集従事者ニ對シ第一號様式ニ依ル募集許可證ヲ交付ス
- 第二條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ募集主又ハ募集従事者タルコトヲ得ス但シ改悛ノ情アリト認めタルトキハ特ニ許可スルコトアルヘシ
- 一 文書若ハ印章偽造、横領、贓物、強盜、窃盜、詐欺、恐喝、略取、誘拐、猥褻又ハ姦淫ノ罪ヲ犯シタル者
  - 二 密賣淫ノ媒合若ハ容止ヲ爲シタル者
  - 三 口入營業又ハ職工募集ノ許可ヲ取消サレタル者

四 公安風俗ヲ害スルノ虞アル者

宿屋、料理店、貸座敷又ハ遊技場ヲ營ム者ハ募集従事者タルコトヲ得ス

第三條 募集主又ハ募集従事者募集ニ従事スルトキハ募集許可證ヲ携帶シ警察官吏又ハ應募者ノ請求アリタルトキハ之ヲ提示スヘシ

募集許可證ハ之ヲ他人ニ貸與スルコトヲ得ス

第四條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ募集主ハ五日以内ニ當應ニ募集許可證ヲ返納スヘシ但シ第一號ノ場合ニ於テハ戸籍法ニ依ル死亡届出義務者ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

一 募集主死亡シタルトキ

二 許可期間滿了シ又ハ其ノ期間内ニ募集ヲ終リ若ハ之ヲ廢止シタルトキ

三 募集従事者死亡シタルトキ

四 募集従事行爲ヲ廢止シタルトキ

第五條 募集主ハ募集許可證記載事項ニ異動ヲ生シ又ハ亡失若ハ毀損シタルルトキハ五日以内ニ當應ニ届出書換又ハ再渡ヲ請フヘシ

第六條 募集主又ハ募集従事者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 法定代理人ノ承諾ナキ未成年者ヲ募集スヘカラス

二 夫ノ承諾ナキ婦女ヲ募集スヘカラス但民法第十七條各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

三 募集ニ關シ虚偽ノ言行ヲ爲シ又ハ不誠實ノ取扱ヲ爲スヘカラス

四 路上、社寺、公園、船車内又ハ船車發着場ニ於テ募集ヲ爲スヘカラス

五 募集主又ハ募集従事者トシテ許可ヲ受ケタル者ノ外他人ニ募集ヲ依頼スヘカラス

六 文旨思慮淺薄ニ乘シ不當ノ契約ヲ爲スヘカラス

七 應募者ヲ隱秘シ若ハ其ノ通信面接其ノ他ノ自由ヲ妨害シ又ハ苛酷ノ待遇ヲ爲スヘカラス

八 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス應募者ヨリ金品ヲ借り又ハ手数料報酬等ヲ受クヘカラス

九 濫ニ工女ヲ酒席ニ待セシメ其ノ他風俗ヲ紊ルノ行爲ヲ爲スヘカラス

第七條 他人ノ雇傭中ノ職工其ノ他ノ雇人ニ對シ募集ヲ爲スコトヲ得ス但シ其ノ期間滿了後雇入ヲ爲ストキ又ハ雇主ノ承諾アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ職工其ノ他ノ雇人任意ニ應募セムトスルトキハ募集主又ハ募集従事者ハ應募ヲ承諾スルニ先チ現在ノ雇主ニ通知スヘシ

第八條 應募者ト雇傭契約ヲ爲サムトスルトキハ許可ヲ受ケタル契約書ヲ懇ロニ解示スヘシ

前項ノ契約書ハ二通ヲ作り其ノ一通ハ應募者ニ應募者未成年者ナルトキハ其法定代理人ニ交付スヘシ

第九條 募集主又ハ募集従事者ハ第二號様式ニ依リ應募者名簿ヲ備ヘ募集ヲ爲シタルトキハ直ニ相當

記帳シ募集従事中常ニ携帶スヘシ

第十條 募集主又ハ募集従事者ハ職工ニ於テ正當ノ事由アルトキハ契約期間内ト雖モ歸郷ヲ拒ムコトヲ得ス

第十一條 募集主又ハ募集従事者ハ募集契約ヲ爲シタルトキハ應募者ノ住所、氏名、年齢、使用スヘキ工場名及出發期日ヲ記シ遲滞ナク應募地所轄警察官署又ハ巡查部長派出所若ハ巡查駐在所ニ届出ヘシ

第十二條 警察官吏ハ募集ノ狀況ヲ尋問シ募集事務所應募者ノ集合所若ハ宿所ニ臨檢シ又ハ募集ニ關スル帳簿ノ檢閲ヲ爲スコトアルヘシ

第十三條 縣内ニ職工募集事務所ヲ定メタルトキハ遲滯ナク所轄警察官署又ハ巡查部長派出所若ハ巡查駐在所ニ届出ヘシ但シ事務所カ應募者ヲ使用スヘキ工場ナルトキハ此ノ限ニ住ラス

第十四條 募集主又ハ募集従事者ニシテ本則ノ規定ニ違背シ其ノ他公安風俗ヲ害スルノ虞アリト認めタルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ警察官署長ハ募集ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第十五條 第一條、第三條乃至第十一條、第十三條ノ規定ニ違背シ又ハ第十四條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス第十二條ノ規定ニ依ル尋問ニ答ヘス又ハ臨檢若ハ檢閲ヲ拒ミタル者亦同シ

本則ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ前項ニ照シテ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトアルヘシ

附 則

第十六條 本則ハ大正六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 本則施行前ニ許可ヲ受ケタル募集主ハ本則施行後三月以内ニ第一條第二項ノ規定ニ依ル募集許可證ノ交付ヲ當廳ニ申請スヘシ

前項ノ申請ナキトキハ許可ノ效力ヲ失フモノトス

第十八條 第三條ノ規定ハ本則施行後四月以内ハ本則施行前ニ許可ヲ受ケタル募集主及募集従事者ニ之ヲ適用セス

第一號様式 (用紙厚紙)

募集主	工場名	工場所在地	募集區域	募集期間 自大正 年 月 日 至 年 月 日	募集確定人員 女 男
-----	-----	-------	------	------------------------------	---------------

工第	縣府	縣	市	町	字	番	年	月	日	生
職工	募集	許可	證	交付	日	年	月	日	縣	回

二寸五分表

第二號様式 (用紙適宜)

岐阜縣

契約年月日	契約期間	前貸金	應募及住所者	應募者	生年月日	募集主又ハ募集従事者認印

口入營業取締規則 (明治三十八年八月十一日) 岐阜縣令第三九號

第一條 本則ニ於テ口入營業ト稱スルハ左ノ行爲ノ營業ヲナス者ヲ云フ

一 藝妓、娼妓、酌婦、仲居ノ紹介、周旋

二 婢僕、乳母、子守其他ノ雇人又ハ徒弟等ノ紹介、周旋、募集

第一號ト第二號トヲ兼テ營ムコトヲ得ス

第二條 口入營業ヲナサントスル者ハ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ

認可ヲ受ケタル後代理人又ハ雇人ヲ使用セムトスルトキハ其使用ニ付キ認可ヲ受クヘシ但シ左ノ各號ノ一ニ該ル者ハ認可ヲ與ヘス

一 強盜、窃盜、詐欺取財、幼者略取誘拐、猥褻姦淫、脏物ニ關スル罪ヲ犯シ改悛ノ狀情顯著ナラザル者

二 豫戒令受命中ノ者

三 宿屋、料理店、飲食店、貸座敷、遊技場、藝妓屋及藝妓ヲ營メル者

四 他人ノ名義ヲ借リ營業ヲナサントスル事實アル者

五 公安風俗ヲ害スル事實アルモノ

第三條 營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 第一號様式ノ看版ヲ店頭ニ掲クヘシ

二 手数料ノ率ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケ店鋪見易キ場所ニ大書シテ揭示スヘシ

三 手数料ハ契約ノ確定シタル後之レヲ受領シ受領證ヲ交付スヘシ

四 第二號様式帳簿ヲ製シ口入レノ時々記入スヘシ

五 警察官吏臨檢シタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス且營業上ノ事項ハ質問ニ應シ事實ヲ陳述スヘシ

六 警察官吏備主又ハ被口入者ニシテ營業ニ關スル帳簿ノ閱覽ヲ求ムルトキハ直ニ之ヲ明示スヘシ

第四條

營業者代理人又ハ雇人ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一 身元不詳者ハ妻ニシテ夫ノ許可書ヲ有セザル者未成年者ニシテ法定代理人ノ承諾書ヲ有セザル者ヲ口入スルコト

二 廣告揭示其ノ他ノ方法ノ如何ヲ問ハス事實ヲ虚構シテ勸誘スルコト

三 依頼者ノ志意ニ反シ口入ヲ爲シ又ハ契約期間内ノ者ヲ詐罔若ハ勸誘シテ他ニ轉換セシムルコト

四 警察官吏ノ承認ヲ經ス被口入者ノ所持品ヲ手数料ノ抵償ニ受領シ又ハ買取リ若クハ賣却、質入ノ周旋ヲ爲スコト

五 被口入者ヲ營業者ノ自宅ニ止宿セシメ又ハ他ニ宿泊ノ周旋ヲ爲スコト

六 不當ノ手数料ヲ受ケ又ハ受ケントシ若クハ手数料ノ外ニ金錢物品ヲ受クルコト

七 疥癬、癩病、肺結核等ノ病者ヲ公衆ニ接スヘキ營業者ニ口入スルコト

第五條 第一號第一號ノ營業者ハ前二條ニ從フノ外左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一 被口入者ニ對シテハ一切勸誘ヲ爲スヘカラス

二 營業者及其代理人、雇人ノ外他人ニ紹介、周旋ヲ依頼スヘカラス

- 三 娼妓ニ在リテハ明治三十三年内務省令第四十四號第一條、第三條ニ適合シタルコト藝妓、酌婦、仲居ニ付テハ父母若クハ最近親族ノ承諾アリタルコトヲ確メスシテ口入スヘカラス
- 四 貸座敷、料理店、藝妓屋營業者カ藝妓、娼妓其ノ他ノ雇人ヲ直接ニ備入レタルコトニ苦情ヲ申込ムヘカラス
- 五 前借金給料等ノ受授ニ關シテハ直接ニ之ヲ爲サシメ取次其ノ他一切干與スヘカラス
- 六 藝妓、娼妓、酌婦、仲居等ヲ口入スルコトヲ表示シタル看板、標燈、廣告等ヲ公示スヘカラス
- 七 第三條第四號ノ簿冊ハ紙數ヲ記シ所轄警察官吏ノ檢印ヲ受クヘシ
- 第六條 左ノ場合ニ於テハ七日以外ニ所轄警察官吏ニ口頭又ハ書面ヲ以テ届出ヘシ
  - 一 營業者本籍、住所、氏名、屋號、營業所位置等ヲ變更シタルトキ
  - 二 廢業又ハ二ヶ月以上休業シタルトキ
  - 三 代理人又ハ雇人ヲ解キタルトキ
  - 四 多數ノ人員ヲ募集セントスルトキ
- 第七條 口入營業者以外ノモノニシテ縣下ニ於テ多數ノ人夫等ヲ募集セントスルトキ及海外ニ出稼セントスル者ヲ紹介周旋セントスルトキハ當廳ニ届出認可ヲ受クヘシ  
前項及前條第四號ノ行爲ニシテ公安又ハ風俗ヲ害シ若クハ害セントスルノ虞アリト認メタルトキハ認可ヲ取消シ又ハ其行爲ノ停止ヲ命ス
- 第八條 營業者其ノ代理人及雇人ニ非サル者ハ名義ノ如何ニ拘ラス手數料若ハ謝金ヲ受ケ第一條各號ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 營業者又ハ代理人雇人ニシテ第二條各號ニ該當スル者ハ認可ノ失効ヲ命ス

第十條 本則第二條、第三條、第四條、第五條、第六條、第七條第一項、第八條ニ違反シタルモノ及第七條

第二項ノ停止ノ命令ニ從ハサルモノハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

本則ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ前項ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

第十一條 未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ科料ハ刑ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

附 則

第十二條 從來ノ營業者ハ更ニ届出ヲ要セス但シ第一條第一號ノ營業者ハ本年八月三十一日迄ニ届出認可ヲ受クヘシ其ノ代理人雇人ニ付テモ亦同シ

第十三條 明治二十四年九月岐阜縣令第五十六號雇人口入業取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

第一號様式 三 尺

曲	七	町	何	番	地
何	市	村	何		
口	入	營	業		
尺	寸			何	某

第二號様式ノ一 (普通營業者ノ用フルモノ)

用紙半紙野紙

岐阜縣





長野縣

工女募集取締規則

(明治四十年七月二十三日)  
長野縣令第三十二號

第一條 工女ヲ募集セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 住所、族籍、職業、氏名、年齢
  - 二 使役工場ノ所在地及其名稱
  - 三 雇傭契約事項
  - 四 病死傷及賞罰等勞働時間等ニ關スル方法
  - 五 使役ノ目的及募集ノ方法
  - 六 募集區域及其期限
  - 七 募集人員
  - 八 募集事務所ノ位置
- 前項ノ許可ヲ受ケタルトキハ募集事務ニ従事スル者ノ族籍、住所、氏名、年齢及其略歴ヲ具シ様式ニ定メタル工女募集證ノ交付ヲ受クヘシ其ノ工女募集ノ許可ヲ受ケタル者自ラ従事スルトキ亦同シ  
幼者略取誘拐ノ罪ニ依リ處罰セラレ又ハ本則ニ依リ工女募集ノ許可ヲ取消サレタル者ニ對シテハ募集證ヲ交付セス

第二條 女工募集ノ許可ヲ受ケタル後前條第一項第三號乃至第七號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ知事ノ許可ヲ受ケ其ノ第一號第二號及第八號ノ事項ヲ變更シタルトキハ三日以内ニ知事ニ届出ヘシ

工女募集證記載ノ事項ニ異動ヲ生シ又ハ亡失若クハ毀損シタルトキハ三日以内ニ書換又ハ再渡ヲ請フヘシ

第三條 工女募集ノ許可ヲ受ケタルモノ三十日以内ニ募集ニ著手セサルトキハ許可ノ効ヲ失フ

第四條 工女募集ニ従事スルモノハ左ノ各號ノ一ニ該當スル婦女ヲ募集シ又ハ募集セントスルコトヲ得ス

- 一 他人ノ雇傭契約期限内ニシテ雇主ノ承諾ナキ者
- 二 未成年者ニシテ法定代理人ノ承諾ナキ者
- 三 有夫ノ婦ニシテ夫ノ承諾ナキ者

第五條 工女募集ニ従事スル者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 應募者ニ對シ通信、面接其他ノ自由ヲ妨害シ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲サ、ルコト
- 二 不正ノ手段ニ依リ應募者ヲ誘引セサルコト
- 三 不正ノ手段ニ依リ又ハ應募者ノ意志ニ反シタル契約ヲ爲サ、ルコト

四 募集期間中ハ工女募集證ヲ携帯スルコト

第六條 工女募集ノ許可ヲ受ケタル者又ハ其ノ募集ニ従事スル者ニシテ應募者ヲ使役地ニ出發セシメントスルトキハ五日前ニ應募者ノ住所氏名及年齢ヲ記シ應募者現住地ノ所轄警察官署ニ届出ヘシ 他人ノ雇傭契約期間中ノ者又ハ未成年者若クハ有夫ノ婦ニ關シテハ前項ノ外雇主又ハ法定代理人若ハ夫ノ承諾書寫ヲ添附スヘシ

警察官署ハ本則第四條又ハ第五條ニ違背シテ募集シタル工女アリト認ムルトキハ工女募集ノ許可ヲ

受ケタル者又ハ其ノ募集ニ従事スルモノニ對シ七日間以内本條第一項ノ出發ヲ停止スルコトヲ得

第七條 警察官吏ハ工女募集事務所ニ臨檢シ又ハ其募集ニ關スル帳簿其ノ他ノ書類及工女募集許可書、工女募集證ヲ點檢スルコトアルヘシ

第八條 本則第四條、第五條ニ違背シ又ハ第七條ノ臨檢若クハ點檢ヲ拒ミ又ハ工女募集行為ニシテ公安若ハ風俗ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ募集許可ヲ取消シ又ハ募集ヲ停止スルコトアルヘシ

第九條 工女募集ニ従事スル者ハ工女募集期限満了シ又ハ其ノ期間内ト雖トモ募集ヲ終了シ若ハ募集ノ許可ヲ取消サレタルトキハ三日以内ニ工女募集證ヲ返納スヘシ

第十條 本則ニ關シ知事ニ差出入書類ハ總テ募集事務所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十一條 本則ハ他府縣ニ於テ使役スル工女ヲ募集スル者ニモ亦之ヲ適用ス

第十二條 本則ニ依リ許可ヲ受ケスシテ工女ヲ募集シ又ハ第二條、第四條、第五條、第六條第一項、第八條ノ停止中工女ヲ募集シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十三條 本縣内ニ於テ現ニ工女ヲ使役スル者ハ本則施行ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ其ノ工女ノ族籍住所氏名、年齢、使役ノ目的及雇傭期限ヲ記シタル名簿ヲ作製シ所轄警察官署ニ届出ヘシ

前項ノ届出ヲ爲シタル後又ハ其ノ期限經過後ニ於テ雇傭、解雇、死亡若ハ逃亡シ其ノ他名簿ニ異動ヲ生シタル工女アリタルトキハ三日以内ニ其ノ加除又ハ異動ノ事由ヲ記シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

附 則

第十四條 本則ハ明治四十年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(樣式)

三寸五分 厚紙

表

何警察 工女募集證 號	何府縣郡町村番地	從事者 何某	生年月日
-------------------	----------	-----------	------

裏

一 工女使役ノ目的	一 募集ノ區域	一 同上期限自年月日	一 同上人員	一 同上事務所ノ位置	一 同上許可ヲ受ケタル者ノ住所氏名
-----------	---------	------------	--------	------------	-------------------

四四八

### 宮 城 縣

#### 勞務者募集取締規則

(明治四十年七月三十日  
宮城縣令第四十二號)

第一條 本則ハ本縣外ニ於テ使用スル勞務者ヲ募集スル者ニ適用ス

第二條 勞務者ヲ募集セムトスルトキハ雇主ヨリ左ノ各項ヲ具シ知事ニ届出認可ヲ受クヘシ

其第二號乃至第七號ヲ變更セムトスルトキ亦同シ但特別ノ事情アル場合ニ於テハ雇主以外ノ者ニ於

テ本條ノ手續ヲ爲スコトヲ得此場合ニアリテハ雇主ノ募集依頼書ヲ添付スヘシ

募集區域一警察官署管内ニ限ルトキハ前項ニ準シ管轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

一 原籍、族稱、住所、氏名、職業及生年月日法人ニアリテハ事務所々在地、名稱、代表者ノ住所、氏名、生年月日及定款

二 募集ノ目的

三 勞務時間

四 募集人員男女及年齡別

五 募集ノ區域及期間

六 募集ノ方法

七 應募者ト契約スヘキ條件

第三條 募集ノ認可ヲ受ケタルモノハ募集着手前事務所ヲ定メ又雇人其他ノモノヲシテ募集ニ從事セシメントスルトキハ其ノ原籍、氏名、生年月日ヲ具シ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ其變更セ

宮 城 縣

四四九

ムトスルトキ亦同シ

第四條 認可ヲ受ケタルモノニアラサレハ募集行爲ニ關與セシムルコトヲ得ス

第五條 募集従事人ヲ解雇シ又ハ委托ヲ解キタルトキハ三日以内ニ事務所ヲ管轄スル警察官署ニ届出ヘシ

募集ノ認可ヲ受ケタル者又ハ募集従事人若クハ委托人ノ身上ニ異動ヲ生シタルトキ亦前項ニ同シ但募集認可ヲ受ケタルモノ、死亡ハ戸籍ニ依ル義務者ヨリ届出ヘシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ募集ニ従事シ又ハ従事セシムルコトヲ得ス但改悛ノ情アリト認ムル者ハ認可スルコトアルヘシ

一 略取誘拐又ハ詐欺取財ノ罪ニ處セラレタル者

二 密賣淫媒合客止ノ科ニ處セラレタル者

三 本縣又ハ本縣外ノ雇人口入營業取締ニ關スル規則藝妓紹介人取締ニ關スル規則ニ依リ其認可ヲ取消サレ又ハ停止中ニ係ル者募集認可後前項各號ノ一ニ該當スル事實ヲ生シタルトキハ當然其効力ヲ失フ

前項ノ規定ハ第十一條ノ附添人ノ資格ニ之ヲ適用ス

第七條 應募者ニ對シ契約ヲ契結セムトスルトキハ認可ヲ受ケタル契約條件ヲ解示スヘシ

前項契約書ハ二通ヲ調製シ其一通ハ之ヲ應募者ニ交付スヘシ但應募者ニシテ未成年者ニアリテハ其親權者有夫ノ婦ニアリテハ其夫ニ交付スヘシ

第八條 募集ノ認可ヲ受ケタルモノハ應募者ノ意ニ反シ契約條件外ノ勞務ニ就カシムヘカラス

第九條 募集ノ認可ヲ受ケタルトキハ第一號様式ニ依リ應募者名簿ヲ作り紙數ヲ記シ事務所ヲ管轄スル警察官署ニ差出シ檢印ヲ受ケ事務所ニ備ヘ置クヘシ但事務所以外ニ於テ取扱フ場合ハ應募者名簿ヲ携帯スルコトヲ得

應募者名簿ハ應募者ノ契約年限内之ヲ保存スヘシ

第十條 募集契約ヲ了シタルトキハ其都度應募者名簿ニ記入シ誤記アルモ其紙葉ヲ除却スヘカラス

第十一條 應募者ヲ勞務地ニ出發セシメントスルトキハ附添人ヲ定メ二日前ニ第二號様式ニ依リ應募者居住地ニ管轄スル警察官署又ハ巡查部長派出所、巡查派出所、巡查駐在所ニ届出ヘシ

未成年者又ハ有夫ノ婦ナルトキハ前項ノ届書ニ親權者又ハ夫ノ承諾書ヲ添付スヘシ

第十二條 前條第一項ニ依リ出發届出ノ後募集契約ヲ解除シタルトキハ三日以内ニ出發届ヲ爲シタル警察官署又ハ巡查部長派出所、巡查派出所、巡查駐在所ニ届出且其事由ヲ應募者名簿ニ記入スヘシ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノト認メタルトキハ其認可ヲ取消シ又ハ募集ヲ停止スルコトアルヘシ

一 本則ニ違背シタルトキ

二 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊スノ虞アリト認メタルトキ

三 募集認可後第六條第一項各號ノ一ニ該當スル事實アルヲ發覺シタルトキ

第十四條 募集ノ認可ヲ受ケタルモノハ募集行爲ニ關シ雇人及募集従事人ノ行爲ト雖モ其責ニ任ス

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第二條乃至第十二條ニ違背シタル者

二 第十條及第十二條ノ記入事項虚偽ニ出タル者  
三 第十三條ノ停止處分ニ違背シタル者

第十六條 法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ第十五條ノ料料ヲ法人ニ適用ス  
法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第十七條 本則ハ明治四十年八月十日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 明治三十四年三月縣令第三十四第勞役者募集取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第十九條 本則施行ノ際認可ヲ受ケタルモノハ其期間内効力ヲ有ス

式樣號一第

應募者住所	氏名	年	所
契約年月日	契約期間	勞務ノ種類	未成年者又ハ有夫ノ婦ナルトキハ其親權者若クハ夫ノ住所氏名年齢
解約シタルトキハ其事由並ニ年月日	備考		

式樣號二第

應募者	出發	屆	計	右條ヲ御認可ヲ得募集申ナル勞務契約者ニ有之候處今般前記ノ通り出發爲致候ニ付親權者又ハ夫ノ承諾書(何通相添)此段及御届候也			
出發前	集發地	應募者住所	同上	氏名	同上	生年月	
何警察分(署)	御	中	募集人	某印	開派人住所	氏名	年齢

福 島 縣

人事周旋營業取締規則

(明治四十一年四月 福島縣令第三十號)

第一章 總 則

第一條 本則ニ於テ人事周旋營業ト稱スルハ左ノ營業ヲ爲ス者ヲ謂フ

一 藝妓又ハ娼妓稼業者ノ周旋

二 雇傭者ノ周旋

三 商工業上又ハ海員トシラ使用スル多數勞働ノ周旋

第二條 人事周旋營業ヲ爲サントスル者ハ本則ノ規程ニ從ヒ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ其支店代理店又ハ出張所等ヲ開設セントスルトキ亦同シ但支店、代理店、出張所開設地ニシテ他ノ警察官署ノ管内ニ係ルトキハ主タル營業所ノ所轄警察官署ヲ經由シ願出ヘシ  
縣外ニ於テ主タル營業所ヲ有スル者ノ出願ニ係ル場合ハ其地ノ管轄廳ノ許可書アルトキハ其寫ヲ添付スヘシ

第三條 前條ノ願書ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一 原籍、族稱、住所、氏名、年齢

二 營業ノ種目

三 營業所屋號アルモノハ其屋號

前項營業者ニシテ法人ナルトキハ其名稱、事務所、所在地、代表者ノ原籍、住所、氏名、年齢ヲ記

シ定款ヲ添付スヘシ

第四條 未成年者禁治産者ノ願書ニハ其法定代理人有夫ノ婦又ハ準禁治産者ノ願書ニハ其夫又ハ保佐人連署ヲ要ス

第五條 人事周旋業者ハ左ノ區別ニ從ヒ質權又ハ抵當權ノ目的タラサル動産不動産ヲ所有スルコトヲ要ス

一 第一條第一號ノ營業ニ在リテハ時價百圓以上ノ不動産若ハ所轄警察官署ニ於テ確實ト認メタル有價證券

二 第一條第二號ノ營業ニ在テハ時價五拾圓以上ノ不動産若ハ所轄警察官署ニ於テ確實ト認メタル有價證券

三 第一條第三號ノ營業者又ハ同條第二號及第三號ノ營業ヲ兼ヌル者ニ在リテハ時價二百圓以上ノ不動産

前項ノ資産ハ出願ノトキ登記謄本又ハ土地臺帳謄本若ハ證券ヲ以テ證明シ又ハ何時ニテモ所轄警察官署ノ要求アリタルトキ之カ説明ヲ爲スヘシ

第六條 營業者又ハ其家族ハ所轄警察官署ノ許可ヲ得ルニ非ラサレハ貸座敷、宿屋、料理屋、飲食店、待合茶屋、藝妓屋其他之ニ類スル營業ヲ兼ネ又ハ是等營業者ノ管理人若ハ使用人タルコトヲ得ス

第七條 家族ニ非ル者ヲ以テ營業上管理人又ハ使用人トナサントスルトキハ其原籍、住所、氏名、年齢及前住所ヲ記シ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ所轄警察官署ハ前項管理人又ハ使用人カ公安秩序ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキハ認可ヲ與ヘス又ハ既ニ認可ヲ與ヘタル者ト雖トモ其解雇ヲ

命スルコトアルヘシ

第八條 營業者ハ其住所、氏名、屋號アルモノハ屋號及營業種目ヲ記シタル看板(長二尺五寸、幅一尺)ヲ店頭ニ掲出スヘシ

支店、代理店、出張所ニアリテハ右ノ外主タル營業所トノ續柄ヲ標榜スヘキ文言ヲ挿入スヘシ

第九條 手數料、賄料、宿料及其授受ニ關スル手續ハ豫メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ其之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

前項手數料、賄料及宿料授受ノ手續ハ營業所内見易キ場所ニ揭示スヘシ

第十條 營業者ハ契約確定ノ後ニ非サレハ手數料又ハ其内金ヲ受クルコトヲ得ス

周旋手數料ハ各當事者其半額ヲ負擔ス但當事雙方ノ承諾アルトキハ別段ノ方法ニ依ルコトヲ得營業手數料ヲ領收シタルトキハ領收證ヲ交付スヘシ

第十一條 營業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ手數料ノ外報酬ヲ受クヘカラス

第十二條 營業者ハ廣告、揭示其他何等ノ方法ヲ問ハス事實ヲ虛構、誇張シ又ハ街路、公園及船車發着場所若ハ宿屋其他衆人ノ出入スル場所等ニ於テ被周旋人タルコトヲ勸誘シ又ハ勸誘セシムヘカラス但第一條第三號ノ營業者カ第二十九條ノ認可ヲ得テ正當ノ募集ヲ爲スヲ妨ケス

第十三條 確實ナラサル方法ヲ指シ其他虛偽ノ事實ヲ作爲シテ周旋ヲ爲スヲ得ス

第十四條 營業者ハ被周旋人ノ意思ニ反シ又ハ稼業中ノ者若ハ雇傭契約期間内ノ者ヲ勸誘シ他家ニ周旋ヲ爲スヘカラス

第十五條 營業者ハ周旋料ノ擔保トシテ被周旋人ノ金錢物品ヲ預リ署キ又ハ其物品ヲ買受ケ若ハ其質

入賣却等ノ周旋ヲ爲スヘカラス

第十六條 周旋上已ムヲ得サル場合ニ於テ一時被周旋者ヲ宿泊セシメタルトキハ發着毎ニ族籍、住所氏名、年齢ヲ記載シ二十四時間内ニ所轄警察官署若ハ駐在所、派出所ニ届出ツヘシ

第十七條 營業者ハ被周旋人ノ給料、前借等ノ授受ニ干與スヘカラス

第十八條 營業者ハ後記様式ノ帳簿ヲ調製シ紙數ヲ記シ所轄警察官署ノ檢印ヲ受ケ各項目ニ該當スヘキ事項アル毎ニ之カ記入ヲ爲スヘシ

第十九條 警察官吏又ハ當事者若ハ利害關係者ニシテ營業帳簿ノ閱覽ヲ求メタルトキハ之ヲ拒絶スルコトヲ得ス

第二十條 營業帳簿ハ營業ヲ禁止サレ又ハ營業許可ヲ取消サレ若ハ廢業シタルトキト雖トモ二ケ年間之ヲ保存スルコトヲ要ス

第二十一條 營業者ハ左ニ掲クル者ノ周旋ヲ爲スヘカラス但第三號以下ニ該當スル者ニシテ雇主寄寓主其他需用者ノ承諾ニ依リ周旋簿ニ認印ヲ受ケタルトキハ此限ニ在ラス

一 未成年者ニ在テハ法定代理人妻ニ在テハ夫ノ承諾ヲ得サル者

二 身元詳カナラサル者

三 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四 懷胎中ノ者

第二十二條 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出スヘシ但第五條ノ場合ニ於テ本人不在又ハ死亡ノトキハ戸主家族又ハ同居人ヨリ其手續ヲ爲スヘシ

一 營業者ノ原籍、住所、氏名、屋號及營業所ヲ變更シタルトキ

支店、代理店、出張所等ヲ廢止シタルトキ

二 法人ニ在テハ其名稱、事務所所在地、代表者又ハ其住所、氏名若ハ定款ヲ變更シタルトキ

三 法定代理人、保佐人又ハ夫カ其住所氏名ヲ變更シ若ハ代理又ハ保佐ノ事由カ止ミタルトキ

四 休業又ハ廢業シタルトキ

五 營業者死亡又ハ所在不明トナリ若ハ輕罪以上ノ罪ニ處セラレタルトキ

六 營業上ノ管理人又ハ使用人カ重禁錮以上ノ犯罪ヲ爲シタルトキ若ハ之ヲ解雇シタルトキ

七 第五號規定ノ動産又ハ不動産ヲ喪失又ハ典物シタルトキ

住所又ハ營業所ヲ他ノ警察官署ノ所轄内ニ移轉シタルトキハ舊所轄警察官署ニ届出ヘシ

第二十三條 營業者ニシテ本則ニ違背シ其公安秩序ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ營業ヲ禁止シ若ハ停止スルコトアルヘシ

第二十四條 營業者ニ於テ組合ヲ設ケントスルトキハ警察署又ハ警察分署管轄區域ヲ以テ區域トシ協定ノ規約書ヲ添付シ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

第二章 藝妓又ハ娼妓稼業者ノ周旋

第二十五條 本章ノ營業者ハ他種目ノ營業ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第二十六條 娼妓稼業者ノ周旋ヲ爲サントスルトキハ明治三十三年十月内務省令第四十四號ニ依リ娼妓タルノ要件ヲ具フル者ニ非サレハ之カ周旋ヲ爲スヘカラス

第三章 雇傭者ノ周旋



第二十七條 雇傭者周旋手数料ハ雇傭者期間内ニ契約ノ解除アリタル時ハ其殘餘期間内ニ對スル手数料ヲ拂戻スヘシ但契約ノ解除カ當事者自己ノ便宜過失又ハ惡意ニ基クトキハ當事者ハ前項ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得ス

第二十八條 周旋ヲ爲シタル雇傭者カ疾病不行跡其他正當ノ事由ニ依リ雇主ヨリ身柄引受ヲ求メラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第四章 商工業上又ハ海員トシテ使用スル多數労働者ノ周旋

第二十九條 紡績製絲其他之ニ類スル事業又ハ海員需用者ヨリ申込ヲ受ケ本縣ニ於テ海員其他ノ勞務者ノ募集ヲ爲サントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ事業ノ住所、職業、名稱又ハ氏名ヲ記載シ主タル營業所ヲ置ク所轄警察官署ヲ經由シ知事ニ届出認可ヲ受クヘシ

- 一 募集ノ方法
- 二 募集地域及期間
- 三 豫定人員(男女ニ區別スルヲ要ス)
- 四 應募者ノ往道旅費、宿舍並賄ニ關スル方法
- 五 勞銀額及疾病死傷保護ニ關スル方法
- 六 契約年限、就業時間、休日並年限内解雇其他臨時歸郷ニ關スル方法
- 七 賞與、懲戒、貯金ニ關スル方法
- 八 教育ニ關スル方法

第三十條 前條ニヨル募集結了後五日以内ニ應募者ノ職業、住所、氏名、年齢ヲ記シ所轄警察官署ニ

届出ヘシ

第三十一條 事業者ヨリ申込ヲ受クルニ非サレハ職工又ハ其他ノ勞務者ヲ募集スルコトヲ得ス

第三十二條 他府縣下ノ事業者又ハ周旋ヲ營業トスル者若ハ其委託ヲ受ケタル者ニシテ本縣下ニ於テ職工又ハ其他ノ勞務者ヲ募集セントスルトキハ募集着手前本則第二十九條ノ各項ヲ具シ知事ニ届出認可ヲ受ケ募集了シタルトキハ三日以内ニ應募者ノ職業、住所、氏名、年齢ヲ記シ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第六章 罰 則

第三十三條 本則ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

第三十四條 營業人カ本則ニ違背セル行爲アリタル場合ニ於テ其過失ニ出テタルトキ又ハ其管理人使用人ノ所爲タルトヲ問ハス其責ヲ免ルヘカラス

第三十五條 二十歳未満ノ者又ハ禁治産者若クハ法人ニシテ本則ニ違背シタルトキハ第三十三條ノ處罰ヲ其法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ科ス

附 則

第三十六條 本則ハ明治四十一年六月一日ヨリ施行ス

第三十七條 現在ノ雇人受宿營業者ニシテ引續キ營業ヲ爲サントスル者ハ本則第一條ノ營業種目ヲ定メ明治四十一年五月三十一日迄ニ第二條ノ手續ニ依リ所轄警察署ニ届出ヘシ其期日ヲ經過シタルトキハ許可ノ効力ヲ失フモノトス

第三十八條 明治二十一年五月福島縣令甲第四九號雇人受宿營業取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

## 岩手縣

勞務者募集取締規則 (明治四十二年四月三十日)

第一條 本則ニ於テ勞務者ト稱スルハ紡績製糸機業鑛山漁業海運其ノ他農工商業者ノ使役スル勞働者ヲ謂フ

第二條 勞務者ヲ募集セントスル者ハ左ノ各號ヲ具シ募集事務所ヲ管轄スル警察官署ヲ經由シ(事務所未定ノトキハ直接)知事ニ願出テ許可ヲ受クヘシ其ノ第二號乃至第八號ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 募集者ノ原籍、住所、氏名、職業、年齡、法人ニアリテハ名稱事務所所在地及其ノ代表者ノ住所、年齡、氏名
  - 二 勞務者ノ從事スヘキ業務ノ種類
  - 三 募集豫定人員男女別及年齡別
  - 四 募集ノ區域及期間
  - 五 募集ノ方法
  - 六 雇入契約ノ條件(勞務時間、報酬、傷病者扶助ノ方法其他待遇方法等)
  - 七 募集事務所ノ位置
  - 八 募集ニ關シ補助者ヲ使用スルトキハ其ノ人員、氏名、住所、年齡
- 特別ノ事情アル場合ニハ雇主以外ノ者ニ於テ本條ノ手續ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニアリテハ雇主ノ

募集委任狀ヲ添付スヘシ

第三條 事務所ヲ定メサル以前ニ於テ許可ヲ受ケタル者ハ募集着手前事務所ヲ設ケ所轄警察官署ヲ經由シ知事ニ届出テ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第四條 募集許可ヲ受ケタル者第二條第一號ニ異動ヲ生シタルトキハ三日以内ニ事務所ヲ管轄スル警察官署ヲ經由シ知事ニ届出ツヘシ其ノ死亡ノ場合ニ於テハ戶籍法ニヨル義務者ヨリ届出ツヘシ募集補助者ヲ解雇シタルトキ亦同シ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ募集ヲ許可セサルコトアルヘシ

一 強窃盜、略取、誘拐、猥褻、姦淫、詐欺、恐喝ノ罪ニ處セラレタル者

二 密賣淫又ハ其媒合容止ノ科ニ處セラレタル者

三 雇人口入業又ハ藝娼妓紹介勞務者募集其ノ他人事周旋ニ關スル規則ニヨリ處罰セラレ若ハ其ノ營業許可募集許可ヲ取消サレ又ハ停止中ノ者

第六條 募集ノ許可ヲ受ケタル者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一 應募者ニ對シ契約ヲ締結セムトスルトキハ許可ヲ受ケタル契約條件ヲ解示スルコト

二 前項ニヨル契約書ハ二通ヲ作製シ其ノ一通ハ之ヲ應募者ニ交付スルコト

但シ應募者未成年者ナルトキハ其ノ法定代理人有夫ノ婦ナルトキハ其ノ夫ニ之ヲ交付スルコト

三 契約條件ヲ確守スルコト

四 未成年者ニシテ法定代理人ノ同意書ナキ者又ハ有夫ノ婦ニシテ夫ノ許可書ナキ者ハ之ヲ募集セサルコト

五 應募者ニ對シ通信面接其ノ他ノ自由ヲ妨害シ又ハ苛酷ノ取扱ヲナササルコト

前項第四號第五號ハ募集補助者ニモ之ヲ適用ス

第七條 募集許可ヲ受ケタル者ハ第一號様式ニヨリ應募者名簿ヲ作製シ募集事務所ヲ管轄スル警察官署ノ檢印ヲ受ケタル上使用シ募集行爲終了シタル後ト雖應募者ト契約年限内ハ之ヲ保存スヘシ

第八條 應募者ヲ縣外就業地ニ出發セシメムトスルトキハ三日以前ニ縣内ナルトキハ豫メ第二號様式ニ依リ應募者居住地ヲ管轄スル警察官署又ハ警部補巡查部長派出所及募集事務所ヲ管轄スル警察官署又ハ警部補巡查部長派出所ニ届出ツヘシ

未成年者又ハ有夫ノ婦ナルトキハ前項ノ届出ニ第六條第四號ノ同意書又ハ許可書ヲ添付スヘシ

第九條 前條ノ届出ヲ爲シタル後應募者ト契約ノ解除ヲ爲シタルトキハ直ニ出發届ヲ爲シタル警察官署ニ届出ツヘシ

第十條 募集許可ヲ受ケタル後左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ヲ取消シ又ハ募集行爲ヲ停止スルコトアルヘシ

一 公安ヲ害シ風俗ヲ紊ルト認ムルトキ

二 第五條各號ノ一ニ該當スル事實アルトキ

三 其ノ他本則ニ違反シタルトキ

第十一條 募集許可ヲ受ケタル者ハ募集行爲ニ關シテハ募集補助者其ノ他雇人ノ行爲ト雖其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第十二條 第二條乃至第四條、第六條乃至第九條並ニ第十條ノ命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ

處ス

前項ノ罰則ハ法人ニアリテハ之ヲ其ノ代表者ニ適用ス

附則

第十三條 本則ハ發布ノ日ヨリ施行ス

明治三十九年二月縣令第十號ハ之ヲ廢止ス

第十四條 本則施行ノ際明治三十九年二月縣令第十號ニヨリ募集許可ヲ受ケタル者ハ明治四十二年九月三十日迄其ノ効力ヲ有ス

第一號様式

應募者名簿

(用紙美濃)

備考	契約種類	契約期間	契約年		應募者原籍族稱住所氏名年齢
			月	日	
備	勞務	未成人者又ハ有夫ノ婦ナルトキハ其ノ法定代理人又ハ夫ノ住所氏名年齢			
考	契約	解約シタルトキハ其ノ事由並ニ月日			

第二號様式

應募者出發屆

(用紙半紙)

出發月日	出發地	前地	應募者住所	同上氏名	同上生年月日
計					

右種テ御許可ヲ得集集中ナル勞務契約者今般前記ノ通出發爲致候ニ付(同意書又ハ許可書何通相添ヘ)此段及御届候也

年 月 日  
何 警 察 (分) 署 御 申

住 所  
募 集 人 何 某

## 青 森 縣

### 男女工募集取締規則

(大正二年四月二十五日)  
(青森縣令第三十六號)

- 第一條 本縣外ノ工場ニ於テ使役スル男女工ヲ募集セントスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ニ出願シ許可ヲ受クヘシ第三號乃至第十號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 一 族籍、住所、職業、氏名(法人ニアリテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地、其代表者ノ住所、氏名)
  - 二 使役工場ノ名稱及其ノ所在地
  - 三 募集人員(男女ノ區別)
  - 四 募集ノ方法區域及期間
  - 五 應募及歸國旅費宿舍並賄ニ關スル方法
  - 六 工賃ニ關スル方法
  - 七 契約年限、就業時間、休日並年限内解雇ニ關スル方法
  - 八 賞與、懲戒、貯金ニ關スル方法
  - 九 疾病死傷ノ場合ニ於ケル救濟並保護ニ關スル方法
  - 十 教育ニ關スル方法
  - 十一 募集補助者ノ本籍、住所、氏名、年齢
- 第二條 前條ノ許可ヲ受ケタル後更ニ募集補助者ヲ雇入レムトスルトキハ事務所ヲ管轄スル警察官署ヲ經由シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ非サレハ募集ノ補助者タルコトヲ得ス

一 募集ノ許可ヲ受ケタル者ノ家族

二 募集ノ許可ヲ受ケタル法人ノ社員又ハ工場ノ事務員

三 公ノ周旋業者

第四條 募集ノ許可ヲ得タル者ハ募集着手前本縣内ニ事務所ヲ定メ知事ニ届出ツヘシ

事務所ニハ別紙様式ノ應募者名簿ヲ備ヘ募集ノ都度之ニ記入スヘシ

第五條 募集者及募集補助者ハ募集前其ノ募集地ヲ管轄スル警察官署毎ニ募集スヘキ豫定人員及募集ノ地名並期間ヲ申告スヘシ

第六條 左ノ事項ハ三日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

一 募集者及募集補助者ノ住所氏名ニ異動アリタルトキ

二 募集補助者ヲ解雇シタルトキ

三 事務所ノ位置ヲ變更シタルトキ

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ募集スルコトヲ得ス

一 親權者又ハ後見人ノ承諾ナキ未成年者

二 夫ノ承諾ナキ妻

三 雇傭者ニシテ雇主ノ承諾ナキ者

四 義務教育中ノ者但シ市町村長ヨリ就學ノ免除ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニアラス

第八條 應募者ニ對シ雇傭契約ヲ爲サムトスルトキハ許可ヲ受ケタル契約條件ヲ解示スヘシ

前項ノ契約書ハ二通ヲ作り其ノ一通ハ應募者ニ交付スヘシ但シ應募者未成年者ナルトキハ親權者又ハ後見人ニ交付スヘシ

第九條 募集者及募集補助者ハ應募者ノ住所、氏名、年齢及使役スヘキ工場名ヲ記シ出發期日五日前ニ應募者ノ居住地ヲ管轄スル警察官署ニ届出ツヘシ

第十條 應募者又ハ募集補助者本則ノ規定ニ違反シ又ハ不正ノ行爲アリト認ムルトキハ許可ヲ取消シ又ハ募集ヲ停止スルコトアルヘシ

第十一條 第一條、第二條、第四條乃至第九條ニ違反シ又ハ募集停止ノ命令ニ従ハサル者ハ拘留又ハ

科料ニ處ス法人ニ在リテハ前項ノ罰則ハ之ヲ其ノ代表者ニ適用ス

附 則

第十二條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 本則施行ノ際明治四十一年青森縣令第二十六號ニ依リ募集ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ期間

内効力ヲ有ス

應 募 者 名 簿	
ハイ	別口
氏	名
年	齡
住	所
契	約
期	間
前	貸
發	程
送	先
募	集
シ	タ
氏	名
タ	ル

男女工募集取締規則施行細則

(明治四十一年四月八日  
青森縣訓令第一七三號)

第一條 規則第二條ノ願書ヲ受理シタルトキハ所定ノ事項及願人ノ身元ヲ調査シ不都合ナシト認ムルトキハ許可ス可シ

第二條 左ノ各號ニ該當スル者ニハ許可ス可カラズ

- 一 略取、誘拐又ハ強竊盜、詐欺取財ノ罪ニ依リ處刑ヲ受ケ改悛ノ情ナキ者
- 二 密賣淫ノ媒合容止ヲ爲シ處分ヲ受ケ視察中ノ者
- 三 素行不良ノ者

第三條 規則第三條ノ届書ヲ受理シタルトキハ前條各號ノ事項ヲ調査シ不都合ナシト認ムルトキハ認可ス可シ

第四條 規則第六條ニ依リ許可又ハ認可ノ取消ヲ爲サムトスルトキハ其事實ヲ詳具シ警務長ノ指揮ヲ受ク可シ知事ノ許可シタルモノニ在リテハ知事ニ報告ス可シ

山形縣

勞役者募集取締令

(明治四十年二月  
山形縣令第一六號)

第一條 本縣内ニ於テ男女工其ノ他ノ勞役者ノ募集ヲ爲サムトスルモノハ左ノ事項ヲ具シ縣廳ニ出願許可ヲ受クヘシ其ノ募集従事者及募集ノ區域、期間ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 族籍、住所、氏名、年齢、職業、法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所
- 二 募集従事者ノ族籍、住所、氏名、年齢、職業
- 三 募集事務所ヲ設クルトキハ其所在
- 四 募集スヘキ人員並男女ノ別
- 五 募集ノ方法並使用ノ目的
- 六 應募者ト契約スヘキ條件
- 一 募集ノ區域並期間

第二條 前條第三號乃至第六號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ三日以前ニ其事由ヲ具シ縣廳ニ届出ツヘシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ募集ヲ爲シ又ハ募集ニ従事スルコトヲ得ズ

- 一 略取、誘拐、制縛、監禁又ハ強竊盜、詐欺取財、猥褻、姦淫ノ罪ニ依リ處刑セラレタル者
- 二 密賣淫ノ媒合容止ヲ爲シ處刑セラレタル者
- 三 曾テ雇人口入營業又ハ勞役者募集ノ許可ヲ取消サレタルコトアル者

四 前各號ノ外素行不良ト認ムル者

第四條 應募者ヲ其ノ居住地外ニ出發セシメムトスルトキハ募集従事者ヨリ五日以前ニ應募者ノ住所、氏名、年齢並出發ノ日時ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

應募者ニシテ未成年者又ハ有夫ノ婦ナルトキハ法定代理人又ハ夫ノ承諾書ヲ添附スヘシ

第五條 募集従事者ハ又募集行為ニ關シ警察官吏ヨリ尋問ヲ受ケ又ハ書類、帳簿ノ提出ヲ命セラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第六條 所轄警察官署ハ取締上必要アリト認ムルトキハ募集従事者ノ募集行為ヲ禁止シ若ハ之ヲ停止シ又ハ應募者ノ出發ヲ停止セシメ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第七條 募集行為ニ關シ公安ヲ害シ其ノ他不正ノ所爲アリト認ムルトキハ募集ノ許可ヲ取消シ又ハ之ヲ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第八條 第一條、第二條、第四條、第五條ニ違背シタル者又ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ若クハ書類、帳簿ニ不實ノ事項ヲ記載シタル者及第六條、第七條ノ命ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第九條 本令ノ罰則ハ法定代理人ニ在リテハ之ヲ其ノ代表者ニ適用ス

附 則

第十條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

秋 田 縣

勞役者募集取締規則

(大正元年十二月二十七日)  
(秋田縣令第二十六號)

第一條 職工其ノ他勞役者ヲ募集セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出許可ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

一 本籍、住所、族稱、職業、年齢、法人ニ在リテハ其ノ名稱、主ル事務所並其ノ代表者ノ氏名、定款則又ハ規

二 他人ヲシテ募集ニ從事セシムメトスルトキハ其本籍、住所、族稱、職業、氏名、年齢

三 募集事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ所在地

四 使役ノ目的及就業ノ状態

五 募集スヘキ人員男女別及年齢

六 募集ノ區域及其ノ期間

七 募集方法

八 雇傭契約ニ關スル事項

九 契約年限及労働時間

十 疾病死傷ノ際ニ於ケル救護ノ方法並賞罰手當給金等ニ關スル規定

十一 未成年者又ハ妻ノ爲ス願書ニハ法定代理人又ハ夫ノ連署ヲ要ス樺太北海道其ノ他ノ内地ノ漁場ニ使役スル勞役者ノ募集ニ關シテハ前項ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ



第二條 前條ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ニシテ縣内ニ住所ヲ有セサルトキハ假住所ヲ定メ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出ツヘシ但シ第二項ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第三條 募集ニ着手セムトスルトキハ募集従事者ヨリ許可書ノ寫ヲ添ヘ募集地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第四條 左ニ掲クル者ハ之ヲ募集スルコトヲ得ス

一 十三歳未滿ノ者但本人居住ノ市町村内ニ於テ輕易ノ業務ニ使役スル場合ニシテ小學校令第三十五條ニ牴觸セサルモノハ此限ニ在ラス

二 未成年者(前項但書ノ者ヲ含ム)又ハ有夫ノ婦ニシテ法定代理人若クハ夫ノ承諾ナキ者

三 他ト契約年限内ニアル職工及其ノ他ノ勞役者ニシテ雇主ノ承諾ナキ者

四 無斷家出又ハ誘拐セラレタル者

第五條 募集従事者ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一 虚偽ノ方法若ハ不正ノ手段ヲ以テ募集シ若ハ勸誘スルコト

二 應募者ヲ隱秘シ又ハ面會ヲ求ムル者アル場合ニ之カ取次ヲ拒ミ又ハ之ヲ妨クルコト

三 應募者ニ對シ故ナク自由ヲ妨ケ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲スコト

第六條 募集従事者ハ應募者ノ本籍、住所、族稱、續柄、氏名、年齢並募集年月日ヲ詳記シ住所地出發五日前ニ應募者所轄警察官署ニ届出ツヘシ

前項ノ届書ニシテ第四條第二號、第三號ニ該當スルモノナルトキハ各其ノ承諾書ヲ添付スヘシ

第七條 募集従事者ハ募集行爲ニ關シ警察官ノ尋問ヲ受ケ又ハ書類帳簿ノ檢閲ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第八條 所轄警察官署ニ於テ取締上必要ト認ムルトキハ一時募集ヲ停止シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 募集行爲ニ關シ本則ニ違反シ又ハ公安若クハ風俗ヲ害スル虞アリ其ノ他取締上必要アリト認ムルトキハ募集ノ許可ヲ取消シ又ハ之ヲ停止スルコトアルヘシ募集従事者ニ付テモ亦同シ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第一條、第三條乃至第七條ニ違反シタル者

二 募集従事者タルノ許可ナクシテ之ニ従事シタル者

三 第八條、第九條ノ命令ニ從ハサル者

四 警察官ノ尋問ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ書類帳簿ニ不實ノ記載ヲ爲シタル者

第十一條 前條ニ依リ處罰スヘキ者法人ナルトキハ其ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第十二條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

福井縣

他管下ニ於テ使役スル職工其ノ他勞役者募集ニ關スル件

(明治三十二年十二月  
福井縣令第九十二號)

他管下ニ於テ使役スル工其ノ他ノ勞役者ヲ本縣下ニ於テ募集シ若ハ他ノ依托ヲ受テ募集ニ從事セムトスルモノハ左ノ各項ヲ具シ當廳ノ認可ヲ受クヘシ

- 一 募集ノ目的及其方法
  - 二 應募者ト契約スヘキ條件
  - 三 募集スヘキ職工勞役者ノ豫定人員
  - 四 募集ノ區域及其期限
- 未成年者又ハ有夫ノ婦ハ法定代理人又ハ夫ノ承諾書ヲ所持スルモノニアラサレハ募集スルコトヲ得ス
- 他ニ被雇中ノ職工又ハ勞役者ニシテ契約アルモノハ現雇主ノ承諾ヲ得スシテ募集又ハ勸誘スルコトヲ得ス

募集ニ關シ不正ノ所爲アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

本令ニ違背シタルモノハ十日以下ノ拘留又ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

紹介營業取締規則

(大正二年三月  
福井縣令第十七號)

紹介營業取締規則

第一條 本則ニ於テ紹介營業ト稱スルハ營利ノ目的ヲ以テ藝妓、娼妓、雇人(仲居、酌婦、僕婢、乳母、

職工、徒弟ノ類）若ハ養育兒ノ紹介ヲ爲ス業ヲ謂フ

第二條 紹介營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ但シ未成年者ニ在リテハ法定代理人ノ連署ヲ要ス

- 一 本籍、住所、氏名、生年月日法人ニ在リテハ其ノ名稱並定款
- 二 紹介ノ種類
- 三 營業所

四 屋號アル者ハ其ノ屋號

第三條 前條第一號、第三號及第四號ニ異動ヲ生シ又ハ廢業若ハ死亡シタルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ死亡ノ場合ニ於テハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ届出ツヘシ  
紹介ノ種類ヲ増加シ又ハ變更セムトスルトキハ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受ケ之ヲ減少シタルトキハ前項ノ手續ニ據ルヘシ

第四條 營業者ハ左ノ營業ヲ兼ヌルコトヲ得ス

- 一 宿屋
- 二 割烹店
- 三 飲食店
- 四 貸座敷
- 五 藝妓置屋
- 六 遊技場

第五條 營業者ハ紹介手数料ヲ定メ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

手数料ハ之ヲ營業所内見易キ場所ニ揭示スヘシ

第六條 營業者家族、雇人其ノ他ノ者ヲシテ業務ヲ幫助セムトスルトキハ本籍、住所、職業、氏名、生年月及之ヲ使用スル營業所ヲ記シ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ

第七條 紹介營業ヲ爲サムトスルモノ又ハ其ノ業務ヲ幫助セムトスル者ニシテ公安風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ第二條、第三條第二項ノ許可又ハ第六條ノ認可ヲ與ヘサルコトアルヘシ

第八條 營業者又ハ業務幫助者ニシテ公安風俗ヲ害シ又ハ業務上不正ノ所爲アリト認メタルトキハ營業ヲ停止シ又ハ取消スコトアルヘシ

第九條 營業者ハ左ノ所爲ヲ爲スコトヲ得ス

- 一 紹介ノ求メナキ者ニ對シ紹介勸誘ヲ爲スコト
- 二 未成年者ニシテ法定代理人ノ同意ナキモノ、妻ニシテ夫ノ許可ナキ者、身元詳ナラサル者ニシテ引受人ナキ者等ヲ紹介スルコト
- 三 雇主抱主其ノ他紹介先ノ身元狀況等ヲ詳悉セシテ紹介スルコト
- 四 紹介先ノ身元狀況若ハ被紹介人ノ身元性行等ヲ詐リテ紹介スルコト
- 第十條 營業者ハ被紹介人ヲ營業所又ハ自宅ニ宿泊セシムルコトヲ得ス
- 第十一條 營業者ハ警察官吏ノ承認ヲ得シテ被紹介人ノ所持品ヲ手数料ノ代價トシテ受取リ又ハ買取リ若ハ賣却質入等ノ周旋ヲ爲スコトヲ得ス

第十二條 營業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス紹介先又ハ被紹介人ヨリ手数料以外ノ金錢物品ヲ受クルコトヲ得ス

第十三條 營業者ハ左記様式ノ紹介簿ヲ備ヘ紹介ノ都度之ヲ記載シ置クヘシ

第十四條 紹介簿ハ滿一年間保存スヘシ若シ毀損亡失シタルトキハ七日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十五條 警察官吏ハ營業所ニ臨檢シ又ハ紹介簿ヲ提出セシムルコトアルヘシ營業者ハ前項ノ臨檢又ハ帳簿ノ提出ヲ拒ムコトヲ得ス

第十六條 第二條乃至第六條、第九條乃至第十四條又ハ第十五條第二項ニ違背シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十七條 營業者法人又ハ未成年ナルトキハ本則ニ依リ適用スヘキ罰則之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

營業者ハ營業ニ關シ幫助者本則ニ違背シタルトキト雖モ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ所罰ヲ免ルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十二年七月福井縣令第五十九號雇人口入營業取締規則ハ本令ヲ施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際明治三十二年七月福井縣令第五十九號雇人口入營業取締規則ニ依リ營業中ノ者ハ本令ニ依リ雇人ノ紹介營業ヲ許可セラレタルモノト見做ス

紹 介 簿

番 號	被 紹 介 人 ノ 氏 名 年 齡	同 上 本 籍 身 分 職 業	同 上 現 住 所	紹 介 年 月 日	法 定 代 理 人 夫 又 ハ 身 元 引 受 人 ノ 住 所 氏 名	紹 介 先 ノ 住 所 職 業 氏 名	紹 介 ノ 種 別	紹 介 手 數 料
							娼妓、酌婦、乳母、徒弟、養育兒等ノ類	

## 石川縣

### 勞役者募集取締規則

(明治三十三年六月  
石川縣令第七十六號)

第一條 本則ハ他府縣ニ於テ使役スル職工其ノ他ノ勞役者ヲ本縣内ニ於テ募集スルモノニ適用ス  
本則ニ於テ勞役者取扱人ト稱スルハ傭主ト應募者トノ間ニ介立シ募集ノ周旋ヲナス者ヲ謂フ

第二條 勞役者ヲ募集セントスルトキハ傭主ヨリ募集前左ノ各號ヲ具シ知事ニ願出許可ヲ受クヘシ其  
ノ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

一 使用ノ目的

二 勞役者取扱人ノ住所、氏名、年齢

三 募集スヘキ人員及男女別、年齢

四 募集ノ區域及期間

五 應募者ト契約スヘキ條件

第三條 勞役者取扱人ハ左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ニ限ルヘシ

一 略取、誘拐、猥褻、姦淫又ハ詐欺取財ノ罪ニ依リ處刑セラレタル者

二 密賣淫ノ媒合容止ノ罪ニ依リ處刑セラレタル者

三 本縣雇人受宿營業取締規則ハ又藝妓及娼妓紹介人取締規則ニ依リ營業免許ノ失効ヲ命セラレタル者

第四條 募集ノ許可ヲ得タルトキハ其ノ募集前本縣内ニ事務所及應募者ノ集合所又ハ宿泊所ヲ定メ管

轄警察官署ヲ經由シ知事ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第五條 募集ニ着手セントスルトキハ雇主又ハ募集代理人若ハ勞役者取扱人ヨリ二日以前ニ該許可書ノ寫ヲ添ヘ募集地管轄警察官署又ハ巡查駐在所ヘ届出ツヘシ

第六條 事務所ニハ應募者名簿ヲ備ヘ置キ募集契約ヲ了シタル都度其ノ住所、氏名、年齢竝ニ其ノ募集ヲ爲シタル者ノ氏名ヲ記載スヘシ

第七條 雇主又ハ勞役者取扱人ハ左ノ各號ニ就キ警察官吏ノ求メヲ拒ムコトヲ得ス

一 應募者名簿ヲ檢閲スルコト

二 募集中應募者ノ集合所又ハ宿泊所ニ臨檢スルコト

三 募集上ニ關シテ必要ト認メタル事項ノ尋問ニ答辯スルコト

第八條 備主又ハ募集代理人若ハ勞役者取扱人ハ應募者ニシテ未成年者又ハ有夫ノ婦ナルトキハ出立五日前ニ其ノ住所、氏名、年齢ヲ記シタル書面ニ親權者又ハ夫ノ承諾書ヲ添ヘ應募者住所ノ管轄警察官署又ハ巡查駐在所ニ届出ツヘシ

第九條 備主又ハ勞役者取扱人ハ左ノ所業ヲ爲スコトヲ得ス

一 虚偽ノ方法ヲ以テ募集スルコト

二 他ニ契約中ノ職工其ノ他ノ勞役者ヲ募集スルコト但シ管理者ノ承諾ヲ經タルモノハ此限ニアラス

三 應募者ニ對シ不正實又ハ苛酷ナル取扱ヲ爲スコト

四 募集者ニ面接ヲ要ムルモノアルトキハ之ヲ隠秘シ又ハ取次ヲ拒ムコト

第十條 備主ニシテ自ラ募集ニ從事セサルトキハ募集代理人ヲ定ムヘシ此場合ニ於テハ募集代理人ニ

本則第三條、第七條、第九條ノ規定ヲ適用ス

前項ノ募集代理人トスヘキモノハ其ノ住所氏名年齢ヲ具シタル書面ヲ以テ知事ニ願出許可ヲ受ケタル者ニ限ル

第十一條 募集上ニ關シテハ募集代理人ノ所爲ト雖モ別段ノ規定アルモノヲ除ク外備主其ノ責任ニ任スヘシ

第十二條 募集上ノ行爲ニシテ公安又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキハ許可ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトアルヘシ

第十三條 本則ニ基キ雇主ヨリ願出許可ヲ得タルモノ、外ハ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラヌ勞役者ノ募集ニ從事スルコトヲ得ス

第十四條 第二條、第四條、第五條、第六條、第七條、第八條、第九條、第十條、第十三條ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

第十五條 本則施行ノ日ニ於テ明治三十年十月石川縣令第七十號ヲ廢止ス但同令ニ據リ認可ヲ得タルモノハ明治三十三年七月三十一日迄ニ更ニ本則ニ依リ手續ヲ爲スニアラサレハ其ノ認可ヲ失フモノトス

## 富 山 縣

### 職工募集取締規則

(明治三十六年九月十日)  
(富山縣令第七十二號)

第一條 本則ハ他府縣ニ於テ使役スル職工其ノ他ノ勞役者ヲ本縣内ニ於テ募集スル者ニ適用ス

本則ニ於テ募集者タルコトヲ得ヘキ者ハ傭主及其ノ家族、使傭人並傭主ノ依頼ヲ受ケタル紹介人營業者ニ限ル

第二條 職工其他ノ勞役者ヲ募集セントスルトキハ傭主ヨリ事項ヲ具シ縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ其事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

- 一 使役ノ目的
  - 二 募集ノ區域及期限
  - 三 募集スヘキ人員、男女別、年齢
  - 四 疾病、死傷及賞罰ニ關スル規程又ハ方法
  - 五 契約年限及勞働時間
  - 六 雇傭契約ニ關スル凡テノ事項
  - 七 募集者ノ種別及其ノ族籍、住所、氏名、年齢並本縣ニ在住セサル者ハ滞在地名
- 第三條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ法定代理人又ハ契約者若ハ夫ノ承諾書アルニアラサレハ募集者ニ於テ之カ募集若ハ勸誘ヲ爲スコトヲ得ス
- 一 未成年者

二 他ト契約年限中ニ在ル職工及其ノ他ノ勞役者  
三 有夫ノ婦

第四條 募集者ハ左ノ所業ヲ爲スコトヲ得ス

一 虚偽ノ方法ヲ以テ募集スルコト

二 應募者ニ對シ苛酷ナル取扱ヒヲ爲スコト

三 應募者ニ面會ヲ要スルモノアルトキ之カ取次キヲ拒ミ又ハ隱秘スルコト

第五條 募集者ハ募集臺帳ヲ調製シ應募者アリタルトキハ直チニ其ノ住所、氏名、年齢、年期及給金等ヲ記載シ置クヘシ

第六條 募集者ノ宿所又ハ募集ニ關スル記録類ハ警察官吏隨時點檢スルコトアルヘシ此場合ニ於テハ募集者之ヲ拒ムコトヲ得ス

第七條 募集者ニ於テ未成年者、有夫ノ婦及他ト契約年限中ニ在ル職工及其ノ他ノ勞役者ヲ募集シタルトキハ其ノ住所、氏名及年齢ヲ記シ出發五日前應募者所轄ノ警察官署ニ届出ヘシ

第八條 募集者本則ニ違背シ又ハ募集上ニ關シ不都合ノ所爲アリト認ムルトキハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第九條 第二條乃至第七條ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

第十條 明治三十二年富山縣令第三十四號ニ依リ届出テ現ニ募集期限中ノ者ハ明治三十六年十二月三十一日迄ニ本則第二條ニ依リ出願許可ヲ受クルニアラサレハ募集ヲ繼續スルヲ得ス

紹介人營業取締規則

第一條 本則ニ於テ紹介人ト稱スルハ藝妓、娼妓、雇人、職工ヲ紹介營業スル者ヲ謂フ

第二條 紹介人營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

一 本籍地及住所、身分、族稱、職業氏名、生年月日並ニ最近ノ前住地

二 營業所ノ位置

三 補助者アレハ其本籍地及住所、身分、族稱、職業、氏名、生年月日並ニ最近ノ前住地

第三條 許可ヲ受ケタル後補助者ヲ置カムトシ又ハ變更セムトスルトキハ前條第三號ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ

第四條 左ノ各號ニ掲クル事項ハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

一 營業者、補助者、身上ニ異動ヲ生シタルトキ

二 補助者ヲ廢止シタルトキ

三 營業所ノ位置ヲ移轉シタルトキ

第五條 營業者ニシテ法定代理人保佐人ヲ變更シ又ハ廢業シタルトキハ三日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第六條 營業者死亡又ハ失踪シタルトキハ戶籍法ニ依ル義務者ヨリ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第七條 營業者ハ様式ノ帳簿ヲ備ヘ紹介ヲ爲シタルトキハ直ニ其帳簿ニ記入シ置クヘシ關係者ヨリ帳簿ノ閱覽ヲ要求シタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス



- 第八條 手数料ハ其種類及ヒ金額ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケ營業所内見易キ場所ニ掲示スヘシ
- 第九條 定額外ノ金銭又ハ物品ハ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラズ請求スルコトヲ得ス
- 第十條 營業者ハ紹介スヘキ者ヲ自宅又ハ營業所若クハ其他ノ家宅ニ宿泊セシムヘカラス補助者ニ於ケルモ亦同シ但止ムヲ得サル事情アル者ハ所轄警察官署ノ承認ヲ受ケ宿泊セシムルコトヲ得
- 第十一條 營業者ハ宿屋ヲ兼業スルコトヲ得ス
- 第十二條 營業者ハ身元確實ニシテ引受人アル者ニアラサレハ紹介スヘカラス營業者ハ紹介スヘキ者ノ身元引受人タルコトヲ得ス
- 第十三條 有夫ノ婦又ハ監視中ノ者ハ娼妓ニ紹介スルコトヲ得ス
- 第十四條 紹介スヘキ者既ニ他人ト契約アルトキハ其期間中ハ契約者ノ承諾アルニアラサレハ他ニ紹介スルコトヲ得ス
- 第十五條 營業者ハ懷妊又ハ白痴若クハ疾病者タルコトヲ隠秘シ又ハ藝能素行ヲ詐リ紹介スヘカラス
- 第十六條 營業者ハ其業體上ニ就テハ補助者又ハ家族雇人若クハ同居者ノ所爲ト雖其責メニ任スヘシ
- 第十七條 紹介スヘキ者ニシテ不審ノ舉動アリト認ムルトキハ警察官吏ニ告知スヘシ
- 第十八條 營業者ハ本則ノ規定ニ違背シ風俗ヲ紊シ若クハ公安ヲ害スルノ虞アリ又ハ他人ニ名義ヲ假スノ事實アリト認ムルトキハ其許可ヲ取消シ又ハ其業ヲ停止スルコトアルヘシ
- 第十九條 本則第二條ノ許可ヲ受ケスシテ營業ヲナシタル者及ヒ第三條、第四條、第五條、第六條、第七條、第八條、第九條、第十條、第十二條、第十三條、第十四條、第十五條、第十七條ニ違背スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

- 第二十條 本則ハ明治三十五年二月一日ヨリ施行ス
- 第二十一條 本則施行前雇人受宿取締規則ニヨリ既ニ許可ヲ得尙ホ引續キ營業ヲ爲サントスル者ハ本則施行ノ日迄ニ更ニ第二條ノ手續ニ依リ出願許可ヲ受タルニアラサレハ其効ヲ失フモノトス
- 第二十二條 明治二十年七月本縣令第八十五號雇人受宿取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

帳簿様式 (美濃紙)

氏名	住所	種類	契約年月日	約定期限	給金額	前借金額	紹介先	経歴	契約要領

## 鳥 取 縣

### 職工募集取締規則

(明治四十年十二月  
鳥取縣令第四十五號)

第一條 職工ヲ募集セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ當廳ヘ届出認可ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 募集者、募集従事者ノ本籍、住所、職業、氏名、年齢

二 募集ノ目的及方法

三 募集地域及募集豫定人員、男女並年齢ノ區別

四 募集期間

五 契約事項

第二條 募集従事者ハ第一條ノ認可證若ハ其ノ寫書ヲ携帶シ警察官吏ノ求アリタルトキハ之ヲ提示スヘシ

第三條 被募集者非戸主タル場合ニ於テハ戸主ノ承諾アルモノニアサレハ募集スルヲ得ス但シ有夫ノ婦及未成年者ニ在リテハ戸主ノ外夫又ハ親權ヲ行フ者ノ承諾アルコトヲ要ス

第四條 募集従事者ハ應募者ノ住所、氏名、年齢、並出發日時ヲ具シ遅クモ出發三日前迄ニ應募者ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ届出後ノ異動ハ出發前其ノ時々届出スルヲ要ス

前項ノ届書ハ便宜應募者居住地ノ受持巡査駐在所又ハ派出所ニ差出スルコトヲ得

第五條 募集者ハ募集従事者本則ノ規定ニ違背シ若ハ不正行爲アリト認ムルトキハ認可ヲ取消シ又ハ

募集従事者ノ更改ヲ命ヌルコトアルヘシ

第六條 募集者又ハ募集従事者本則第一條乃至第四條及第五條ノ命令ニ違背シタルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

第七條 本則ハ鑛業農業又ハ土木事業ニ従事セシムル目的ヲ以テ職工以外ノ勞務者ヲ募集スル場合ニモ之ヲ適用ス

第八條 本則ハ當分縣内ニ於テ從業セシムヘキ目的ヲ以テ募集スル者ニ之ヲ適用セス  
明治三十年七月鳥取縣令第五十四號ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

紹介營業取締規則

(大正元年十二月十三日)  
鳥取縣令第二十八號

第一條 本則ニ於テ紹介營業ト稱スルハ藝妓、娼妓、仲居、酌婦、僕婢其ノ他ノ雇人、船員、職工、又ハ勞働者ヲ紹介スル營業ヲ謂フ

第二條 紹介營業ヲ爲サントスル者ハ本籍、住所、氏名、生年月日、營業ノ種類、營業書ヲ具シ所轄警察官署ニ願出免許ヲ受クヘシ但シ未成年者ナルトキハ法定代理人、妻ナルトキハ夫ノ連署ヲ要ス營業ノ種類ヲ變更セムトスルトキ前項ニ同シ

第三條 營業者ハ藝妓、娼妓、仲居、酌婦ノ紹介營業ト其他ノ紹介營業又ハ料理屋、飲食店、貸座敷遊技場營業ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第四條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ免許セサルモノトス

一 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アリト認ムル者

二 他人ニ名義ヲ假ス事實アリト認ムル者

第五條 營業者ハ廣告、揭示其他方法ノ何タルヲ問ハス藝妓又ハ娼妓トナルコトヲ勸誘スヘカラス

第六條 營業者ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルトキハ其營業ヲ停止、禁止シ又ハ免許ヲ取消スコトアルヘシ

一 本則ニ違背シ又ハ公安ヲ害シ若ハ風俗ヲ紊ル事實アリト認メタルトキ

二 行衛不明トナリタルトキ

第七條 營業者ハ其ノ營業ヲ表示スヘキ標札ヲ見易キ所ニ掲クヘシ但シ藝妓、娼妓、仲居、酌婦ノ種類ハ之ヲ表示スヘカラス

第八條 營業者ハ家族若クハ雇人ヲシテ紹介ニ從事セシメムトスルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日ヲ具シ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ家族雇人ニシテ本則第三條ノ兼業シ能ハサル營業ヲ爲ストキ又ハ第四條各號ノ一ニ該當スルトキハ認可セス又ハ認可後此等ノ事由アリト認ムルトキハ警察官署ニ於テ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第九條 左ノ場合ニ於テハ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ但シ死亡ハ戶籍法上ノ届義務者ヨリ法定代理人ノ變更ハ新法定代理人ヨリ届出ルヲ要ス

一 轉居、改氏名、廢業、死亡、休業

二 法定代理人、夫ノ變更又ハ轉居

前項轉居ノ場合ニ在リテ他ノ警察官署管内ニ係ルトキハ移轉地ノ警察官署ニモ届出ヘシ

第十條 營業者ハ紹介原簿ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 被紹介者ノ本籍、住所、氏名、年齢
- 二 雇主又ハ抱主ノ住所、氏名
- 三 稼業又ハ雇傭契約ノ要旨、年月日、期限、前借金又ハ給金
- 四 紹介手数料

第十一條 營業者ハ業務ニ關シ詐欺ノ言行アルヘカラス

第十二條 營業者ハ依頼者ノ意思ニ反シテ紹介ヲ爲シ又ハ被紹介人ヲ誘引シ來ル者ニ對シ名義ノ何タルヲ問ハス金錢物品ヲ交付スヘカラス

第十三條 營業者ハ左ニ掲クル者ニツキ紹介ヲ爲スヘカラス

- 一 未成年者ニシテ法定代理人ノ承諾ナキ者
- 二 妻ニシテ夫ノ承諾ナキ者
- 三 他ニ雇ハレ中又ハ稼業中ノ者ニシテ其ノ雇主又ハ抱主ノ同意ナキ者

第十四條 手数料ハ契約確定後ニ非ラサレハ領收スルコトヲ得ス

第十五條 營業者ハ被紹介人ヲ自宅ニ宿泊セシムルコトヲ得ス但シ止ムコトヲ得サル事情ノ爲特ニ所轄警察官署ノ承諾ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テモ親族關係ヲ有スル監督者ト共ニ宿泊スル者ノ外男女ヲ混宿セシムルヲ得ス  
第十六條 警察官署ノ承諾ヲ得テ宿泊セシメタル場合ニ於テ公安又ハ風俗ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ警察官署ハ其ノ宿泊ヲ停止シ又ハ禁止スルコトアルヘシ

第十七條 營業者ハ警察官署ノ承諾ヲ受クルニ非サレハ被紹介人所持ノ物品ノ手数料若クハ其他ノ抵償ニ受取リ又ハ買取リ若クハ賣却、質入等ノ周旋ヲ爲スヘカラス

第十八條 營業者ハ抱先又ハ被雇先ヲ辭セシムルノ目的ヲ以テ稼人又ハ被雇人ヲ欺罔シ若クハ教唆懲逼スル等ノ行爲アルヘカラス

第十九條 營業者ハ被紹介人ノ紹介先ヲ尋ネル者ニ對シ之ヲ隱秘スヘカラス

第二十條 營業ニ關シテハ家族又ハ雇人ノ所爲ト雖營業者其ノ責ニ任ス

第二十一條 營業者ハ警察官吏ノ質問ニ對スル答辯又ハ營業帳簿ノ閱覽抄寫ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十二條 營業者ハ他府縣下ニ於テ藝妓、娼妓、仲居又ハ酌婦タラムトスル者ニツキテハ其ノ父母若シ父母在ラサルトキハ最近親族二名以上ノ承諾アルコトヲ確認スルニアラサレハ之カ紹介ヲ爲スヘカラス

第二十三條 營業者ハ前條ニ掲ケタル者ヲ紹介シタルトキハ其ノ出發前五日以内ニ本則第十條各號ノ事項ヲ記載シ被紹介人住居地ノ所轄警察官署ニ届出ヘシ

前項ノ場合ニ於テ被紹介者未成年者ナルトキハ法定代理人ノ承諾書ヲ添付スヘシ

第二十四條 他府縣下ノ紹介營業者ニシテ他府縣下ニ於テ藝妓、娼妓、仲居、酌婦タラムトスル者ヲ

- 紹介セムトスルトキハ左記ノ事項ヲ具シ紹介着手前三日以内ニ滞在在所轄警察官署ニ届出ヘシ
- 一 紹介ニ從事セムトスル區域及期間
- 二 紹介ノ種類及豫定人員
- 三 被紹介人ニ對スル前貸金又ハ諸給與額

前項紹介營業者ノ手数料ハ當縣營業者ノ認可ヲ受ケタル額ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十五條 手数料ハ所轄警察官署管内ニ於ケル營業者協議ノ上警察官署ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項ニ依リ認可ヲ受ケタル手数料ハ協議ニ參與セサル者又ハ新ニ營業スル者ニ對シテモ仍其ノ効力ヲ有ス

第二十六條 手数料ハ營業所内見易キ場所ニ揭示スヘシ

第二十七條 營業者ハ認可ヲ得タル手数料ノ他雇主抱主又ハ被紹介人ヨリ金錢物品ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八條 他人ノ申込ニ應シ労働者ヲ供給シ又ハ雇人ノ身元保證ヲ爲シ若ハ備先ヲ告知スルヲ以テ營業トナス者ニ對シテハ本則第二條、第四條乃至第二十一條、第二十五條乃至第二十七條ノ規定並

第三十條乃至第三十三條ノ罰則ヲ準用ス

第二十九條 他府縣下ノ紹介營業者ニシテ他府縣下ニ於テ藝妓、娼妓、仲居、酌婦タラムトスル者ヲ紹介セントスル者ニ對シテハ本則第五條第十一條乃至第十四條、第十七條乃至第二十三條ノ規定並

第三十條、第三十二條ノ罰則ヲ準用ス

第三十條 本則第二條、第三條、第五條、第十條乃至第十三條、第十五條、第十七條乃至第十九條、第二十一條乃至第二十四條、第二十七條ニ違背シタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

第三十一條 第八條、第一項ニ違背シタル者ハ十五日未滿ノ拘留又ハ十圓未滿ノ科料ニ處ス

第三十二條 第七條、第九條、第十四條ニ違背シタル者ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

第三十三條 第二十六條ニ違背シタル者ハ十圓未滿ノ科料ニ處ス

附 則

第三十四條 本則ハ大正二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

紹介營業取締規則執行心得

(大正元年十二月二十六日)  
鳥取縣訓令第七十七號

第一條 規則第二條ニ依リ營業免許ノ願出アリタルトキハ規則第三條、第四條ノ事項ヲ調査シ支障ナシト認ムルトキハ免許スヘシ

第二條 左ノ場合ニ於テハ處分前ニ其事由ヲ具シ警務長ニ稟申スヘシ

一 營業ヲ不許可セムトスルトキ

一 營業ヲ禁、停止又ハ免許取消ノ必要アルトキ

一 規則第二十五條ニ依ル手数料ヲ認可セムトスルトキ

第三條 規則第七條ノ標札ハ左ノ例ニ依ラシムヘシ但シ藝妓、娼妓、仲居、酌婦以外ノ種類ハ之ヲ記

載スルヲ妨ケス

二尺五寸

七寸	住 所
七寸	氏 名
七寸	紹介營業

第四條 規則第九條ニ依リ他ノ警察官署管内へ轉居ノ届出アリタルトキハ轉居地所轄警察官署ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第五條 規則第十五條第一項但書ニ依リ宿泊承認ノ申請アリタルトキハ其ノ事由ヲ調査シ特ニ止ムヲ得サル場合ニ限リ承認スヘシ

前項ノ承認申請書ニハ適當ト認ムヘキ宿料ヲ附記セシムヘシ

第六條 規則第十六條ニ依リ宿泊ヲ停止シ又ハ禁止シタルトキハ事實ノ概要ヲ警務長ニ報告スヘシ

第七條 規則第十七條ニ依ル承認ノ申請アリタルトキハ正當ノ所指品タルコトヲ確認シタルモノニ限リ承認スヘシ

第八條 規則第二十三條ノ届出アリタルトキハ其ノ事實ヲ調査シ詐欺誘拐其他不都合ナキヤニ注意スヘシ

第九條 規則第二十四條第一項ノ届出アリタルトキハ之ヲ紹介區域關係ノ警察官署ニ通報スヘシ

第十條 本則ニ依リ免許シタル營業者及紹介従事者ハ諸原簿ニ登記シ異動アリタルトキハ之ヲ加除スヘシ

### 島 根 縣

#### 職工勞務者集募取締規則

(明治四十三年四月十二日)  
(島根縣令第二十二號)

第一條 縣外ニ於テ使用スル職工其ノ他勞務者ヲ本縣内ニ於テ募集セムトスル者ハ本籍、住所、職業、年齢及左記各號ヲ具シ知事ニ願出許可ヲ受クヘシ

一 募集ノ目的及其ノ方法

二 募集ノ人員(男女ニ區別スヘシ)及年齢ノ範圍

三 募集ノ區域及期間(期間ハ一ケ年ヲ超ユルコトヲ得ス)

四 應募者ノ旅費、雇入後ノ宿舍並賄ニ關スル方法

五 給料額及疾病又ハ死傷ノ場合ニ於ケル保護方法

六 雇入期間、執業時間、休憩時間、休暇日及雇入年限内解雇ニ關スル方法

七 賞與、懲戒並貯金ニ關スル方法

八 教育ニ關スル方法ノ設ケアルトキハ其ノ方法

九 前各號ノ外應募者ト特ニ契約スヘキ條件アレハ其ノ條件

前項ノ許可ヲ受ケタル後出願ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第二條 第一條ノ許可ヲ受ケタル者他人ヲシテ募集ニ従事セシメムトスルトキハ其ノ住所、氏名、職業、年齢ヲ記シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ認可ヲ受ケタル者ハ其ノ従事者ニ對シ別記雛形ノ證票ヲ交付スヘシ

第三條 職工其ノ他勞務者ノ募集ヲ爲ストキハ許可證又ハ前條ノ證票ヲ携帯スヘシ

前條ノ許可證及證票ハ警察官吏ニ於テ其ノ提示ヲ求ムルコトアルヘシ

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ募集スルコトヲ得ス

一 年齢十二年未滿ノ者及義務教育年限内ニ在ルモノニシテ就學ノ免除若クハ猶豫ヲ得サルモノ

二 未成年者ニシテ親權者又ハ後見人ノ承諾ナキモノ

三 他人ニ被雇中ノ者ニシテ雇主ノ承諾ナキモノ

四 契約年限内ニ雇主ノ承諾ヲ得スシテ退去シ若クハ誘出セラレタル者ニシテ其ノ雇主ノ承諾ナキモノ

モノ

第五條 募集ニ關シ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一 虚偽ノ言行若クハ瞞着ノ手段ヲ以テ應募者ヲ勧誘スルコト

二 名義ノ如何ヲ問ハス應募者ヨリ金錢又ハ物品ヲ收受スルコト

第六條 應募シタル職工其ノ他勞務者ヲ出發セシムルトキハ出發五日以前ニ其ノ住所、氏名、年齢ヲ

募集地ノ所轄警察官署、巡查部長派出所、巡查駐在所ニ届出ツヘシ

第七條 第一條ノ許可又ハ第二條ノ認可ヲ受ケタル者ニシテ募集ニ關シ本則ニ違背シ其ノ他公益ヲ害

スル行爲アリト認メタルトキハ知事ハ其ノ許可又ハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第八條 本則ニ依リ知事ニ差出スヘキ願届書ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ但シ他府縣ニ住居ヲ有スル

者ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 第一條、第四條、第五條ニ違背シタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處ス

第二條、第六條ニ違背シタル者ハ十日以下ノ拘留又ハ拾圓以下ノ科料ニ處ス

第三條第一項ニ違背シタル者及同條第二項ノ提示ヲ拒ミタル者ハ五日以下ノ拘留又ハ五圓以下ノ科

料ニ處ス

第十條 本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シテ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依

リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

(別紙)雛形

(寸法適宜)

何々會社又ハ本籍
住所氏名年齢
職工募集員ノ證
會社名又ハ免許人
住所氏名
印

裏
年
月
日

周旋業取締規則

(明治四十三年四月 島根縣令第二十一號)

第一條 本則ニ於テ周旋業者ト稱スルハ藝妓、娼妓稼業又ハ仲居、酌婦、僕婢、職工其他ノ勞務者ノ

雇傭ニ關シ紹介周旋スルヲ業ト爲ス者ヲ謂フ

第二條 周旋業ヲ爲サントスル者ハ左ノ各號ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

一 住所、氏名、生年月

二 業務ノ種類(藝妓稼業ニ關スル周旋又ハ職工雇傭周旋ト書スル類)  
三 業務所ノ位置

前項第二號ノ種類ヲ増減變更セントスルトキ亦同シ

第三條 周旋業者他ニ營業所ヲ設ケントスルトキハ其管理人ヲ定メ其住所、氏名、生年月ヲ記シ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第四條 未成年者、禁治産者ノ爲ス願届ニ在リテハ法定代理人ノ連署準禁治産者ノ爲ス願届ニハ保佐人妻ノ爲ス願届ニハ夫ノ連署ヲ要ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニハ周旋業者タルコトヲ許可セス既ニ許可シタルモノト雖モ其業務ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

一 素行不良ノ者又ハ公安ヲ害シ風俗ヲ紊ルノ虞アル者

二 他人ニ名義ヲ假シ營業セシムルノ事實アリト認めル者

第六條 周旋業者ハ左ノ營業ヲ兼ネ又ハ是等ノ營業者ト同居スルコトヲ得ス

一 宿屋

二 料理屋、飲食店、待合茶屋

三 貸座敷

四 藝妓置屋

第七條 周旋業者其家族又ハ雇人ヲシテ業務ニ從事セシムルトキハ家族ハ其ノ續柄及生年月雇人ニアリテハ其ノ住所、氏名、生年月ヲ記シ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

第八條 第三條ノ管理人前條ノ從業者ニハ本則第五條ヲ準用ス

第九條 周旋業者ハ紹介周旋ノ手数料及其授受ノ方法ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項ノ手数料額ハ業務所内觀易キ場所ニ揭示スヘシ

第十條 周旋業者ハ第一號様式ノ周旋名簿ヲ設ケ紹介周旋ノ申込ヲ受ケタル都度記載スヘシ

前項ノ帳簿ハ使用前所轄警察官署ノ檢印ヲ受ケ帳簿ノ閉鎖後三ケ年間保存スヘシ

第十一條 周旋業者ノ受領スヘキ紹介周旋ノ手数料ハ當事者間ノ契約成立シタル後之ヲ受領シ受領證ヲ交付スヘシ

第十二條 警察官吏ニ於テ第十條ノ帳簿ノ檢閲ヲ求ムルトキハ直ニ之ヲ開示シ且營業上ノ事項ニ關シ質問アリタルトキハ事實ヲ陳述スヘシ

第十三條 業務所以外ニ於テ業務ニ從事スルトキハ免許證又ハ認可證ヲ携帯スヘシ

第十四條 周旋業者ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一 身元不詳者未成年者ニシテ法定代理人妻ニシテ夫ノ承諾ナキ者ヲ紹介周旋スルコト但シ警察官吏ノ承認ヲ受ケタル者又ハ身元確實ナルモノノ保證アリタルトキハ此限ニ在ラス

二 明治三十三年内務省令第四十四號第一條及第三條第三號、第四號ニ適合セルモノヲ娼妓稼業ノ目的ヲ以テ紹介周旋スルコト

三 依頼者ノ意思ニ反シ紹介周旋ヲ爲シ又ハ契約期間内ノモノヲ欺罔シ若クハ勸誘シテ他ニ轉換セシムコト



四 警察官吏ノ認可ヲ經スシテ被紹介者又ハ被周旋者ノ所持品ヲ手数料ノ抵償ニ受領シ又ハ買收若クハ賣却質入ノ周旋ヲ爲スコト

五 名義ノ如何ニ拘ハラズ認可額以外ノ手数料又ハ金錢物品ヲ請求シ又ハ受領スルコト

六 被紹介者又ハ被周旋者ヲ自宅ニ止宿セシメ又ハ他ニ宿泊ノ周旋ヲ爲スコト但シ已ムヲ得スシテ宿泊セシメムトスルトキハ警察官吏ノ承認ヲ受クヘシ

七 被紹介者又ハ被周旋人ノ所在ヲ隠秘スルコト

第十五條 周旋業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ死亡ノ場合ハ十日以内ニ戶籍法ニ依ル届出ノ義務ヲ有スル者ヨリ届出ツヘシ

- 一 住所ノ移轉
- 二 氏名ノ變更
- 三 業務所ノ移轉、廢止
- 四 廢業又ハ死亡
- 五 管理人又ハ從業者ノ廢止

第十六條 周旋業者ハ其ノ業務ニ關シ管理人又ハ從業者ノ所爲ト雖モ其ノ責ニ任スヘシ

第十七條 本則第二條、第十四條ニ違背シタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十日未滿ノ科料ニ處ス

第十八條 本則第三條、第六條、第七條、第十一條、第十二條、第十三條ニ違背シタル者ハ十日以下ノ拘留又ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第十九條 本則第九條、第十條ニ違背シタル者ハ五日以下ノ拘留又ハ五圓以下ノ科料ニ處ス

第二十條 本則第十五條ニ違背シタル者ハ五圓以下ノ科料ニ處ス

第二十一條 本則ノ違背行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各其本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

附 則

第二十二條 縣外ニ於テ使用スル職工其ノ他勞務者ノ縣内ニ於テ募集スルモノニ付テハ本則ヲ通用セ

第一號様式

雇主 又ハ氏名	住所	抱主 職業	被紹介又ハ被周旋者ノ從事スル職業別	前借金又ハ給料額	契約期限	手数料	紹介周旋年月日	紹介周旋ノ要領	申込年月日	被紹介被旋周人住所	族籍、身分、氏名、年齢	承諾者及保證人住所氏名又ハ警察吏ノ承認	備考
									備考				

周旋業取締規則執行心得

(明治四十三年四月 島根縣訓令三十四號)

第一條 周旋業ハ規則第五條、第六條ノ各號ニ抵觸セサルモノニ限り許可スヘシ  
營業ヲ許可スヘカラスト認メタルトキハ取締ニ關スル諸營業取扱手續ニ據リ警務部長ノ指揮ヲ受ヘシ

第二條 管理人、從業者ニ付テハ前條ニ準シ取扱フヘシ

第三條 規則第五條第一號ノ素行不良ト認ムヘキモノハ概ネ左ノ如シ

- 一 舊刑法及刑法ニ依リ犯人藏匿又ハ強竊盜、詐欺、恐喝、取財、贓物ニ關スル罪若ハ略取、誘拐、猥褻、其ノ他姦淫、賭博ニ關スル罪ヲ犯シ受刑後改悛ノ情顯著ナラサル者

二 豫戒令受命中ノ者

第四條 警察官署ニハ第一號様式ノ周旋業臺帳ヲ備ヘ所要ノ事項ヲ記入スヘシ

第五條 規則第五條又ハ第八條ニ依リ許可若ハ認可ヲ取消シ又ハ停止セムトスルトキハ其事實ヲ詳具シ警務長ノ指揮ヲ受クヘシ

第六條 規則第十四條第六號ノ届出アリタルトキハ風俗ヲ紊ルノ虞ナク且實際已ムヲ得サル事由アリト認ムルニ非サレハ承認スヘカラス

第七條 規則第十四條第四號ノ認可申請アリタルトキハ周旋業者ニ於テ故意ニ負債又ハ金錢ヲ要スルニ至ラシメタルモノニ非サルヤ否及其費途ノ正否被紹介者又ハ被周旋者承諾ノ有無並物品ノ出所  
有者ノ素行等ヲ查覈シ不都合ナシト認ムルニ非サレハ認可スヘカラス

第八條 規則第九條ノ手数料及其受授ノ方法ハ可成所轄内同業者協議ノ上申請セシメ警務長ノ指揮ヲ待テ認可スヘシ

前項ノ指揮ヲ受クル場合ニハ從來ノ慣例等ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ  
(用紙美濃形トス)

番 號	第 號	業 務 所	業 務 種 類	許 可 年 月 日	廢 業 年 月 日	使 用 認 可		住 本 所 籍	住 所	事 業	記 事	年 姓 名 年 齡	氏 名	生 年 月 日
						年 月 日	年 月 日							

## 岡山縣

### 職工募集取締規則

(明治四十年八月十八日  
岡山縣令第五十三號)

第一條 職工ヲ募集セムトスル者ハ本籍、住所、身分、職業、年齢及左記各號ヲ具シ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ但シ出願人自ラ募集ニ從事セサルトキハ募集ニ從事セシムヘキ者ヲ指定スヘシ此ノ場合ニ於テハ被指定者ノ本籍、住所、身分、職業、氏名、年齢及指定者トノ關係明記ヲ要ス

一 募集ノ目的及其ノ方法

二 募集ノ人員(男女ニ區別スヘシ)及年齢ノ範圍

三 募集ノ區域及期限(期限一年以上ハ之ヲ許可セス)

四 應募者ノ旅費、雇入後ノ宿舍並賄ニ關スル方法

五 給料額及疾病又ハ死傷ノ場合ニ於ケル保護方法

六 雇入期限、執業時間、休憩時間、休暇日及雇入年限内解雇ニ關スル方法

七 賞與、懲戒並貯金ニ關スル方法

八 教育ニ關スル方法ノ設アルトキハ其ノ方法

九 前各號ノ外應募者ト特ニ契約スヘキ條件アレハ其條件

前項ノ許可ヲ受ケタル後出願ノ事項若ハ指定シタル募集従事者ヲ變更セントスルトキハ其ノ旨當廳ニ届出認可ヲ受クヘシ

第二條 他人ノ依託ヲ受ケ職工ヲ募集セムトスルモノハ依託者ヨリ左ニ記載シタル事項ノ證明ヲ得之

レヲ願書ニ添付スヘシ

一 依託ノ事實

二 本則第一條第一項第二號乃至第九號ニ掲ケタル各號ノ事實

第三條 募集従事者ヲ指定シ許可ヲ受タル場合ハ其ノ被指定者ニ對シ別記雛形ノ證票ヲ交付スヘシ

第四條 職工募集ニ從事スルトキハ許可證又ハ前條ノ證票ヲ携帯スヘシ

前項ノ許可證及證票ハ警察官吏ニ於テ其ノ提示ヲ要ムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ募集従事者ハ

之ヲ拒ムコトヲ得ス

第五條 年齢十二年未滿ノ者及義務教育年限内ニ在ルモノニシテ就學ノ免除若ハ猶豫ヲ得サルモノハ

募集スルコトヲ得ス

第六條 未成年者ヲ募集スルトキハ親權者又ハ後見人ノ承諾ヲ受クヘシ

第七條 他ノ雇人又ハ契約年限内ニ雇主ノ承諾ヲ得スシテ退去シ若ハ誘出セラレタル職工ハ其ノ雇主

ノ承諾ヲ得其ノ證ヲ添ヘ其ノ地警察官吏ニ届出認可ヲ受クルニアラサレハ募集スルコトヲ得ス

第八條 虚偽ノ言行若ハ瞞着ノ手段ヲ以テ應募者ヲ勧誘スヘカラス

第九條 名義ノ如何ヲ問ハス應募者ヨリ金錢又ハ物品ヲ收受スヘカラス

第十條 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ當應ニ届出ヘシ但シ第二號幾部廢止ノ場合ハ其ノ氏名明記ヲ要

ス

一 許可期間内ニ其ノ募集ヲ止メタルトキ

二 募集従事者ノ幾部又ハ全部ヲ廢止シタルトキ

第十一條 第一條ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ募集上不都合ノ所業アリト認メタルトキハ知事ハ其ノ許

可ヲ取消シ又ハ募集従事者ノ變更ヲ命ナルコトアルヘシ

第十二條 鑛業又ハ土木事業ニ從事セシムル勞務者ヲ募集セントスルトキハ本則ノ規定ニ從フヘシ

第十三條 本則ニ依リ當應ニ差出スヘキ願届書ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ但シ他府縣ノ者ニ在リテ

ハ本文ノ限ニアラス

第十四條 第一條、第三條、第四條、第五條、第六條、第七條、第八條、第九條及第十條ニ違背シタ

ルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

法人ニ在リテハ代表者ヲシテ其ノ責ニ任セシム

附 則

第十五條 本令ハ明治四十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十二年(三月)岡山縣令第十九號職工募集取締規則ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

雛 形 (寸法適宜)

表

何々社員又ハ本籍	氏 名
住所	年 齡
職工募集員ノ證	
會社名又ハ免許	印
人住所氏名	

裏

大正	年	月	日
----	---	---	---

## 廣 島 縣

### 職工募集取締規則

(明治三十二年十一月十一日  
廣島縣令甲第五號)

職工ノ募集紹介ニ關スル取締規程左ノ通り相定ム

一 他府縣ニ於テ使用スヘキ職工ヲ本縣内ニ於テ募集(紹介ヲ包含ス以下同シ)セントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ募集地管轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ

一 募集ノ目的募集地ノ區域及募集期限

二 募集人員並ニ男女ノ區別

三 募集上使用スルモノノ住所氏名

二 雇主ノ承諾ヲ經スシテ其契約期間中ニ屬スル被雇者ヲ募集スルコトヲ得ス

三 一項ノ認可後ト雖モ取締上必要ト認ムルトキハ募集ヲ停止シ若ハ認可ヲ取消スヘシ

四 本令第一項第二項ニ違背シタルモノハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ一圓以上一圓九十五錢

以下ノ科料ニ處ス

本縣令ノ制裁ニ付テハ明治四十二年一月縣令第九號ヲ以テ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科

料ニ處ス

### 周旋業取締規則

(明治三十七年七月五日  
廣島縣令第七九號)

第一條 本則ニ於テ周旋業ト稱スルハ周旋料ヲ受ケ藝妓、娼妓ノ稼業又ハ酌婦、僕婢、職工其他勞務者ノ雇傭ニ關シ周旋スルヲ云フ

第二條 周旋業者ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ警察官署(業務地ノ所轄ニ依ル以下同)ニ願出免許ヲ受クヘシ

一 族籍住所氏名年齢

二 業務ノ種別(藝妓稼業ニ關スル周旋又ハ職工雇傭周旋ト書スルノ類)

三 業務所

第三條 周旋業者ハ業務上ニ關シ使用人ヲ要スルトキハ其族籍住所氏名年齢ヲ具シ警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ

第四條 周旋業者左記各號ノ一ニ該ルトキハ五日以内ニ警察官署ニ届出ヘシ但死亡ノ場合ハ家族ニ於テ其手續ヲ爲スヘシ

一 住所ノ移轉

二 氏名ノ變更

三 業務所ノ移轉

四 業務上ニ關スル使用人ノ住所ノ移轉氏名ノ變更若ハ使用ノ解罷

五 廢業又ハ死亡

第五條 周旋業者ハ左ノ業務ヲ兼テ是等ノ業者ト同居スルコトヲ得ス

一 宿 屋

二 料理店

三 飲食店

四 貸座敷

五 藝妓置屋

六 席貸業

七 待合所

八 遊技場

第六條 周旋業者ハ左ノ各號ノ一ニ該ル者ノ周旋ヲ爲スコトヲ得ス

一 身元詳ナラスシテ保證人ナキ者

二 親權ヲ行フ者ノ許諾ヲ得サル未成年者

三 夫ノ許諾ヲ得サル妻

第七條 周旋業者ハ特ニ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一 抱主又ハ傭主ヨリ被周旋者ノ身元保證ノ請求アリタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得サルコト

二 業務上ニ關シ故ラニ事實ヲ隱蔽若ハ詐稱シ又被周旋者ニ對シ抱主若ハ傭主ノ轉換ヲ教唆セサルコト

三 警察官署ノ許可ヲ受クルニアラサレハ被周旋者ヲ自宅ニ宿泊セシメサルコト

四 被周旋者ノ物品ヲ抵當ニ取リ若ハ質入賣却セシメ又ハ物品ヲ購買セシメ若ハ金錢物品ヲ貸與セサルコト但特ニ警察官ノ認可ヲ得タルトキハ此限ニアラス

五 周旋料及其授受ノ方法ハ警察官署ニ届出テ認可ヲ受クルコト但營業者組合ヲ設ケタルトキハ組合ニ於テ届出テ認可ヲ受クルコト

六 前號ノ周旋料及其授受ノ方法ハ業務所内見易キ箇所ニ揭示スルコト

七 周旋料ノ外何等ノ名義ニ拘ハラズ金錢物品ヲ周旋先又ハ被周旋者ヨリ受ケサルコト

八 周旋料ハ當事者間ノ契約成立シタル後ニアラサレハ之ヲ受ケサルコト

第八條 周旋業者ハ其業務ニ關シ家族又ハ傭人ノ所爲ト雖モ其責ニ任ス

第九條 周旋業者未成年者ナルトキハ法定代理人ニ於テ總テ其責ニ任ス

第十條 周旋業者ハ周旋人名簿ヲ調製シ周旋ヲ爲シタル毎ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 被周旋者ノ住所、氏名、年齢

二 身元保證人又ハ親權ヲ行フ者ノ住所、氏名

三 契約期限

四 契約金額

五 抱主又ハ傭主ノ住所、氏名

警察官吏ハ前項ノ名簿ヲ検査スルコトアルヘシ

第十一條 周旋業者ハ其ノ業務所見易キ箇處ニ看板ヲ掲クヘシ

第十二條 周旋業者本則ニ違背シ又ハ風俗ヲ紊リ若ハ公安ヲ害スル行爲アリト認ムルトキハ其營業ヲ停止シ若ハ免許ヲ取消スコトアルヘシ

第十三條 周旋業者ハ其ノ業務ノ種別ニ依リ警察官署ノ管轄區域毎ニ組合ヲ設ケ其規約ハ警察官署ノ認可ヲ受クヘシ但周旋業ノ種別ニ依リ三名ニ滿タサルトキハ組合ヲ設ケサルモ妨ケナシ

第十四條 本則第二條、第三條、第四條第一項、第五條、第六條、第七條、第十條第一項、第十一條ニ違犯シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

本縣令ノ制裁ニ付テハ明治四十二年一月縣令第九號ヲ以テ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

山 口 縣

周旋營業並職工勞働者募集取締規則

第一章 周旋營業

第一條 本則ニ於テ周旋營業ト稱スルハ名義ノ如何ニ拘ラス手數料ヲ受ケ藝、娼妓、仲居、婦酌及僕婢ノ雇入又ハ職工其他ノ勞働者ヲ周旋シ若ハ金錢又ハ動産、不動産ノ賣買、貸借、授受ノ周旋ヲ業スルモノヲ云フト

第二條 周旋營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ營業所ヲ増加シ又ハ業務ノ種別ヲ増加變更セントスルトキ亦同シ

一 住所、族稱、氏名、生年月日

二 業務ノ種別

三 商號又ハ屋號

四 營業所

二個以上ノ營業所ヲ設クル者ハ自己ノ主管ヲ爲サ、ル營業所ニ管理人ヲ定メ其住所、族稱、氏名、生年月日ヲ記シ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ變更セムトスルトキ亦同シ

第三條 未成年者禁治産者ノ爲ス願届書ニハ法定代理人ノ連署準禁治産者妻ノ爲ス第二條ノ願届書ニハ保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ周旋營業ヲ許可セス

- 一 白痴、瘋癲者
  - 二 強窃盜、詐欺取財、贓物ニ關スル罪又ハ幼者略取、誘拐、猥褻、姦淫其他賭博ニ關スル罪ヲ犯シタルモノ但改悛ノ情著シキ者ハ特ニ許可スルコトアルヘシ
  - 三 公權剝奪若クハ停止中ノ者
  - 四 他人ノ名義ヲ假シ營業セシムルノ事實アリト認ムル者
  - 五 本則第五條ニ依リ取消ノ處分ヲ受ケタル後一ケ年ヲ經過セサル者及經過スルモ尙改悛ノ情ナキ者
  - 六 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ル虞アリト認ムル者
  - 七 法定代理人、保佐人、夫及法人ノ代表者第一號乃至第三號、第五號、第六號ニ該當スル者
- 第五條 所轄警察官署ハ營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ヲ停止シ又ハ其許可ヲ取消スコトアルヘシ
- 一 許可ヲ受ケタル後三ケ月以内ニ開業セサルトキ又ハ六ケ月以上休業シタルトキ
  - 二 無能力者ニシテ法定代理人又ハ保佐人ナキニ至リ若クハ其許可又同意ヲ取消サレタルトキ
  - 三 本則ニ違背シ又ハ就業上不適當ト認メタルトキ
  - 四 前條各號ノ一ニ該當スル者ナルコトヲ發見シタルトキ又ハ之ニ該當スルニ至リタルトキ
- 第六條 營業者ハ左ノ營業其ノ他之ニ類スル營業ヲ兼ネ又ハ之等ノ營業者ト同居スルコトヲ得ス
- 一 宿屋
  - 二 料理屋、飲食店、待合茶屋

三 貸座敷

四 藝妓置屋

五 遊戯場

第七條 營業者ノ家族又ハ雇人ヲシテ周旋業ニ從事セシメントスルトキハ家族ハ其身分、氏名、生年月日雇人ハ其住所、族稱、氏名、生年月日ヲ記シ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ

第八條 管理人及營業ニ從事セシムル家族雇人ニハ本則第四條第五條ヲ準用ス

第九條 左ノ各號ノ事實發生シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出スヘシ但シ第五號ノ場合ハ

戸主若クハ家族ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

- 一 住所、族稱、氏名、商號、屋號、營業所ヲ變更シ又ハ業務ノ種別ヲ減少シタルトキ
- 二 法定代理人保佐又ハ夫ノ死亡其他異動アリタルトキ
- 三 營業ニ從事スル家族又ハ雇人ノ氏名若ハ解雇其ノ他ノ異動
- 四 休業又ハ廢業シタルトキ
- 五 營業者死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキ
- 六 管理人ヲ解キタルトキ

第十條 營業者ハ其ノ業名、住所、氏名、商號、屋號ヲ記シタル看板(長二尺五寸幅七寸)ヲ店頭ニ提出スヘシ

第十一條 營業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ周旋ヲ爲スコトヲ得ス

- 一 需用者ノ身元詳ナラサル者



二 被周旋人ノ身元詳ナラスシテ保證人ナキ者  
三 未成年者ニシテ法定代理人妻ニシテ夫ノ承諾ナキ者

第十二條 營業者ハ第一號様式ノ周旋人名簿ヲ備ヘ申込ヲ受ケ又ハ周旋ヲ爲シタル都度記載スヘシ  
第十三條 營業者ハ需用者ヨリ被周旋人ノ身元保證ノ請求アリタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス  
前項ノ帳簿ハ使用前所轄警察官署ノ檢印ヲ受ケ使用修了後三ヶ年保存スヘシ

第十四條 周旋ノ求メナキ者ニ對シ又ハ其ノ意思ニ反シ周旋勸誘スヘカラス

第十五條 既ニ周旋シタル被周旋人ヲ欺罔シ又ハ教唆シ若ハ慫慂シテ其周旋先ヲ辭セシムヘカラス

第十六條 營業者ハ被周旋人ノ給料又ハ前借金等ノ授受ニ關シ安ニ干與スヘカラス

第十七條 營業者ハ被周旋人ヲ自宅ニ宿泊セシムルコトヲ得ス若シ已ムコトヲ得スシテ宿泊セシムルトスルトキハ其ノ都度所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ

第十八條 營業者ハ所轄警察官署ノ認可ヲ得スシテ被周旋人ノ所持品ヲ手數料ノ抵償ニ取リ又ハ買取リ若ハ質入賣却等ノ周旋ヲ爲スコトヲ得ス

第十九條 營業者ハ被周旋人ノ所在ヲ尋ヌル者ニ對シ之ヲ隱秘スヘカラス

第二十條 營業者ハ警察官吏ノ臨檢又ハ營業帳簿ノ閱覽若ハ抄寫ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十一條 營業者ハ本縣以外ノ地ニ於テ藝妓、娼妓、仲居、酌婦其他雇人又ハ職工、労働者タラムトスル者ヲ周旋シタルトキハ其出發五日前ニ其需用者ノ住所、職業、氏名及被周旋者ノ住所、身分、族稱、職業、氏名、生年月日ヲ記シ所轄警察官署ニ届出スヘシ

第二十二條 營業者ハ需用者ヨリ申込ヲ受クルニ非サレハ多數ノ職工又ハ労働者ヲ募集スル事ヲ得ス

需用者ノ申込ヲ受ク多數ノ職工又ハ労働者ヲ周旋セムトスルトキハ本則第二十八條ニ準シ需用者連署ノ上所轄警察官署ニ届出ヘシ

第二十三條 營業者ハ所轄警察官署ヨリ取締上ニ關シ臨時ニ別段ノ命令アリタル時ハ之ヲ遵守スヘシ

第二十四條 營業上ニ就テハ家族、管理人、雇人ノ所爲ト雖營業者ノ責ニ任ス

第二十五條 手數料及其授受ノ方法ハ豫メ之ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項ニ依リ認可ヲ受ケタル手數料及授受ノ方法ハ店頭觀易キ場所ニ掲出スヘシ

第二十六條 營業者ハ當事者間ノ契約成立シタル後ニアラサレハ手數料ヲ受クル事ヲ得ス

第二十七條 營業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ手數料以外ノ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

本則第二十二條第二項ニ依リ周旋スル場合ハ需用者ヨリ受クル手數料ノ外應募者ニ對シ金錢物品ヲ請求スルコトヲ得ス

第二章 職工及労働者募集

第二十八條 工場、會社、製造者等ニシテ所轄警察署管轄外ニ於テ職工又ハ労働者ヲ募集セムトスルトキハ着手十日前ニ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ヘシ其事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 募集地及募集期間

二 豫定人員但男女ノ區別、年齢ノ範圍等ヲ記載スルヲ要ス

三 募集ノ目的方法其他ノ契約等ノ詳細

四 募集取扱人ノ住所、族稱、職業、氏名、生年月日

第二十九條 募集ハ家族雇人又ハ社員所員ノ外之ヲ取扱ハシムルコトヲ得ス但シ周旋營業者ヲシテ取扱ハシムルハ此限リニアラス

第三十條 募集ニ關シ不正ノ所爲アリト認ムルトキハ其募集ヲ禁止スルコトアルヘシ

第三十一條 職工及勞働使用者又ハ募集取扱人ハ警察官吏ノ臨檢若ハ募集記録ノ抄寫ヲ拒ムコトヲ得ス

第三十二條 職工及勞働使用者又ハ募集取扱人ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

- 一 他ニ雇ハレ中ノ職工又ハ雇人ニ對シテハ募集又ハ勸誘スヘカラス
- 二 未成年者ニシテ法定代理人妻ニシテ夫ノ承諾書ナキ者ニ對シ募集スヘラス
- 三 募集ニ關シ詐欺ノ言行アルヘカラス

第三十三條 本縣外ノ職工其他勞働使用者縣下ニ於テ募集ヲ爲サムトスルトキハ本則第二十八條ニ準シ募集地所轄警察官署ニ届出其募者ヲ了リタルトキハ出發五日前應募者ノ住所、族稱、身分、職業、氏名、年齢ヲ記シ同様届出ヘシ

前項ノ募集地二個以上ノ警察官署ノ所轄ニ涉ルトキハ其ノ募集届ニ限リ當廳ニ爲スコトヲ得

第三十四條 前條ノ募集ニ付キテハ本則第二十九條乃至第三十二條ヲ準用ス

第三章 罰 則

第三十五條 本則ニ違背シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第三十六條 十二年未滿ノモノ又ハ禁治産者ニシテ本則ニ違背シタルトキハ前條ノ科料ヲ其法定代理人ニ科スルコトアルヘシ

第三十七條 法人ノ業務ニ關シ法人ノ代表者其他ノ從業者又ハ雇人ニシテ本則ニ違背シタルトキハ第

三十五條ノ科料ヲ法人ニ適用シ法人ノ代表者ヲ被告人トス

附 則

第三十八條 削 除

第三十九條 現在ノ雇人受宿營業者ハ更ニ出願ヲ要セス本則ノ周旋營業者ト見做ス

但シ本則施行後一ヶ月以内ニ本則第二條第一項各號ノ事項ヲ届出ヘシ其ノ届出ヲ爲ササル者ハ廢業セシモノト見做ス

第四十條 明治十四年(九月)甲第六六號雇人受泊取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

周旋營業並職工勞働者募集取締規則施行細則 (明治三十九年二月 山口縣訓令四第三號)

第一條 周旋營業ハ規則第四條及第六條ノ各號ニ抵觸セサルモノニ限リ許可スヘシ

但シ規則第四條第五號但シ書ニ依リ特許ヲ與ヘントスルトキハ警務長ニ稟議スヘシ

第二條 管理人其ノ他營業上使用者ニ付テ第四條第一號乃至第三號、第五號、第六號、ニ抵觸セサルモノニ限リ認可スヘシ

第三條 警察官署ニハ第一號様式ノ營業者臺帳及從事者名簿ヲ備ヘ整理スヘシ

臺帳ハ一冊トシ規則第一條ノ營業者ト第三十八條ノ業務者トヲ區別シ且見出ヲ付スヘシ

第四條 規則第五條又ハ第八條ニ依リ許可ヲ取消シ又ハ停止セムトスルトキハ其ノ事實ヲ詳具シ警務長ニ稟議スヘシ

第五條 規則第十七條ノ届出アリタルトキハ風俗ヲ紊ルノ且實際已ムヲ得サル事由アリト認ムルニア

ラサレハ認可スヘカラス

第六條 規則第十八條ノ認可申請アリタルトキハ營業者ニ於テ故意ニ負傷又ハ金錢ヲ要スルニ至ラシメタルモノニ非ラサルヤ否及其ノ費途ノ正否被周旋者承諾ノ有無竝物品出所所有者ノ素行等ヲ查覈シ不都合ナシト認ムルニ非サレハ認可スヘカラス

第七條 手数料及其ノ授受ノ方法ハ所轄内同業者協議ノ上申請セシメ從來ノ慣例アルモノハ其ノ慣例ニ準シ認可ヲ與ヘ慣例ナキモノハ左ノ標準ニ據ルヘシ但シ慣例アリト雖左記標準額ニ超過スルモノハ標準額ノ範圍内ニ於テ認可ヲ與フヘシ

一 勞働者ニ在リテハ壹圓以内

二 藝妓、娼妓、仲居、酌婦ニ在リテハ前借金高ヲ一年ニ割付ケ其ノ額ノ十分ノ一以内但シ契約期間一年ニ滿サルトキト雖其ノ期間内ニ於ケル前借金高ノ十分ノ一ヲ超過スヘカラス

三 仲居、酌婦等ニシテ前借金ヲ爲ササル場合ハ第一號ノ例ニ準スヘシ

四 金錢又ハ動産、不動産ノ賣買、貸借、授受ハ其ノ金額ノ百分ノ五以内

第八條 規則第二十一條ト届出アリタルトキハ疑ハシキモノハ關係警察官署ヘ照會事實ヲ調査シ相當措置スヘシ

第九條 規則第二十二條第二項ノ届出アリタルトキハ其ノ届出事項ヲ調査シ且其ノ事項ヲ速ニ募集地所轄警察官署ヘ通知スヘシ

第十條 規則第二十三條ニ基キ發セムトスル命令ハ事重大ナルモノ又ハ一時限リニ非サルモノハ稟議シ其ノ他命令ノ都度報告スヘシ

第十一條 規則第二十八條ノ届出アリタルトキハ同條ノ事項ヲ調査シ速ニ報告シ尙ホ募集地所轄警察官署ニ通知スヘシ

募集取扱人ニ對シテハ身元ヲ調査シ正實ノモノニアラサレハ之ヲ取扱ハシムルヘカラス

第十二條 規則第三十條ニ依リ募集禁止ノ處分ヲ必要ト認メタルトキハ其ノ事實ヲ詳細具申スヘシ

第十三條 規則第三十三條ノ募集届アリタルトキハ速ニ所轄警察官署ニ照會シテ事實ヲ調査スヘシ

第十四條 規則第十條ノ看板ハ左ノ様式ニ據リ記載センムヘシ

(以下様式略ス)

## 和歌山縣

### 職工募集ニ關スル件

(明治三十一年一月  
和歌山縣令第九號)

他府縣ニ於テ使用スル職工其他勞役者ヲ本縣内ニ於テ募集セントスルモノハ左ニ記載スル事項ヲ詳具シ當廳ニ届出認可ヲ受クヘシ但シ諸會社其他工場等ニ於テ現ニ傭役シツ、アルモノヲ募集セントスルトキハ其傭主ノ承諾ヲ受クヘシ

- 一 募集ノ目的及其方法
- 二 應募者ト契約スヘキ條件
- 三 募集者及之ニ從事スルモノ、住所氏名
- 四 募集スヘキ職工勞役者ノ人員(男女ノ區別ヲ要ス)及年齡
- 五 募集ノ區域及其期限

前項ノ認可ヲ受ケス募集ニ着手シ又ハ但シ傭主ノ承諾ヲ受ケスシテ募集シタルトキハ一日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ二十錢以上壹圓九拾五錢ノ科料ニ處ス

### 紹介營業者取締規則

(明治三十九年五月  
和歌山縣令第二十五號)

第一條 本則ニ於テ紹介營業者ト稱スルハ手數料ヲ受ケ藝妓、娼妓、酌婦又ハ職工僕婢其ノ他ノ雇人ヲ紹介スルヲ以テ營業ト爲スモノヲ謂フ

第二條 前條ノ營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ免許ヲ受クヘシ但シ妻ニ在リテハ夫未成年者ニ在リテハ法定代理人ノ連署ヲ要ス

- 一 族籍、住所、氏名、年齢
- 一 營業種別
- 三 營業場所
- 第三條 營業ノ種別ヲ變更シ若クハ増減セントスルトキハ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 第四條 警察官署ニ於テ不適當ト認ムル者ニ對シテハ免許ヲ與ヘサルコトアルヘシ
- 第五條 公安又ハ風俗取締上必要アルトキハ營業ヲ停止シ又ハ禁止スルコトアルヘシ
- 第六條 營業者ハ其營業所又ハ自宅ニ於テ左ノ營業ヲ爲シ又ハ爲サシムヘカラス
  - 一 宿屋
  - 二 飲食店
  - 三 料理屋
  - 四 藝妓置屋
  - 五 貸座敷
  - 六 席貸業
  - 七 待合茶屋
  - 八 遊技場
- 第七條 營業者ハ家族若クハ雇人ヲシテ業務ニ從事セシメントスルトキハ其ノ族籍住所氏名年齢ヲ記シ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ
- 家族雇人ニハ本則第四條、第五條ヲ準用ス

第八條 左ノ事項ハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ死亡失踪ノ場合ハ戶籍法上ノ届出義務者ヨリ届出ツヘシ

- 一 轉居、改氏名、廢業、死亡、失踪
  - 二 法定代理人ノ變更
  - 三 營業所ノ移轉
  - 四 紹介業務ニ従事スル家族雇人ノ改氏名其ノ他ノ異動
- 前項第三號ノ場合ニ於テ若シ警察官署ノ管轄ヲ異ニスルトキハ同時ニ移轉地ノ警察官署ニ届出ツヘシ

第九條 手数料ハ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ  
前項ニ依リ認可ヲ受ケタル手数料額ハ帳場其ノ他見易キ場所ニ揭示スヘシ

- 第十條 營業者ハ左ノ行爲アルヘカラス
- 一 未成年者ニシテ法定代理人ノ承諾ナキモノ、婦ニシテ夫ノ承諾ナキモノ及身元詳カナラサル者ニシテ引受人ナキモノ等ヲ紹介スルコト
  - 二 藝妓、娼妓、酌婦タラントスル者ハ其ノ父母ノ(若シアラサルトキハ最近ノ親族二名)ノ諾證ナクシテ之レカ紹介ヲ爲スコト
  - 三 雇主又ハ抱主ノ身元ヲ詳悉セスシテ紹介ヲ爲スコト
  - 四 紹介上ニ關シ詐欺ノ手段ヲ用ユルコト
  - 五 紹介ノ求メナキモノニ對シ又ハ其意思ニ反シ直接間接ヲ問ハス紹介ヲ勸誘スルコト

- 六 豫メ雇主ノ承諾ヲ得シテ雇ハレ中ノ者ヲ他ニ紹介スルコト
- 七 已ニ紹介シタル被雇人ヲ欺罔シ又ハ教唆若クハ慫慂シ其ノ被雇先ヲ辭セシムルコト
- 八 被紹介人ノ紹介先ヲ尋ヌル者ニ對シ之ヲ隱秘スルコト
- 九 被紹介人ヲ自宅又ハ營業所ニ宿泊セシムルコト
- 十 如何ナル名義ヲ以テスルニ拘ラス雇主抱主又ハ被雇人稼人ヨリ手数料ノ外金錢物品ヲ受クルコト
- 十一 警察官吏ノ承認ヲ受ケスシテ被紹介人ノ所持スル物品ヲ手数料ノ抵償ニ受取り又ハ買取リ若ハ賣却質入等ノ周旋ヲ爲スコト
- 第十一條 營業者ハ店頭ニ左ノ看板ヲ掲出スヘシ

何々紹介營業	住所	氏名

縱曲尺 二尺五寸  
横曲尺 八寸

第十二條 營業者ハ附錄第一號様式ノ紹介名簿ヲ備ヘ所定ノ事項ヲ記入スヘシ

前項ノ名簿ハ其ノ使用ヲ終リタル後滿一ケ年間保存スヘシ

第十三條 警察官吏ハ日出後日没前何時ニテモ營業所ニ臨ミ紹介名簿ノ檢閲ヲ爲スコトアルヘシ  
營業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十四條 本則第二條、第三條、第六條乃至第十三條ニ違背シタル者停止又ハ禁止ノ命令ニ違背シテ紹介營業ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十五條 前條ノ制裁ハ家族又ハ雇人ノ行爲ト雖モ營業者ニ科ス

營業者十二歳未滿ナルトキハ法定代理人其ノ責ニ任ス

附 則

第十六條 従前免許ヲ受ケタル雇人職工周旋營業者ハ本則第二條ニ依リ明治三十九年六月三十日迄ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ其ノ期日ヲ經過シタルトキハ免許ノ効ヲ失フモノトス

附錄第一號様式

番 號	第 何 號
紹介年月日	
被紹介人家族 住所氏名年齢	
雇主又ハ抱主ノ住所 氏名職業	
稼業又ハ雇傭ノ種類 及契約ノ要旨期限	
給金又ハ前借金	
手 數 料 額	

## 德島縣

### 職工募集取締規則

(明治四十年十二月二十八日)  
德島縣令第六十二號

第一條 本縣内ニ於テ工場ニ使用スル女工及未成年ノ男子ヲ工場在地市町村外ニ於テ募集セントスル者ハ其使用主ヨリ左ノ事項ヲ具シ當廳ヘ届出認可ヲ受クヘシ

一 募集ノ方法及使用ノ目的

二 募集ノ區域及期間

三 募集人員及其男女別

四 應募者ト契約スヘキ條件

五 募集ニ從事スル者ノ原籍、住所、氏名、年齢

第二條 使用主又ハ認可ヲ受ケタル募集者募集ニ關シ事務所ヲ設ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヘ届出ツヘシ

一 事務所ノ位置

二 設置年月日

三 事務所主任ノ住所、氏名、年齢

第三條 募集者ハ應募者アル毎ニ其名簿ニ本條一號二號ノ事項ヲ記シ出發前ニ三號ノ證明書ヲ添ヘ之ヲ所轄警察官署若ハ最寄巡查派出所、巡查駐在所ヘ呈供シ檢印ヲ受クヘシ

一 應募者住所、氏名、年齢

- 二 應募者ト戸主又ハ其扶養義務者ノ住所、氏名及其續柄妻タル者ニ對シテハ夫ノ氏名
- 三 應募者未成年ナルトキハ親權ヲ行フモノ又戸主ノ承諾妻ニアリテハ夫ノ許可シタル證明
- 第四條 募集者ハ募集ニ關シ左ノ制限ヲ遵守スヘシ
  - 一 未成年者ニ在ツテハ親權ヲ行フ者若クハ後見人又ハ戸主ノ承諾アルヲ要ス
  - 二 妻ニ在テハ夫ノ許可アルヲ要ス
- 第五條 詐言其他不正ノ手段ヲ以テ募集スルコトヲ得ス
- 第六條 使用主ハ募集期間満了シタルトキハ募集員數ヲ五日以内ニ當廳ニ届出ツヘシ
- 第七條 使用主募集者本則ニ違背シタルトキハ認可ヲ取消スコトアルヘシ
- 第八條 本則第一條乃至第六條ニ違背シタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處シ法人ニアリテハ其代表者ヲ處罰ス
- 第九條 本則第一條ニ違反シテ使用主干知セサルトキハ募集者其責ニ任ス
  - 紹介營業取締規則 (明治四十一年一月八日 德島縣令第七十五號)
- 第一條 本則ニ於テ紹介營業ト稱スルハ營利ノ目的ヲ以テ藝妓、娼妓、酌婦、仲居及僕婢其他ノ雇人ノ周施ヲ爲スモノヲ謂フ
- 第二條 紹介營業ヲ爲サムトスルモノハ左ノ事項ヲ詳具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ
  - 一 原籍、住所、身分、氏名、生年月日
  - 二 營業ノ場所
  - 三 紹介種類

- 四 屋號アルモノハ其名稱
- 從業者ヲ置カムトスルトキハ其原籍、住所、身分、氏名、生年月日ヲ記載シ從業者連署シ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ
- 第三條 前條ノ事項ニ異動ヲ生シ又ハ廢業シ若クハ營業許可證ヲ毀損亡失シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 營業者死亡シタルトキハ戶籍法ノ届出義務者ヨリ十日以内ニ前項ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第四條 未成年者ノ願届書ニハ法定代理人妻ニ在テハ夫ノ連署ヲ要ス
- 第五條 營業者及其ノ從業者ハ宿屋、料理店、飲食店、貸座敷、貸席業、待合茶屋、船宿、遊技場ヲ兼業スルコトヲ得ス
- 第六條 營業者左ノ一ニ該當スルトキハ其ノ營業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ
  - 一 營業ノ許可ヲ受ケタル後六十日以内ニ開業セス若クハ百二十日以上休業シタルトキ
  - 二 本則ニ依リ處分ヲ受ケ其ノ情狀重キモノト認ムルトキ
  - 三 他人ニ名義ヲ假スノ事實アリト認ムルトキ
  - 四 公安又ハ風俗ヲ害スル行爲アリト認ムルトキ
- 從業者前各號ニ該當ノ事實アリト認ムルトキハ既ニ與ヘタル認可ヲ取消スコトアルヘシ
- 第七條 百二十日以上行衛不明トナリタルトキハ營業許可又ハ從業認可ノ效ヲ失フ
- 第八條 手数料ハ紹介ノ種類ニ依リ豫メ其ノ額ヲ定メ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ之ヲ増減セムトスルトキ亦同シ前項ニ依リ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ手数料額ヲ營業場内賭易キ箇所ニ揭示ス



ヘシ

第九條 手数料ハ雇傭契約成立シタル後當事者双方ヨリ各半額ヲ受クヘシ但紹介先ニ於テ専ラ稼業スルモノニ係ルトキハ被紹介者ヨリ金額ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ紹介先ニ對シ手数料ヲ請求スルコトヲ得ス

第十條 營業者ハ紹介ニ關シ名義ノ如何ヲ問ハス手数料以外ニ金錢物品ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條 營業者ハ手数料ヲ受ケスシテ紹介ヲ爲ス場合ト雖モ尙ホ本則ノ規定ニ遵フヘシ

第十二條 營業者ハ附録第一號様式ノ標札ヲ其店頭ニ掲出スヘシ

第十三條 營業者ハ附録第二號様式ノ帳簿ヲ備ヘ其紙數ヲ記シ所轄警察官署ノ檢印ヲ受ケ各業ニ番號ヲ附シテ紹介ノ都度所定ノ事項ヲ明記スヘシ

前項ノ帳簿及第十五條第二號ノ承諾書及許可證ハ所轄警察官署ノ認可ヲ受クルニアラサレハ之ヲ廢棄スルコトヲ得ス

第十四條 營業者ハ警察官署ノ臨檢又ハ被紹介者ヨリ親屬ヨリ帳簿閱覽抄寫ヲ求ムルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十五條 營業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ紹介ヲ爲スコトヲ得ス

一 被紹介者又ハ雇主抱主ノ身元ヲ知悉セサルモノ但身元保證人アルモノハ此限リニアラス

二 藝妓、酌婦、仲居及未成年者ノ僕婢等ニ在テハ最近尊族親、尊族親ナキトキハ戸主又ハ法定代理人ノ承諾書、妻ニ在リテハ夫ノ許可證、娼妓ニ在テハ明治三十三年十月内務省令第四十四號第三條第一項第三號、第四號列記ノモノ、承諾證ナキモノ

三 精神病者

四 故ナク雇主ノ家ヲ出テ義務ノ履行ヲ盡サ、ルモノ

第十六條 營業者及其從業者ハ左ノ各號ノ行爲アルヘカラス

一 紹介ノ求ナキモノニ對シテ勸誘スルコト

二 被紹介者ニ對シ甘言ヲ以テ陷害スルコト

三 被雇中又ハ稼業中ノモノヲ欺罔シ又ハ教唆シ若クハ懲罰シテ被雇先ヲ辭セシメ又ハ他ニ紹介スルコト

四 紹介ヲ名トシテ婦女ニ對シ猥褻ニ導ク等ノ所業ヲ爲スコト

五 被紹介者ノ紹介先ヲ隠秘スルコト

六 被紹介者又ハ被紹介者タラムトスルモノ若クハ其ノ家族ニ對シ濫リニ衣類金品ヲ貸與シ又ハ貸與ノ仲介ヲ爲シ損料其他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス金錢物品ヲ受クルコト

七 被紹介者ヲ自家又ハ營業所若クハ自己カ宿泊スル旅舎其他周旋セムトスル紹介先ニ止宿セシムルコト但事情不得止モノニ限リ所轄警察官署又ハ巡查派出所同駐在所ノ承認ヲ得タルトキハ止宿セシムルコトヲ得

八 警察官署ノ承認ヲ受ケスシテ被紹介者ノ所持スル物品ヲ手数料ノ低價ニ受取り又ハ之ヲ預リ買取リ若ハ賣却質入等ノ周旋ヲ爲スコト

九 被紹介者ノ住所身分性行ヲ詐リ若クハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノナルコトヲ隠秘シテ紹介スルコト

十 稼業ノ禁停止、營業許可ノ取消シ又ハ不認可ノ處分ヲ受ケタルモノニ對シ同一業務ノ紹介ヲ爲

スコト但特ニ警察官署ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限リニ在ラス

十一 事實ヲ虛構シタル廣告又ハ揭示ヲナシ其他方法ノ如何ヲ問ハズ詐欺ノ言行ヲ爲スコト

第十七條 被紹介者ニシテ身分不想應ノ金錢物品ヲ携帶スルカ又ハ其行爲怪シキモノト認ムルトキハ速ニ警察官吏ニ申告スヘシ

第十八條 營業者及從業者ハ就業中ハ常ニ營業許可證又ハ從業認可證ヲ携帶スヘシ

第十九條 營業者同業組合ヲ設ケムトスルトキハ組合規約及取締人ヲ定メ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項ノ取締入ヲ警察官署ニ於テ不適任ト認メタルトキハ之カ改選ヲ命スルコトアルヘシ

第二十條 前條ノ組合カ公安上害アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第二十一條 本則第二條第三條第八條乃至第十一條第十二條乃而第十六條及第十八條ニ違背シ又ハ營業停止中營業行爲ヲ爲シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十二條 營業ニ關シテハ家族從業者ノ所爲ト雖モ營業者其責ニ任スヘシ

第二十三條 未成年者本則ニ違背シタルトキハ法定代理人其責ニ任スヘシ

附 則

第二十四條 從來ノ雇人口入條業者ハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第二條ノ規定ニ從ヒ所轄警察官署ニ届出許可ヲ受クルニアラサレハ營業許可ノ効ヲ失フ

第二十五條 本則ハ明治四十一年八月一日ヨリ施行ス

第二十六條 明治二十九年德島縣令第七十六號雇人口入營業取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス  
附 錄  
第一號 標 札 横八寸 堅 三尺

紹介營業業	住 所
營業人	氏 名

第二號 紹介者名簿 用紙美濃紙

(イ) 表紙

明治 年 月 日
紹介者名簿
紹介營業人 氏 名

(口) 記載事項

第 號		紹介住所	先職名	被紹介者ノ業務	事給ハ前借金高額	返濟期限	返濟方法	手 料	紹介年月日	紹介ノ要領
								紹介先ヨリ 被紹介者ヨリ		
考備		被紹介者	承諾者	原籍住所	生年月日	氏名	被紹介者ノ職名	原籍住所	生年月日	氏名

香 川 縣

勞務者募集取締規則 (明治三十三年十二月二十七日) (香川縣令第百五號)

- 第一條 職工其他勞務ニ服セシムル爲メ婦女及未成年者ヲ募集セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ當廳ニ届出テ認可ヲ受クヘシ但本縣内ニ於テ雇使スルモノハ此限リニアラス
- 一 勞務者ノ募集ヲ要スル事業ノ種類
  - 二 募集スル勞務者ノ人員及ヒ男女、年齢別
  - 三 募集スル區域及ヒ期限
  - 四 應募者ト契約スヘキ條件ノ概要
  - 五 代人ヲシテ集募行爲ヲ代理セシムル者ハ其代理人ノ族籍、住所、氏名、年齢前項第三號ノ區域ハ之ヲ限定シテ認可スルコトアルヘシ
- 第二條 募集行爲ヲ代理セシムル者ハ應募者ニ對シ雇人ノ取極メヲ爲シ得ル權能ヲ委任シタル者ニ限ルヘシ
- 第三條 募集従事者ハ第一條ニ依ル認可ノ指令書ヲ携帶スヘシ但代理人數名アル場合ハ指令書ノ寫ニ募集届出人ノ署名調印シタルモノヲ以テ代用スルヲ得
- 第四條 募集ニ關シ周旋人ヲ使用スルトキハ雇人口入業ノ許可ヲ受ケタル者ニ限ルヘシ
- 第五條 募集従事者ハ應募者ニ對シ不實ノ掛合ヲ爲シ其他虚偽ノ手段ヲ以テ募集スヘカラス
- 第六條 左ニ記載スルモノハ之ヲ募集スルコトヲ得ス

一 未成年者ニシテ親權者又ハ後見人ノ許諾ヲ得サル者  
 二 有夫ノ婦ニシテ夫ノ許諾ヲ得サルモノ  
 三 他人ト契約シタル勞務者ニシテ其解約ナキモノ  
 四 被監視人ニシテ所轄警察官署ノ許可ヲ得サルモノ  
 第七條 募集従事者ハ應募者ノ住所、氏名ヲ出發前所轄警察官署ニ届出ツヘシ  
 第八條 第四條、第五條、第六條ノ規定ハ成年ノ男子及ヒ本縣内ニ於テ雇使スル勞務者ノ募集ニモ亦此ヲ適用ス

第九條 募集従事者第五條、第六條ノ規定ニ違反スルノ行爲アルトキハ許可ヲ取消シ若クハ其募集行爲ヲ差止ムルコトアルヘシ

第十條 第一條及ヒ第三條乃至第七條ノ規定ニ違反シテ勞務者募集ノ行爲ヲ爲シタル者ハ各十日以下ノ拘留又ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

第十一條 本則施行前明治三十年香川縣令第八十五條ニヨリ認可ヲ受ケタル者ハ本則ノ規定ニ從ヒ其効ヲ有ス

第十二條 明治三十年香川縣令第八十五號ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス  
（明治三十一年七月廿一日）  
 香川縣令第七十二號  
 雇人口入業取締規則

第一條 雇人口入業者ハ手數料ヲ得ルノ目的ヲ以テ雇人ノ需用供給ヲ紹介スル者ヲ謂フ藝妓、娼妓及諸職工ヲ紹介口入スル者亦同シ

第二條 雇人口入業ヲ爲サムトスル者ハ族籍、住所、氏名、年齢ヲ記シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ雇人口入業ヲ許可セサルコトアルヘシ（大正二年十月八日）  
 縣令第六十四號改正  
 一 刑法第二編第十七章、第十九章、第二十二章、第二十三章、第二十九章乃至第四十章ノ罪又ハ

密賣淫若ハ其ノ媒合容止ノ罪ヲ犯シ受刑後尙改悛ノ情ナシト認ムル者  
 第四條 雇人口入業者ハ其ノ家族雇人ヲシテ口入ノ補助ヲ爲サシムルコトヲ得ト雖業務上ノ行爲ニ付テハ總テ其ノ責ニ任スヘシ

第五條 雇人口入業者ハ口入帳ヲ備ヘ口入ノ成立毎ニ需用者ノ住所、氏名竝ニ應需者ノ住所、氏名、年齢及口入セシ種類、約定期限給金又ハ前借金等ヲ詳記シ置キ警察官吏ノ要求アリタルトキハ何時ニテモ檢閲ニ供スヘシ  
 口入帳ハ最終記載ノ日ヨリ一箇年間保存スヘシ

第六條 營業者ハ左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ但シ第三號ノ場合ハ戶籍法第百二十六條ニ依ル届出義務者ヨリ之カ手續ヲ爲スヘシ

- 一 族籍、住所、氏名ニ異動ヲ生シタルトキ
  - 二 廢業シタルトキ
  - 三 營業者死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキ
- 營業者他ノ警察官署所轄内ニ移轉シタルトキハ五日以内ニ移轉先所轄警察官署ニ届出スヘシ（大正二年十月八日、縣令第六十四號改正）

第七條 口入セシ應需者ニ對シテハ左ニ制限スル手数料ノ外何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラヌ口入ニ付テノ費用ヲ請求スヘカラス但シ應需者ヨリ受クル手数料ハ合意ニ依ルヘシ

- 一 約定期限六箇月マテハ其ノ期間ノ給金又ハ前借金百分ノ十五以内
- 二 約定期限一箇年マテハ其ノ期間ノ給金又ハ前借金ノ百分ノ十以内
- 三 約定期限一箇年以上ハ一箇年分ノ給金又ハ前借金百分ノ十以内

第八條 需用者又ハ應需者ニ對シ不實ノ掛合ヲ爲シ或ハ故ラニ時日ヲ遷延シ其他虚偽ノ手段ヲ以テ口入スヘカラス

第九條 營業者ハ口入中ノ應需者ヲ自宅ニ宿泊セシメ又ハ立替金若クハ口入手數料等ノ抵償トシテ應需者ノ所持品ヲ受領スルコトヲ得ス但止ムヲ得サル事情ニ依リ之ヲ宿泊又ハ受領セムトスルトキハ警察官吏ニ届出承認ヲ受クヘシ(大正二年十月八日 縣令第六十四號改正)

第十條 住所、氏名ノ詳ナラサル者ハ總テ口入スヘカラス

第十一條 未成年者ハ父母又ハ父母ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非ラサレハ之ヲ口入スヘカラス 娼妓ニ口入スル場合ハ成年者ト雖仍ホ前項ニ依ルヘシ

第十二條 有夫ノ婦ハ夫ノ承諾アルニ非サレハ之ヲ口入スヘカラス

第十三條 十八歳未満ノ者及有夫ノ婦ハ父母又ハ夫ノ承諾アリト雖娼妓ニ口入スルコトヲ得ス

第十四條 營業者ハ他人ニ對シ藝妓娼妓若ハ酌婦タルヘキコトヲ勸誘シ又ハ街頭公園其ノ他公然ノ場所ニ於テ雇人若ハ諸職工タルヘキコトヲ勸誘スルコトヲ得ス(大正二年十月 縣令第六十四號改正)

第十五條 既ニ他人ト約定アル雇人職工、藝妓、娼妓等總テ約定相手人ノ承諾アルニ非サレハ其約定

期限間他ヘ口入スルコトヲ得ス

第十六條 左ノ場合ハ所轄警察官署ニ於テ其ノ營業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 第三條ニ該當シタルトキ
  - 二 本則ヲ遵守セス其ノ他公安若ハ風俗ヲ害スルモノト認メタルトキ
- 第四條ノ從業者ニシテ前項各號ノ一ニ該當スルモノト認ムルトキハ所轄警察官署ニ於テ其ノ從業ヲ禁止スルコトアルヘシ(大正二年十月 縣令第六十四號改正)
- 第十七條 本則第二條第五條乃至第十五條ノ規定ニ違反シ又ハ停止中營業ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス(前條同 改正)

附 則

第十八條 明治二十二年縣令第五十五條雇人受宿營業取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス但シ本則施行前許可ヲ得テ現ニ雇人受宿營業ヲ爲ス者ハ本則ニ依リ雇人口入業トシテ許可ノ効ヲ有ス

愛媛縣

職工募集取締規則

第一條 職工ヲ募集セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ當廳ニ願出テ許可ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 勞務ノ種類
  - 二 募集ノ方法
  - 三 募集區域及期間
  - 四 募集人員、男女ノ別及年齡
  - 五 應募者ト契約スヘキ條件
- 本縣内ノ工場ニ使用スル職工ノ募集ニシテ其ノ募集區域一警察官署ノ管内ニ止マルモノハ前項第一號乃至第四號ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 第二條 募集者他人ヲシテ募集ニ從事セシムトスルトキハ其ノ原籍、住所、氏名及年齡ヲ記シ當廳ニ届出テ許可ヲ受クヘシ但シ前條第二項ノ場合ニ於テハ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 第三條 募集者ハ應募者ニ對シ左ノ事項ニ付契約ヲ爲スヲ要ス
- 一 契約年限及期間内ニ於ケル解約方法並就業時間及休日等ニ關スル事項
  - 二 賃錢並其ノ支給方法ニ關スル事項
  - 三 宿舍、賄料等ニ關スル事項

四 疾病、死傷等ノ場合ニ於ケル保護方法ニ關スル事項

五 賞與、懲戒、貯金、衛生、教育、風紀其ノ他取締ニ關スル事項

六 應募者ノ旅費及其ノ立換金辨濟ニ關スル事項

第四條 募集ヲ開始セムトスルトキハ募集従事者毎ニ著手前事務所ヲ定メ所在地所轄警察官署ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ事務所ニハ第一號様式ノ帳簿ヲ備付ケ所定ノ記入ヲ爲シ及警察官吏ノ請求アルトキハ其ノ檢閲ニ供スヘシ

第五條 職工ヲ募集シタルトキハ二日以内ニ應募者ノ原籍、住所、族稱、職業、氏名、年齢及出發ノ日時ヲ記シ且未成年者ニ付テハ法定代理人ノ承諾書ヲ添へ募集地所轄警察官署ニ届出ツヘシ前項届出後三月ヲ經ルニ非サレハ應請者ヲ出發セシムルコトヲ得ス

第六條 現ニ他ノ雇傭中ニ係ル者ニシテ雇ノ承諾ヲ得サル者又ハ適法ニ契約ヲ解除セサルモノハ之ヲ募集スルコトヲ得ス

第七條 募集者及募集従事者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ  
一 虚偽ノ言行ヲ用ヒ其ノ他詐欺ニ類スル手段ヲ以テ應募者ヲ誘引セサルコト  
二 何等ノ名義タルヲ問ハス應募者ヨリ金品ヲ收受セサルコト

三 應募者ニ對シ他人トノ通信面接ヲ妨ケ其ノ他事由ヲ制限シ又ハ苛酷ナル取扱ヲ爲サ、ルコト  
第八條 募集者又ハ募集従事者ニシテ募集ニ關シ不正行為ヲ爲シ他其ノ他公安若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキハ許可ヲ取消シ又ハ募集地警察官署ニ於テ募集ノ中止ヲ命スルコトアルヘシ

第九條 本則第一條乃至第七條ニ違反シ又ハ第八條募集中止ノ命令ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十條 法人ノ代表者職工募集ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル科料ハ之ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告トス

第一號様式

年月日	契約場所	承諾セシメシ代理人	應募者原籍	氏名	年齢

高知縣

勞働者募集取締規則

(大正二年十月十一日  
高知縣令第六十三號)

- 第一條 職工、工夫其他ノ勞働者(移民保護法ニ依リ許可ヲ受ケヘキ勞働者ヲ除ク)ヲ募集セントスルトキハ僱主ヨリ左ノ事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ其ノ第二號乃至第八號ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ
- 一 僱主ノ住所、職業、氏名、年齢法人ニ在リテハ其ノ事務所、所在地、名稱、代者者ノ住所、氏名、年齢
  - 二 募集ノ目的及應募者ヲ使役スヘキ場所
  - 三 募集ノ方法、區域、期間、募集豫定人員(男女別及勞働ノ種別)並其ノ年齢ノ範圍
  - 四 應募者ノ應募及歸國旅費支辨ノ方法
  - 五 賃銀額及疾病死傷ノ場合ニ於ケル保護救濟ニ關スル方法
  - 六 契約期限就業時間休日並期限内解僱ニ關スル條件
  - 七 賞罰貯金衛生教育其ノ他取締ニ關スル方法
  - 八 雇傭契約證案
  - 九 募集事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ場所
- 前項第一號第九號ノ事項ヲ變更シ又ハ認可ヲ受ケタル後募集事務所ヲ新設シタルトキハ遲滯ナク知事ニ届出ツヘシ
- 第二條 他人ヲシテ募集ニ從事セントスルトキハ其ノ住所氏名年齢ヲ記シ履歷書ヲ添ヘ知事ノ認可ヲ受クヘシ



前項ノ認可書ハ其ノ募集従事者ニ交付スヘシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ募集ニ従事スルコトヲ得ス但シ改悛ノ情アリト認ムル者ニハ特ニ認可スルコトアルヘシ

一 略取、誘拐、猥褻、姦淫、監禁、強盜、詐欺、恐喝ノ罪ヲ犯シタル者

二 密賣淫ノ媒合若ハ容止ヲ爲シ處分ヲ受ケル者

三 周旋業又ハ勞働者募集ノ認可ヲ取消サレタル者

四 素行不良ト認ムル者

第四條 募集従事者ニシテ募集上ニ關シ補助員ヲ使用セントスルトキハ其ノ住所職業氏名年齢ヲ具シ募集地所轄警察官若シテ認可ヲ受クヘシ但シ前條ニ該當スルモノハ使用スルコトヲ得ス

前項ノ認可書ハ其ノ募集補助員ニ交付スヘシ

第五條 募集ニ著手セントスルトキハ募集従事者ヨリ募集地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ募集スルコトヲ得ス

一 未成年者ニシテ法定代理人ノ承諾ナキ者

二 有夫ノ婦ニシテ夫ノ承諾ナキ者

三 雇傭契約期限内ノ者ニシテ其ノ承諾ナキ者

四 義務教育ヲ終ヘサル學齡兒童但シ滿十二歳以上ニシテ就學ノ免除若ハ猶豫ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 募集者、募集従事者及其ノ補助員ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一 詐言其ノ他不正ノ手數ヲ以テ募集シ又ハ應募ヲ強セサルコト

二 應募者ニ對シ通信、面接、其ノ他自由ヲ妨害シ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲ササルコト

三 應募者ヨリ手數料又ハ報酬ヲ受ケサルコト

四 募集ニ従事スルトキハ傭主ニ在リテハ第一條ノ認可書ヲ募集従事者ニ在リテハ第二條ノ認可書ヲ募集補助員ニ在リテハ第四條ノ認可書ヲ携帯シ警察官吏ノ請求アルトキハ之ヲ開示スルコト

第八條 應募者ヲ使役地ニ出發セシムルトキハ募集従事者ヨリ其ノ住所身分氏名年齢ヲ記シ出發五日

前ニ募集地ノ所轄警察官署又ハ巡查部長派出所若ハ巡查駐在所ニ届出ツヘシ

但シ應募者ニシテ第六條各號ノ一ニ該當スル者ナルトキハ法定代理人又ハ夫若ハ雇主ノ承諾書ヲ添付スヘシ

第九條 募集者募集従事者及其ノ補助員ハ募集上ニ關シ警察官吏ヨリ尋問ヲ受ケ又ハ書類帳簿檢閲ノ請求アリタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十條 募集ヲ終リタルトキハ遲滞ナク第一條、第二條及第四條ノ認可書ヲ返納スヘシ

第十一條 傭主又ハ募集従事者及其ノ補助員ニシテ本則ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行爲アリト認ムルトキハ其ノ認可ヲ取消シ又ハ募集ヲ停止スルコトアルヘシ

第十二條 縣内ニ住所又ハ事務所ヲ有スル募集者ニシテ第一條、第二條ノ届出ヲ爲ス場合ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十三條 第一條乃至第五條、第七條第四號、第八條、第十條、第十二條ノ規定ハ勞働者ノ使役地所

轄警察官署ノ管内ニ限ル募集ニハ之ヲ適用セス但シ本文募集ノ場合ハ傭主ヨリ其ノ募集人員、目的及期間ヲ記シ豫メ所轄警察官署ニ届出ツヘシ其ノ事項ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十四條 第一條第一項、第二條第一項、第四條第一項、第六條、第七條、第八條、第九條、第十三條但書ニ違反シ若ハ停止中募集ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處シ第一條第二項、第五條、第十條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

前項ノ罰則ハ法人ニ在リテハ之ヲ其ノ代表者ニ適用ス

第十五條 本則ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ狀情ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

附 則

本則施行ノ際現ニ勞働者ノ募集ヲ爲スモノハ大正二年十月三十一日迄ニ第一條、第二條、第四條、第十三條但書ノ手續ヲナスヘシ

大 分 縣

職工其他勞働者募集取締規則

(明治四十二年十月五日)  
大分縣令第四十一號

職工其他勞働者募集取締規則左ノ通定ム  
本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

職工其他勞働者募集取締規則

- 第一條 職工其他ノ他ノ勞働者ヲ募集セムトスルモノハ傭主ヨリ左ノ事項ヲ具シ當廳ヘ願出許可ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 一 傭主ノ住所、氏名、年齢、職業、法人ニアリテハ其名稱主タル事務所所在地並其ノ代表者ノ氏名
  - 二 募集従事者、住所、氏名、年齢、職業
  - 三 募集ノ目的及其ノ方法
  - 四 募集事務所ヲ設ケタルトキ其ノ所在地
  - 五 募集ノ人員及男女別並年齢
  - 六 募集ノ區域及期間
  - 七 契約年限解雇ノ方法及勞働時間(晝夜ノ別)並休日
  - 八 疾病死傷等ノ場合ニ於ケル救護ノ方法
  - 九 應募者ニ給スル滞在費用、往復旅費、賃錢及其支給方法並賄給與ノ方法
  - 十 賞罰貯金並衛生教育風紀維持其ノ他取締ニ關スル方法

十一 其ノ他應募者ト契約スヘキ事項

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ募集ニ從事スルコトヲ得ス但改悛ノ情アリト認ムル者ハ許可スルコトアルヘシ

一 略取、誘拐、猥褻、姦淫、監禁、強窃盜、詐欺、強喝ノ罪ヲ犯シタル者

二 密賣淫ノ媒合若クハ容止ヲ爲シ處分ヲ受タル者

三 嘗テ紹介業又ハ労働者募集ノ許可ヲ取消サレタル者

四 前各號ノ外素行不良ニシテ不適當ト認ムル者

第三條 募集ニ着手セムトスルトキハ募集従事者ヨリ募集地所轄警察官署ヘ届出ヘシ募集ヲ止メタルトキ亦同シ

第四條 募集従業者ニシテ募集上ニ關シ他人ヲ使用セムトスルトキハ其ノ住所、職業、氏名、年齢ヲ具シ募集地所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ但第二條ニ該當スル者ハ使用スルコトヲ得ス

第五條 左ノ各號ニ該當スルモノハ之ヲ募集スルコトヲ得ス

一 未成年者ニシテ法定代理人ノ承諾ナキ者

二 有夫ノ婦ニシテ夫ノ承諾ナキモノ

三 雇傭契約期限内ノ者ニシテ其ノ雇主ノ承諾ナキ者

四 十二年未滿ノ者又ハ義務教育年限内ノ者ニシテ就學ノ免除若クハ猶豫ヲ得サル者

第六條 募集従事者及其ノ使用人ハ左ノ行爲アルヘカラス

一 虚偽ノ方法又ハ不正ノ手段ヲ以テ募集、勧誘シ若クハ契約スルコト

二 應募者ニ對シ通信其ノ他自由ヲ妨害シ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲スコト

三 其ノ他公安風俗ヲ害スル行爲ヲ爲スコト

第七條 募集ヲ終リタルトキハ募集従業者ヨリ應募ノ住所、身分、氏名、年齢ヲ詳記シ出發五日前應募者所轄警察官署ヘ届出ヘシ應募者ニシテ第五條各號ニ該當スル者ナルトキハ其承諾書ヲ添付スヘシ

第八條 募集従事者及其ノ使用人ハ募集行爲ニ關シ警察官吏ヨリ尋問ヲ受ケ又ハ書類帳簿檢閲ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第九條 募集者又ハ募集従事者及其使用人ニシテ本則ニ違背シ若クハ公安風俗ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ募集ノ許可ヲ取消シ又ハ募集ヲ停止スルコトアルヘシ

第十條 第六條ニ違背シタル者ハ二十圓未滿ノ科料又ハ三十日未滿ノ拘留ニ處ス

第十一條 第一條、第二條、第四條、第五條、第七條ニ違背シ又ハ第八條ノ請求ヲ拒ミ若クハ虚偽ノ申述ヲ爲シ又ハ第九條ノ命令ニ從ハサル者ハ二十日以下ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

第十二條 第三條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第十三條 法人ニシテ本則第一條、第五條ニ違背シタルトキハ其ノ代表者ヲ處罰ス

紹介業取締規則 (明治三十三年十一月十日 大分縣令第四十五號)

第一條 本則ニ於テ紹介業ト稱スルハ奴婢、店員、事務員、乳母、藝妓、娼妓、仲居、酌婦、諸雇人又ハ船夫、職工、其他労働者ノ口入、周旋ヲ以テ營業ト爲スヲ云フ

第二條 紹介營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ營業所々轄警察官署ニ出願シ許可ヲ受クヘシ手数料金額ヲ變更セムトスルトキハ亦同シ

- 一 本籍、住所、氏名、年齢
  - 二 營業所ノ位置
  - 三 紹介手数料額
- 第二條ノ次ニ左ノ追加ス
- 第二條ノ二 公安ヲ害シ風俗ヲ紊ル虞アル者ハ營業ヲ許可セス
  - 第三條 宿屋、料理屋、飲食店、待合茶屋、貸座敷ノ業ヲ爲ス者又ハ藝妓ヲ寄寓セシムル者ハ紹介業者タルコトヲ得ス
  - 第四條 左ノ各部ノ一ニ該當スルトキハ營業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ
    - 一 公安ヲ害シ風俗ヲ紊ルノ虞アリト認めタルトキ
    - 二 本則ニ違犯シ處罰ヲ受クルモ尙ホ改悛ノ情ナシト認めタルトキ
  - 第五條 管理人ヲ置キ又ハ家族、雇人、其ノ他ノ者ヲシテ營業ニ關與セシメタルトキハ其ノ本籍住所、氏名、年齢ヲ具シ營業所々轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ之等ノ者ニシテ公安ヲ害シ風俗ヲ紊ルノ虞アリト認めタルトキ又ハ本則ノ規定ニ違犯シテ不適當ト認めタルトキハ其ノ關與ヲ禁止シ又ハ解雇ヲ命スルコトアルヘシ
  - 第六條 左ノ事項ハ三日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
    - 一 住所氏名ヲ變更シタルトキ
    - 二 營業所ヲ變更シタルトキ
    - 三 廢業シタルトキ

- 四 死亡シタルトキ但此場合ハ戶籍法上ノ届出義務者ニ於テ之ヲ爲スヘシ
- 五 管理人又ハ營業ニ關スル家族雇人其ノ他ノ從業者ノ住所、氏名ヲ變更シ又ハ其ノ他ノ異動ヲ生シタルトキ
- 第七條 紹介營業者ハ紹介名簿ヲ作成シ紹介ヲ爲ス毎ニ左ノ事項ヲ記載シ置クヘシ
  - 一 紹介セラル、者ノ住所、氏名、年齢及業體ノ種別
  - 二 紹介ヲ受ケタル者ノ住所、氏名及職業
  - 三 第九條ニ依リ承諾シタル者ノ住所、氏名及紹介セラル、者トノ親族關係
  - 四 稼業又ハ營務ニ關スル契約ノ要領及期間並報酬金額
  - 五 紹介手数料
  - 六 紹介ノ年月日
- 第八條 紹介名簿ハ警察官吏又ハ其ノ記載事項ニ關係アル者ニ於テ閱覽ヲ求ムルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第九條 紹介セラル、者妻ナルトキハ其夫、未成年者ナルトキハ其ノ親權ヲ行フ者又ハ後見人及戶主ノ承諾スル場合ノ外紹介ヲ爲スコトヲ得ス
- 第十條 紹介セラル、者又ハ紹介ヲ受クル者ノ身元ヲ詳ニセスシテ紹介ヲ爲スコトヲ得ス
- 第十一條 紹介セラル、者又ハ紹介ヲ受クル者ニ對シ定額紹介手数料ノ外何等ノ名義ニ拘ハラズ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス
- 第十二條 紹介營業者ハ其住所又ハ營業所ニ紹介セラル、者ヲ宿泊セシムルコトヲ得ス

若シ止ラ得スシテ宿泊セシメムトスルトキハ警察官署ノ承認ヲ受クヘシ

第十三條 紹介手数料ノ抵償トシテ紹介セラル、者ノ所持スル物品ヲ取受スルコトヲ得ス

第十四條 紹介セラレタル者ノ紹介先キヲ尋ヌル者アルトキハ之ヲ隠蔽スルコトヲ得ス

第十五條 第二條ノ許可ヲ受ケスシテ營業ヲナシ若クハ第七條、第九條、第十條、第十一條、第十三

條又ハ第十四條ニ違背シタル者ハ二十日以下ノ留拘又ハ二十圓未満ノ科料ニ第五條、第六條、第八

條又ハ第十二條ニ違背シタル者ハ五圓以下ノ科料ニ處ス

第十五條ノ二 管理人、家族、雇人其他ノ營業關與者ニシテ本則ニ違背シタルトキハ營業者ハ自己ノ

指揮ニ出サルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

第十六條 本則ハ明治三十三年十一月十五日ヨリ施行ス

第十七條 現ニ本則第一條ノ營業ヲ爲ス者ハ本則施行ノ日ヨリ十日以内ニ第二條ニ依リ出願ノ手續ヲ

爲スヘシ

### 熊 本 縣

#### 周旋業取締規則

(大正五年二月十八日  
熊本縣令第四號)

第一條 本則ニ於テ周旋業ト稱スルハ手数料ヲ受ケ藝妓、娼妓、酌婦、僕婢、職工、其ノ他勞務者ノ稼業又ハ雇傭ニ關シ周旋ヲ爲ス業ヲ謂フ

第二條 周旋業ヲ爲サムトスル者ハ住所、氏名、生年月日及業務所ヲ具シ業務所所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ但シ未成年者及禁治産者ノ願書ニハ法定代理人ノ連署ヲ要ス

第三條 公安若クハ風俗ヲ害シ又ハ他人ニ名義ヲ假スノ虞アリト認ムル者ニハ周旋業ヲ許可セズ

周旋業ノ許可ヲ受ケタル者前項ノ事由ニ該當シ又ハ本則ニ違背シタルトキハ其ノ業ヲ停止シ若クハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第四條 周旋業者許可ヲ受ケタルトキヨリ三箇月間故ナク開業セス又ハ六箇月間休業シ若ハ所在不明トナリタルトキハ許可ハ其ノ効ヲ失フ

第五條 左ノ場合ニ於テハ十日以内ニ所轄警察官署又ハ巡查派出所巡查駐在所ニ届出ツヘシ但シ死亡ノ場合ハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ届出ツヘシ

一 住所氏名又ハ業務所ノ變更アリタルトキ

二 法定代理人ノ異動アリタルトキ

三 休業廢業又ハ死亡シタルトキ

前項第一號ノ場合ニ於テ他ノ警察官署ノ所轄内ニ移轉シタルトキハ前所轄警察官署ニ其旨届出ツヘ

シ

第六條 從業者ヲ使用スルトキハ其ノ住所、氏名、生年月日ヲ五日以内ニ所轄警察官署又ハ巡查派出所  
所巡查駐在所ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ罷メタルトキ亦同シ

從業者ニシテ公安若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ警察官署ハ周旋業者ニ對シ其ノ使用禁  
止ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 手數料ハ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項ニ依リ認可ヲ受ケタル手數料ハ業務所内賭場所ニ掲出スヘシ

第八條 認可ヲ受ケタル手數料ノ外名義ノ如何ニ拘ラス金錢物品ヲ受ケ若ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス  
但シ最低ノ汽車、汽船、車馬賃及宿泊料ノ實費ハ此限ニ在ラス

第九條 周旋業者ハ別記第一號様式ノ標札ヲ門戸ニ掲クヘシ

第十條 周旋業者ハ別記第二號様式ノ周旋簿ヲ調製シ周旋ノ都度所定ノ事項ヲ正確ニ記入スヘシ

前項ノ周旋簿ハ其ノ紙數ヲ表記シ使用前所轄警察官署ノ檢印ヲ受クヘシ

第十一條 周旋業者ハ警察官吏ノ周旋簿其ノ他業務上ニ關スル書類ノ檢閱ニ對シ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十二條 周旋業者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一 宿屋、料理屋、待合茶屋、飲食店、貸座敷ヲ兼業シ又ハ此等ノ場所ニ業務所ヲ置カサルコト

二 周旋完了前ニ於テ手數料ヲ收受シ又ハ請求セサルコト

三 警察官署ノ許可ヲ受ケスシテ被周旋人ヲ業務所又ハ自宅ニ宿泊セシメサルコト

四 周旋ニ關シ故ニラ事實ヲ隱蔽若ハ詐稱シ又ハ被周旋人ニ對シ抱主若ハ雇主ノ轉換ヲ勸誘セサル

コト

五 法定代理人ノ許諾ナキ未成年者又ハ身元詳カナラサル者ヲ周旋セサルコト

第十三條 組合規約ヲ設ケムトスルトキハ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスル  
トキ亦同シ

第十四條 第二條、第六條第一項、第八條、第十條乃至第十二條ニ違背シ又ハ第六條第二項ノ命ニ從  
ハス若ハ周旋業停止中其業ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス第五條、第七條第二項、第九條ニ違  
背シタル者ハ科料ニ處ス

第十五條 本則ニ規定シタル違背行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ  
依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

第十六條 周旋業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人  
ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラス

第十七條 周旋業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居人、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ本  
則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附 則

本則施行前雇人口入營業ノ許可ヲ受ケタル者ハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第一號様式

第	何々	號
周	住	業
旋	氏	所
業	名	

材料適宜  
長 二尺五寸  
幅 八寸

第二號様式

例	凡	第			前借金給料額	備考
		種	號	第		
		被周旋人ノ住所 氏名生年月	雇主(抱主)ノ 住所氏名	被周旋人就業ノ 種類及期間	料手 額數	周旋ノ 年月日

凡例  
保證人アルトキハ其住所氏名生年月日ヲ備考欄ニ記載スヘシ

宮崎縣

職工其他労働者募集取締規則 (明治四十二年六月二十六日 宮崎縣令第二十六號)

第一條 職工其他労働者ヲ募集セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ認可ヲ受クヘシ募集中其事項ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ本縣内ニ於テ使役スル職工其他労働者ノ募集ヲ爲ス場合ハ此限ニ在ラス

一 募集者ノ本籍、住所、職業、氏名、年齢、法ルニアリテハ其事務所ノ所在地名稱、代表者ノ住所、氏名、年齢、募集ニ從事セサルトキハ其從事者ノ本籍、住所、職業、氏名、年齢及募集者トノ關係

二 募集ノ目的及其方法

三 募集區域期間募集豫定人員(男女別及勞役ノ種類)並ニ年齢ノ範圍

四 應募者ニ給スル滞在費用、往復旅費、雇入後ニ於ケル賃錢及其支給方法並ニ賄給與ノ方法

五 就業時間及休日

六 疾病、死傷等ノ場合ニ於ケル保護方法

七 賞與、懲戒、貯金、衛生、教育、風紀維持其他雇入後ニ於ケル取締ニ關スル方法

八 契約期間及期間内解約方法

九 其他應募者ト契約スヘキ事項

第二條 左ノ各項ノ一ニ該當スル者ハ募集ヲ爲シ又ハ募集ニ從事セシメ若ハ從事スルコトヲ得ス  
一 猥褻、姦淫、略取誘拐、詐欺、恐喝取財、逮捕監禁、強窃盜ノ罪ヲ犯シタル者

- 二 密賣淫ノ媒合容止ヲ爲シタル者
- 三 嘗テ周旋業又ハ勞働者募集ノ許可又ハ認可ヲ取消サレタル者
- 四 其他素行不良ト認ムル者

第三條 募集者又ハ募集従事者ニシテ募集ニ着手セムトスルトキハ着手十日前ニ其旨届出ヲ爲シ左記様式ノ證票ノ交付ヲ受ケ募集従事中ハ之ヲ携帯スヘシ

何會社員又ハ本籍住所	募集従事者 氏 名
職工(又ハ勞働者)募集之證	年 齡
募集者會社名又ハ住所氏名	

一 募集區域	二 募集期限 自明治 年 月 日 至明治 年 月 日
三 募集人員	四 募集事務所
明治 年 月 日	
縣印	

第四條 募集中ハ本縣内ニ一定ノ募集事務所ヲ設ケ所轄警察官署ヲ經テ届出ツヘシ之ヲ變更シタルト

キ亦同シ

第五條 募集事務所ニハ募集ニ關スル記録ヲ備ヘ應募者ヲ採用シタルトキハ其住所、氏名、年齢、應募年月日ヲ記載シ置クヘシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ募集スルコトヲ得ス

- 一 法定代理人ノ同意ヲ得サル未成年者
- 二 夫ノ承諾ヲ得サル妻
- 三 他ノ雇傭中ニアル者ニシテ雇主ノ承諾ヲ得ス其他適法ニ契約ヲ解除セサル者
- 四 年齢十二歳未滿ノ者義務教育年限内ニ在ルモノニシテ就學ノ免除者若ハ猶豫ヲ得サル者

第七條 募集者及募集従事者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 虚偽ノ言行ヲ用ヒ其他不正ノ手段ヲ以テ募集誘引ヲ爲ササルコト
- 二 應募者ヨリ金錢、物件ヲ收受セサルコト
- 三 不正ノ手段ニ依リ又應募者ノ意思ニ反スル契約ヲ爲サ、ルコト
- 四 應募者ニ對シ、通信面接其他自由ヲ妨害シ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲ササルコト
- 五 其他公安風俗ヲ害スル行爲ヲ爲ササルコト

第八條 募集ヲ止メタルトキハ募集事務所々在地所轄警察官署ヲ經テ其旨届出テ第三條ノ證票ヲ返納スヘシ

第九條 應募者ヲ勞務地ニ出發セシメムトスル時ハ應募者ノ住所、氏名、年齢並ニ出發ノ日時ヲ記シ出發五日前ニ當廳ニ到達スル様届出ツヘシ



第十條 募集者若ハ募集従事者本則ニ違反シ其他不正ノ行爲アリト認ムルトキハ其認可ヲ取消シ又ハ募集ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條 警察官吏ハ募集事務所ニ臨檢シ又ハ其募集ニ關スル帳簿書類及第三條ノ證票等ヲ検査スルコトアルヘシ

第十二條 本則第一條乃至第九條ニ違反シ若ハ書類帳簿ニ不實ノ事項ヲ記載シ又ハ第十一條ノ検査ヲ拒ミタル募ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

第十三條 法人ノ業務ニ關シテハ本則ノ違反行爲ヲ爲シタル業務擔當者又ハ代表者ニ前條ノ罰則ヲ適用ス

### 鹿兒島縣

#### 労働者募集取締規則

(明治四十三年十一月十二日)  
(鹿兒島縣令第百號)

第一條 縣外ニ於テ使役スル職工、徒弟、工夫、工女、腦丁其ノ他労働者(移民保護法ニ依リ許可ヲ受クヘキ労働者ヲ除ク)ヲ募集セムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ契約書案ヲ添ヘ知事ノ許可ヲ受クヘシ

一 住所、氏名、職業、年齢(法人ニ在リテハ其名稱、住所及代表者ノ住所、氏名)

二 労働者ノ種類

三 使役スヘキ場所ノ名稱及其ノ所在地

四 募集ノ男女別員數及年齢

五 募者區域及期間

六 應募者ノ應募及歸國旅費支辨方法

七 賃銀ノ額及疾病死傷ノ場合ニ於ケル保護救済ニ關スル方法

八 契約期限、就業時間、休日並期限內解備ニ關スル條件

九 賞與其ノ他待遇ニ關スル方法

十 募集事務所又ハ出張所ヲ設クルトキハ其ノ所在地

前項第一號、第十號ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク知事ニ届出ツヘシ

第二條 第一條ニ依リ許可ヲ受ケタル後第二號乃至第九號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ關係事項ヲ

具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第三條 他人ヲシテ募集ニ從事セシムトスルトキハ其ノ住所、氏名、年齢ヲ記シ履歷書ヲ添ヘ知事ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ認可證ハ募集従事者ニ交付スヘシ

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ募集ヲ停止セシメ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 本則又ハ本則ニ依リ發シタル命令ニ違反シタルトキ
- 二 不良行爲アリタルトキ

募集従業者ニシテ前項ニ該當スルトキハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第五條 募集ニ著手スルトキハ募集ニ從事スル者ノ氏名及滞在地方ヲ募集地ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第六條 左ノ各號シ一ニ該當スル者ハ募集スルコトヲ得ス

- 一 就學ノ義務ヲ了ヘサル者
  - 二 法定代理人ノ同意ナキ未成年者、夫ノ許可ナキ妻
  - 三 他ニ被雇傭又ハ應募ノ契約ヲ爲シタル者ニシテ雇主ノ承諾ナキ者
- 第七條 募集ニ從事スルトキハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
- 一 詐言其ノ他不正ノ方法ヲ以テ募集セサルコト
  - 二 應募者ヲ苛酷ニ取扱ハサルコト
  - 三 應募者ニ面會ヲ求ムル者アルトキハ之ヲ隱秘シ又ハ取次ヲ拒マサルコト

四 應募者ヨリ手数料若ハ報酬ヲ受ケサルコト

五 應募ヲ強ヒサルコト

六 募集許可證(募集従業者ニ在リテハ認可證)ヲ携帯スルコト

第八條 募集ヲ終ヘタルトキハ遲滞ナク應募者ノ住所、氏名、年齢ヲ知事ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニハ募集許可證又ハ認可證ヲ返納スルコトヲ要ス

第九條 應募者ヲ出發セシメントスルトキハ其ノ住所、氏名、出發ノ日時及乗車又ハ乗船地ヲ豫メ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十條 所轄警察官署ハ取締上必要アリト認ムルトキハ應募者ノ出發ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條 募集ニ從事スル者ハ募集人名簿ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 應募者ノ住所、氏名、年齢、職業
- 二 雇傭契約ノ年月日及期限
- 三 保證人ノ氏名

第十二條 警察官吏ハ隨時募集行爲ニ關シ質問ヲ爲シ又ハ書類ノ檢閲ヲ爲スコトアルヘシ

第十三條 第一條第一項第二條、第三條第一項、第六條、第七條、第十一條ニ違反シ又ハ募集人名簿ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者停止中募集ヲ爲シタル者第十條ノ停止命令ニ違反シ出發セシメタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十四條 第五條、第八條第一項、第九條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十五條 第一條第二項第三條第三項ニ違反シタル者ハ十圓未満ノ科料ニ處ス

第十六條 本則ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ

依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

第十七條 募集ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ代理者、戶主、家族、同居者、雇人等ニシテ其ノ募集行為ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス  
法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ハ法人ニ適用ス法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ其ノ被告人トス

附 則

明治三十年縣令第九十號職工募集届出ニ關スル規定ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

周旋業取締規則  
(明治四十二年十一月十二日)  
(鹿兒島縣令第九十九號)

周旋業取締規則左ノ通定ム

周旋業取締規則

第一條 本則ニ於テ周旋業ト稱スルハ男女職工、徒弟其ノ他雇人及藝妓、娼妓、酌婦ノ口入周旋ヲ爲スヲ業トスルモノヲ謂フ

第二條 周旋業ヲ爲サムトスル者ハ本籍、住所、氏名、年齢及營業場所ヲ記シ所轄警察官署ノ許可ヲ受

クヘシ警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ被周旋人ノ種類ヲ制限シテ許可スルコトアルヘシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ營業ノ免許ヲ與ヘサルコトアルヘシ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 平素ノ行為不良ト認ムル者

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ警察官署ハ營業ヲ停止シ又ハ免許ヲ取消ス事アルヘシ

一 本則又ハ本則ニ依リ發シタル命令ニ違反シタルトキ

二 所在不明トナリタルトキ

三 第三條第一號ニ該當スルニ至リタルトキ

四 不良行為アリタルトキ

第五條 營業者ハ宿屋、料理屋、飲食店、貸席、貸座敷及藝妓置屋、遊技場營業ヲ兼スルコトヲ得ス

第六條 免許證ヲ毀損、亡失シ又ハ免許證記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出再渡又ハ書換ヲ請フヘシ

第七條 左記第一號ハ事前ニ第二號ハ五日以内ニ第三號ハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ第一號ノ變更地ニシテ他ノ警察官署内ニ係ルトキハ變更地ノ警察官署ニモ亦

之カ届出ヲ爲スヘシ

一 住所又ハ營業場所ヲ變更セムトスルトキ

二 廢業シタルトキ

三 死亡シタルトキ

前項第二項第三號ノ場合ニ於テハ免許證ヲ返納スル事ヲ要ス

第八條 使用人ヲ雇入レタルトキハ其ノ住所、氏名、年齢ヲ記シ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

前項ノ使用人ヲ解雇シタルトキハ五日以内ニ其ノ旨届出ツヘシ

第九條 前條ノ使用人ニシテ不良行為アリタルトキハ警察官署ハ之カ解雇ヲ命スルコトアルヘシ

第十條 營業者ハ左ニ掲グル者ヲ周旋スル事ヲ得ス但第一號該當者ニシテ身元確實ナル者之カ保證ヲ

爲ス場合第三號該當者ニシテ雇傭セムトスル者ノ承諾アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 身元確實ナラサル者

二 法定代理人ノ同意ヲ得サル未成年者、夫ノ許可ヲ得サル妻

三 妊娠中ノ者

四 雇傭主ノ承諾ナキ契約期限内ノ者

第十一條 營業者ハ手數料額ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

第十二條 營業者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一 事實ヲ虚構シ又ハ依頼者ノ意見ニ反シテ周旋セサルコト

二 被周旋人ヲ宿泊セシメサルコト

三 手數料ハ營業所ノ見易キ場所ニ揭示スルコト

四 手數料ノ外金錢物品ヲ受ケサルコト

五 被周旋人ノ所持品ヲ受領シ又ハ入質賣却ノ周旋ヲ爲サムトスルトキハ警察官吏ノ承認ヲ受クルコト

六 被周旋人ニ對シ周旋先ヲ隠秘セサルコト

七 被周旋人ノ給料又ハ前借金等ノ授受ニ干渉セサルコト

第十三條 營業者ハ周旋人名簿ヲ備ヘ周旋ノ都度被周旋人ノ住所、氏名、年齢、周旋先、手數料等ヲ記載スヘシ

前項ノ名簿ハ所轄警察官署ノ認可ヲ受クルニ非サレハ廢棄スルコトヲ得ス

第十四條 警察官吏ハ時々營業所ニ臨檢シテ帳簿ノ檢閲ヲ爲シ又ハ必要ノ質問ヲ爲スコトアルヘシ

第十五條 第二條第一項、第十一條、第十二條ニ違反シタル者第十條ニ違反シテ第一號、第二號、第四號ニ該當スル者又ハ情ヲ知テ第三號ニ該當スル者ヲ周旋シタル者停止中營業ヲ爲シタル者第十四條ノ臨檢又ハ帳簿ノ檢閲ヲ拒ミタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十六條 第八條第十三條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十七條 第六條第七條ニ違反シタル者ハ十圓未満ノ科料ニ處ス

第十八條 本則ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シテ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スル事ヲ得

第十九條 營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルコトヲ得ス

附 則

明治二十六年縣令第四十五號雇人口入營業取締規則ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス本令施行ノ際免許ヲ得テ雇人口入ノ營業ヲ爲シツツアル者ハ本令ニ依リ周旋業ノ免許ヲ得タル者ト看做ス

第一號様式

木 札 縦	曲尺三寸	横曲尺二寸	木製用材適宜
表 何郡(市)何町(村)番地 雇傭周旋業 何 某 從業者 何 某 生年月日 某		裏 大正 警察署 烙 分 署 印 月 日	

鹿兒島縣